



目次

条例のあらまし

- 埼玉県手数料条例の一部を改正する条例のあらまし（財政課）
- 知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例のあらまし（地域政策課）
- 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例のあらまし（人事課）
- 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例及び埼玉県教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例のあらまし（人事課）
- 埼玉県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例のあらまし（こども支援課）
- 児童福祉法施行条例の一部を改正する条例のあらまし（こども安全課）
- 埼玉県産業技術総合センター条例の一部を改正する条例のあらまし（産業創造課）
- 埼玉県カスタマーハラスメント防止条例のあらまし（雇用・人材戦略課）
- 埼玉県都市公園条例の一部を改正する条例のあらまし（公園スタジアム課）
- 学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例のあらまし（教職員課）

条例

- 埼玉県手数料条例の一部を改正する条例（財政課）
- 知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（地域政策課）
- 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（人事課）
- 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例及び埼玉県教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例（人事課）
- 埼玉県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（こども支援課）
- 児童福祉法施行条例の一部を改正する条例（こども安全課）
- 埼玉県産業技術総合センター条例の一部を改正する条例（産業創造課）
- 埼玉県カスタマーハラスメント防止条例（雇用・人材戦略課）
- 埼玉県都市公園条例の一部を改正する条例（公園スタジアム課）
- 学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（教職員課）

規則

- 会計年度任用職員の報酬等に関する規則の一部を改正する規則（人事課）

- 初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則（総務給与課）
- 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則（総務給与課）
- 宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則（総務給与課）
- 農林業普及指導手当に関する規則の一部を改正する規則（総務給与課）
- 特地勤務手当等に関する規則等の一部を改正する規則（総務給与課）
- 給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則（総務給与課）
- 職員の給与に関する条例附則第十五項、第十七項、第十九項又は第二十項の規定による給料に関する規則の一部を改正する規則（総務給与課）
- 職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則（任用審査課）
- 学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則（教職員課）
- へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則（教職員課）
- 学校職員の日直手当及び宿直手当に関する規則の一部を改正する規則（教職員課）
- 義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則（教職員課）
- 教育職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則（教職員課）
- 学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則（教職員課）
- 会計年度任用学校職員の報酬等に関する規則の一部を改正する規則（教職員課）

訓令

- 技能職員の給与等に関する規程の一部を改正する訓令（人事課）
- 技能職員の給与等に関する規程の一部を改正する訓令（教職員課）
- 埼玉県人事委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令（総務給与課）

管理規程

- 埼玉県企業職員給与規程の一部を改正する規程（公営企業・総務課）
- 埼玉県下水道局職員給与規程の一部を改正する規程（下水道管理課）

告示

- 個人の県民税の寄附金税額控除の対象となる法人又は団体の指定に関する告示（税務課）
- 使用料及び手数料の収納事務委託（精神保健福祉センター）
- 雨水流出抑制施設の告示（河川砂防課）
- 和光市越後山地区画整理組合の理事の氏名及び住所の変更（市街地整備課）
- 草加都市計画公園の変更に係る図書の写しの縦覧（公園スタジアム課）
- 埼玉県都市公園条例別表第二第一号の知事が別に定める額（公園スタジアム課）
- Microsoft 365 ライセンス調達及びアカウント管理業務委託に関する落札者等の公示（ICT教育推進課）
- 県道本庄寄居線の区域の変更（本庄県土整備事務所）
- 県道加藤平沼線の区域の変更（越谷県土整備事務所）

- 県道加藤平沼線の供用の開始 (越谷県土整備事務所)
- 県道春日部久喜線の区域の変更 (杉戸県土整備事務所)
- 県道春日部久喜線の供用の開始 (杉戸県土整備事務所)
- 開発行為に関する工事の完了公告 (川越建築安全センター)
- 水道用ポリ塩化アルミニウムの調達に関する入札公告 (水道管理課)
- 水道用液体塩素の調達に関する入札公告 (水道管理課)
- 水道用次亜塩素酸ナトリウムの調達に関する入札公告 (水道管理課)
- 水道用粉末活性炭 (ウェット炭) の調達に関する入札公告 (水道管理課)
- 水道用粉末活性炭 (ドライ炭) の調達に関する入札公告 (水道管理課)
- 水道用濃硫酸の調達に関する入札公告 (水道管理課)
- 水道用超高塩基度ポリ塩化アルミニウムの調達に関する入札公告 (水道管理課)
- 水道用高機能粉末活性炭 (ウェット炭) の調達に関する入札公告 (水道管理課)
- 政治資金規正法に基づく収支報告書等の閲覧及び写しの交付規程の一部を改正する告示 (選挙管理委員会)
- 政党助成法に基づく報告書等閲覧規程の一部を改正する告示 (選挙管理委員会)

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県手数料条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第四十七号）（財政課）

一 趣旨

政党助成法等の一部改正に伴い、支部報告書等の写しの交付手数料の額を定めるとともに、電磁的記録による少額領収書等の写しの交付に係る手数料の額を定める等するための改正

二 内容

- (一) 政党助成法等の一部改正に伴う支部報告書等の写しの交付手数料の新設
- ア 複写機により用紙に複写したもの 一枚につき 十円
 - イ 電磁的記録を光ディスクに複写したもの 一枚につき六十円又は八十円
- (二) 電磁的記録による少額領収書及び收支報告書等の写しの交付手数料の追加
- 電磁的記録を光ディスクに複写したもの 一枚につき六十円又は八十円
- (三) 規定の整備

三 施行期日

二(一)については令和八年一月一日、二(二)及び二(三)については公布の日

本号で公布された条例のあらまし

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県

条例第四十八号）（地域政策課）

一 趣旨

市町村への権限移譲の推進を図るため、知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理することとし、また、規定の整備をするための改正

二 内容

- (一) 处理する市町村が拡大する事務（三事務）
- (二) 移譲を行う事務範囲の拡大（一事務）
- (三) 規定の整備

三 施行期日

令和八年四月一日

ただし、一部は公布の日など

本号で公布された条例のあらまし

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（埼玉県条例第四十九号）（人
事課）

一 趣旨

令和七年十月十六日付けの埼玉県人事委員会の職員の給与についての勧告及び
報告等を踏まえ、職員の給与の改定等をするための改正

二 内容

- (一) 給料表を若年層に重点を置きつつ、全ての職員について引上げ
- (二) 獣医師の初任給調整手当の新設
- (三) 期末・勤勉手当の支給割合の引上げ
- (四) 通勤手当の自動車等の使用距離上限の引上げ及び駐車場等の利用に対する通
勤手当の新設
- (五) 国に準じた特地勤務手当等及び宿日直手当の改定
- (六) 級別基準職務表の見直し

三 施行期日

公布の日。ただし、二(一)、二(三)の令和八年度以降の期末・勤勉手当の支給割合、
二(四)及び二(六)は令和八年四月一日

本号で公布された条例のあらまし

特別職の職員の給与及び旅費に関する条例及び埼玉県教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第五十号）（人事課）

一 趣旨

知事等の特別職の期末手当の額を改定するための改正

二 内容

期末手当の支給割合の引上げ

ただし、知事については、引き続き、これまでの割合で支給

三 施行期日

公布の日。ただし、令和八年度以降の期末手当の支給割合は令和八年四月一日

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第五十一号）（こども支援課）

一 趣旨

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、幼保連携型認定こども園の運営に関する基準を改定するための改正

二 内容

幼保連携型認定こども園の運営に関する基準に虐待等の禁止の規定を加える。

三 施行期日

公布の日

本号で公布された条例のあらまし

児童福祉法施行条例の一部を改正する条例（埼玉県条例五十二号）（こども安全課）

一 趣旨

児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部改正を踏まえ、児童福祉施設等に係る運営に関する基準を改定するための改正

二 内容

児童福祉施設等における乳幼児の健康診断について、母子保健法の規定に基づく健康診査の内容が、児童福祉施設等が行うべき健康診断の全部又は一部に該当すると認められ、かつ、児童福祉施設等の長等がその結果を把握するときは、当該健康診断の全部又は一部を行わないことができることとする。

三 施行期日

公布の日

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県産業技術総合センター条例の一部を改正する条例(埼玉県条例第五十三号)
(産業創造課)

一 趣旨

埼玉県産業技術総合センターに新たに導入及び更新する試験研究機器に係る使用料及び手数料を定め、並びにこれらの額を改定するとともに、利用実績のない老朽化した機器・試験項目を廃止し、その使用料・手数料の規定を条例から削除するための改正

二 内容

(一) 使用料

次の二点を条例に追加する

- | | | |
|-------------------|-----|--------|
| ・ レーザー加工機 | 一時間 | 一、六一〇円 |
| ・ エミッショングラフ测定システム | 一時間 | 三、一七〇円 |

次の使用料を改定する

- | | | |
|-----------|-----|------|
| ・ 真円度測定機 | 一時間 | 六三〇円 |
| ・ 冷熱衝撃試験機 | 一時間 | 五五〇円 |

(二) 手数料

次の二点を条例に追加する

- | | | |
|------------------------|-----|--------|
| ・ エミッショングラフ测定システムによる測定 | 一時間 | 七、三一〇円 |
| ・ 冷熱衝撃試験機による試験 | 一時間 | 一、七七〇円 |

次の手数料を改定する

- | | | |
|------------|--------|--------|
| ・ キヤス試験 | 二四時間 | 三、七三〇円 |
| ・ 真円度測定 | 一試料一測定 | 三、一一〇円 |
| ・ 顕微鏡試験片調製 | 三〇分 | 二、一七〇円 |

(三) 次の六点を条例から削除する

使用料

- ・ 疲労試験機
- ・ 動的粘弹性測定装置
- ・ かくはん機

手数料

- ・ シート状試料の強度試験
- ・ 溶解法による混用率試験
- ・ 膜厚測定

三 施行期日

令和八年三月一日

ただし、二(三)については公布の日

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県カスタマーハラスメント防止条例（埼玉県条例五十四号）（雇用・人材戦略課）

一 趣旨

カスタマーハラスメントの防止に關し、基本理念等を定めることにより、誰もが安心して働くことができる就業環境を整備し、事業者が安定した事業活動を継続できる環境を構築するとともに、顧客等の豊かな消費生活及び公正な取引を促進し、相互に尊重し合える社会の実現を図り、もつて持続可能な社会を実現するための条例の制定

二 内容

（一）事業者、顧客等、事業者団体、就業者及びカスタマーハラスメントの定義
（二）基本理念

- ア 社会全体でカスタマーハラスメントの防止を図る
- イ 何人もカスタマーハラスメントを行ってはならない
- ウ 顧客等及び就業者が対等の立場において相互に尊重する
- エ 顧客等の社会通念上許容される範囲の要望の申出等が妨げられることのないよう配慮されなければならない

（三）各主体の責務

ア 県の責務

カスタマーハラスメント防止施策を総合的に実施する

イ 顧客等の責務

就業者に対する言動に必要な注意を払うよう努める等

ウ 事業者の責務

相談体制の整備等、就業者の業務の管理上必要な措置を講ずるよう努める等

エ 事業者団体の責務

その構成員である事業者が行う取組への必要な助言、協力その他の支援を行うよう努める等

オ 就業者の責務

事業者が基本方針を作成した場合、当該基本方針を遵守するよう努める等

（四）県の施策等

指針の作成及び公表、情報の収集及び提供等

三 施行期日

令和八年七月一日

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県都市公園条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第五十五号）（公園スタジアム課）

一 趣旨

都市公園の公園施設の利用等に係る料金の額の範囲を変更するとともに、公園施設の設置等の許可に係る使用料の額を改定する等するための改正

二 内容

(一) 公園施設の利用等に係る料金の額の範囲の変更

(例) 埼玉スタジアム2002（一箇所・一時間当たり）

	現行	改正後
六一九、四〇五円以下	一、二〇〇、〇〇〇円以下	

屋内運動場及び体育館（一箇所・一時間当たり）

	現行	改正後
七、三六九円以下	一二、二八〇円以下	

音楽堂及び野外ステージ（一箇所・一時間当たり）

	現行	改正後
八、二四九円以下	一五、五七二円以下	

物品の販売、興行その他の営業行為（一平方メートル・一時間あたり）

	現行	改正後
四円以下	八円以下	

(二) 公園施設の設置等の許可に係る使用料の額の改定

(例) 土地（一平方メートル・一月当たり）

	現行	改正後
九三五円	九三五円	

	現行	改正後
八円以下	八円以下	

路線価又は標準宅地の価格を考慮して知事が別に定める額に千分の三・五を乗じて得た額

(三) 指定管理者の管理区域から公園施設の設置管理許可を受けた者の管理区域を除く旨を明文化するため、第二十二条第一項第二号中「維持管理」の下に

「（法第五条第一項の規定により設置又は管理の許可を受けた公園施設の維持管理を除く。第二十五条第一項第二号において同じ。）」を加える。

三 施行期日

令和八年四月一日

ただし、第一十二条第一項第二号の改正規定は、公布の日

本号で公布された条例のあらまし

学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（埼玉県条例第五十六号）
(教職員課)

一 趣旨

令和七年十月十六日付けの埼玉県人事委員会の学校職員の給与についての勧告及び報告を踏まえ、学校職員の給与の改定等をするための改正

二 内容

- (一) 給料表を若年層に重点を置きつつ、全ての職員について引上げ
- (二) 教職調整額の改定に伴う管理職の給料月額の引上げ
- (三) 期末・勤勉手当の支給割合の引上げ
- (四) 通勤手当の自動車等の使用距離上限の引上げ及び駐車場等の利用に対する通勤手当の新設
- (五) 日直・宿直手当等の改定等
- (六) 義務教育等教員特別手当の見直し
- (七) 教職調整額の引上げ
- (八) 多学年学級担当手当の廃止

三 施行期日

公布の日。ただし、二(一)、二(四)、二(七)及び二(八)は令和八年一月一日、二(三)の令和八年度以降の期末・勤勉手当の支給割合及び二(四)は令和八年四月一日

条 例

埼玉県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年十二月二十三日

埼玉県知事 大野元裕

埼玉県条例第四十七号

埼玉県手数料条例の一部を改正する条例

埼玉県手数料条例（平成十二年埼玉県条例第九号）の一部を次のように改正する。
別表企画財政部の項第二号金額の欄を次のように改める。

イ 複写機により用紙に複写したもの

一枚（用紙の両面に複写する場合にあつては、片面を一枚とする。）に
つき

ロ 電磁的記録を光ディスク（日本産業規格X○六〇六及びX六二八一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することができるものに限る。）に複写したもの

一枚につき

六十円

ハ 電磁的記録を光ディスク（日本産業規格X六二四一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することができるものに限る。）に複写したもの

一枚につき

八十円

別表企画財政部の項第三号金額の欄を次のように改める。

イ 複写機により用紙に複写したもの

一枚（用紙の両面に複写する場合にあつては、片面を一枚とする。）に
つき

十円

ロ 電磁的記録を光ディスク（日本産業規格X○六〇六及びX六二八一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することができるものに限る。）に複写したもの

一枚につき

六十円

ハ 電磁的記録を光ディスク（日本産業規格X六二四一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することができるものに限る。）に複写したもの

一枚につき

八十円

別表企画財政部の項に次の一号を加える。

(平成六年法律)

書等の写

第五号) 第三十

二条第五項の規

定に基づく支部

報告書等の写し

の交付

手数料

つては、片面を一枚とする。) につき

一枚（用紙の両面に複写する場合にあ

十円

ロ 電磁的記録を光ディスク（日本産業規格X〇六〇六及びX六二一八一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したもの

一枚につき

六十円

ハ 電磁的記録を光ディスク（日本産業規格X六二四一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したもの

一枚につき

八十円

別表都市整備部の項第七十四号中「第一百三十七条の十二第六項」を「第一百三十七条の十二第十一項」に改め、同項第七十五号中「第一百三十七条の十二第七項」を「第一百三十七条の十二第十二項」に改める。

附 則

この条例は、令和八年一月一日から施行する。ただし、別表企画財政部の項第二号及び第三号の改正規定並びに同表都市整備部の項の改正規定は、公布の日から施行する。

条 例

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年十二月二十三日

埼玉県知事 大野元裕

埼玉県条例第四十八号

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

第一条 知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例（平成十一年埼玉県条例第六十一号）の一部を次のように改正する。

別表第九十五項市町村の欄中「行田市、」を削る。

別表第一百四十四項第二号事務の欄中「行為」の下に「（電子申請等（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う同法第三条第八号に規定する申請等又は埼玉県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成十六年埼玉県条例第十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う同条例第二条第八号に規定する申請等をいう。）に係るものを除く。）」を加える。

第二条 知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第三十二項事務の欄5中「第十九条第二項」を「第二十条第二項」に改める。

別表第四十八項事務の欄5中「第五条第二項」を「第九条第二項」に改める。

別表第六十項第一号事務の欄6及び同項第四号事務の欄5中「第十三条第八項」を「第十六条第八項」に改める。

第三条 知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第二十三項第二号事務の欄中「行為」の下に「（電子申請等（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う同法第三条第八号に規定する申請等又は埼玉県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成十六年埼玉県条例第十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う同条例第二条第八号に規定する申請等をいう。以下同じ。）に係るものを除く。）」を加える。

別表第二十九項事務の欄3中「第十条の三」を「第十条の三第一項」に改め、

同欄に次のように加える。

4 法第十条の三第二項の規定による公表

別表第三十一項第一号市町村の欄中「川口市」の下に「、行田市」を加える。

別表第三十七項第四号事務の欄、同項第五号事務の欄及び同項第六号事務の欄中「行為」の下に「（電子申請等に係るもの）」を加える。

別表第四十七項第二号市町村の欄中「小川町」の下に「、宮代町」を加える。

別表第六十二項第八号事務の欄、同項第九号事務の欄及び同項第十号事務の欄中「行為」の下に「（電子申請等に係るもの）」を加える。

別表第九十四項市町村の欄中「吉川市」を「幸手市、吉川市、伊奈町」に改める。

別表第一百七項第五号事務の欄中「行為」の下に「（電子申請等に係るもの）」を加える。

別表第一百十二項第二号事務の欄中「行為」の下に「（電子申請等に係るもの）」を加える。

別表第一百四項第二号事務の欄中「（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第二百五十一号）第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う同法第三条第八号に規定する申請等又は埼玉県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成十六年埼玉県条例第十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う同条例第二条第八号に規定する申請等をいう。）」を削る。

別表第一百十五項第二号事務の欄中「行為」の下に「（電子申請等に係るもの）」を加える。

第四条 知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第二十七項第一号事務の欄2中「及び第三項第一号」を「及び第三項ただし書」に、「第三十五条第一項第一号、第三十九条の十一、第三十九条の二十一第一項後段」を「第三十五条第一項ただし書、第三十九条の十第一項後段」に改め、同欄19中「第三十九条の二十三後段」を「第三十九条の十一後段」に改める。

附 則

1 この条例は、令和八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条の規定 公布の日

二 第二条の規定 令和七年十二月二十五日

三 第四条の規定 令和八年十二月二十一日

この条例（第三条の規定に限る。以下同じ。）の施行の際改正後の別表の事務の欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令、条例若しくは規則（以下「法令等」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に法令等の規定により知事に対してされた申請その他の行為で、施行日に同表の市町村の欄に掲げる市町の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令等の適用については、当該市町の長のした処分その他の行為又は当該市町の長に対してされた申請その他の行為とみなす。

条 例

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年十二月二十三日

埼玉県知事 大野元裕

埼玉県条例第四十九号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

（職員の給与に関する条例の一部改正）

第一条 職員の給与に関する条例（昭和二十七年埼玉県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第七条の三第一項第一号中「三十一万円」を「三十一万八百円」に改め、同項

第二号中「五万千六百円」を「五万二千百円」に改める。

第十二条の二第三項を削る。

第十二条の三第一項中「、若しくはこの条例の適用を受けない県費支弁の常勤の職員が職員となるために異動し」を削り、同条第二項中「職員以外の地方公務員、国家公務員又は委員会規則で定める法人その他の団体に使用される者であつた者から引き続き」を「新たに」に改め、「（任用の事情等を考慮して委員会規則で定める職員に限る。）」を削る。

第十六条第二項中「四千四百円」を「四千七百円」に、「二万円」を「二万二千五百円」に、「七千四百円」を「七千七百円」に改め、同項ただし書中「六千六百円」を「七千五十円」に、「三万五千円」を「三万三千七百五十円」に、「一万千百円」を「一万千五百五十円」に改める。

第十九条第二項中「百分の百二十五」を「百分の百二十七・五」に、「百分の百五」を「百分の百七・五」に改め、同条第三項中「百分の百二十五」を「百分の百二十七・五」に、「百分の七十」を「百分の七十二・五」に、「百分の百五」を「百分の百七・五」に、「百分の六十」を「百分の六十二・五」に改め、同条第五項中「別表第四口の備考2」を「別表第四イの備考2、口の備考2」に改め、「適用しない額」の下に「に百分の百・四七を乗じて得た額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）」を加える。

第十九条の四第二項第一号中「百分の百五」を「百分の百七・五」に、「百分の百二十五」を「百分の百二十七・五」に改め、同項第二号中「百分の五十」を「百分の五十二・五」に、「百分の六十」を「百分の六十二・五」に改める。附則第十三項を次のように改める。

13 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が六十歳に達した日後における最初の四月一日（附則第十五項及び第十七項において「特定日」という。）以後、

当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第四条第三項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第四項、第五項、第七項及び第八項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額（この給料月額を計算する場合には、別表第一の備考2、別表第二の備考2、別表第三の備考2又は別表第四イの備考2、ロの備考2若しくはハの備考2の規定（以下この項、附則第十五項及び第十七項において「給料表の備考」という。）を適用しないものとする。）に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。）に給料表の備考を適用させた額とする。

附則第十五項を次のように改める。

15 地方公務員法第二十八条の二第四項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第十九項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受けた職員のうち、附則第十三項に規定する職員であつて、特定日に同項の規定により当該職員の受ける給料月額（この給料月額を計算する場合には、給料表の備考を適用しないものとする。以下この項及び附則第十七項において「備考適用前特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けた給料月額（この給料月額を計算する場合には、給料表の備考を適用しないものとする。）に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。以下この項において「備考適用前基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（委員会規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第十三項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、備考適用前基礎給料月額と備考適用前特定日給料月額との差額に相当する額（以下この項において「差額相当額」という。）を給料として支給する（差額相当額は、給料表の備考を適用させて支給するものとする。）。

附則第十六項中「同項第一号」を「同項」に改め、「と、同項第一号中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第四条第三項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」を削る。

附則第十九項中「附則第十五項各号に掲げる」を「附則第十五項に規定する」に改める。

別表第一から別表第四までを次のように改める。

別表第1 (第3条関係)

行政職給料表

職員の区分 号 級	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800	460,600				
38	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400	460,900				
39	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	417,900	461,200				
40	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800	418,300	461,500				
41	249,200	283,200	321,900	370,700	389,600	418,700	461,800				
42	249,900	283,900	323,100	371,500	390,400	418,900	462,100				
43	250,500	284,600	324,400	372,400	391,200	419,200	462,400				
44	251,100	285,300	325,500	373,400	391,900	419,500	462,700				
45	251,800	286,000	326,400	374,300	392,600	419,800	463,000				
46	252,400	286,600	327,700	375,400	393,300	420,100					
47	253,000	287,300	329,000	376,300	394,000	420,400					
48	253,600	287,900	330,300	377,300	394,700	420,700					
49	254,100	288,600	331,400	378,200	395,200	420,900					
50	254,700	289,200	332,700	378,900	395,800	421,200					
51	255,300	289,900	333,900	379,600	396,400	421,400					
52	255,800	290,600	335,100	380,200	397,100	421,700					
53	256,200	291,100	336,400	380,600	397,500	421,900					
54	256,600	291,700	337,400	381,200	398,100	422,200					
55	256,900	292,300	338,500	381,800	398,700	422,500					
56	257,200	293,000	339,600	382,500	399,200	422,800					
57	257,500	293,600	340,300	382,800	399,600	423,000					
58	257,800	294,200	341,200	383,500	400,200	423,300					
59	258,100	294,800	341,900	384,200	400,800	423,600					
60	258,400	295,500	342,700	384,800	401,300	423,800					
定年前	61	258,700	296,100	343,500	385,100	401,700	424,000				
再任用	62	259,000	296,700	343,900	385,600	402,200	424,300				
短時間	63	259,300	297,200	344,400	386,200	402,700	424,600				
勤務職員以外の職員	64	259,600	297,700	345,100	386,800	403,300	424,800				
65	259,900	298,200	345,900	387,100	403,600	425,000					
66	260,200	298,800	346,600	387,700	404,000	425,300					
67	260,500	299,300	347,300	388,400	404,300	425,600					
68	260,800	299,900	347,900	389,000	404,700	425,800					
69	261,100	300,300	348,400	389,400	405,000	426,000					
70	261,400	300,800	349,000	389,900	405,300	426,300					
71	261,700	301,300	349,500	390,500	405,600	426,600					
72	262,000	301,900	350,100	391,000	405,800	426,800					
73	262,300	302,400	350,400	391,500	406,000	427,000					
74	262,600	302,800	350,900	392,100	406,300						
75	262,900	303,100	351,200	392,500	406,600						
76	263,200	303,400	351,600	392,800	406,800						

備考

1 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第20条及び附則第5項に規定する職員を除く。

2 この表の適用を受ける職員の給料月額は、この表の額に100分の101.86を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

77	263, 500	303, 600	352, 000	393, 200	407, 000
78	263, 800	303, 900	352, 500	393, 700	407, 300
79	264, 100	304, 100	353, 000	394, 100	407, 600
80	264, 400	304, 400	353, 500	394, 500	407, 800
81	264, 700	304, 600	353, 800	394, 900	408, 000
82	265, 000	304, 800	354, 200	395, 400	408, 300
83	265, 300	305, 100	354, 600	395, 800	408, 600
84	265, 600	305, 300	355, 000	396, 200	408, 800
85	265, 900	305, 600	355, 300	396, 500	409, 000
86	266, 200	305, 800	355, 700		
87	266, 500	306, 100	356, 100		
88	266, 800	306, 400	356, 500		
89	267, 100	306, 700	356, 700		
90	267, 400	307, 000	357, 100		
91	267, 700	307, 300	357, 500		
92	268, 000	307, 600	357, 900		
93	268, 300	307, 800	358, 100		
94		308, 000	358, 400		
95		308, 300	358, 800		
96		308, 700	359, 100		
97		308, 900	359, 400		
98		309, 200	359, 800		
99		309, 500	360, 200		
100		309, 900	360, 600		
101		310, 100	361, 100		
102		310, 400	361, 500		
103		310, 700	361, 900		
104		311, 000	362, 300		
105		311, 200	362, 800		
106		311, 500	363, 200		
107		311, 800	363, 500		
108		312, 100	363, 800		
109		312, 300	364, 200		
110		312, 600			
111		313, 000			
112		313, 300			
113		313, 500			
114		313, 700			
115		314, 000			
116		314, 400			

別表第2 (第3条関係)

公 安 職 給 料 表

職員の区分	職務の級 号 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額	給料月額							
	37	285,700	295,700	304,900	341,900	400,700	420,900	448,700	471,400	
	38	286,700	296,300	305,500	343,100	402,400	422,000	449,100	471,600	
	39	287,800	296,900	306,100	344,300	403,900	423,100	449,500	471,900	
	40	288,900	297,400	306,600	345,500	405,400	424,200	449,800	472,100	
	41	290,100	297,800	307,200	346,600	406,600	425,400	450,100	472,400	
	42	290,700	298,400	307,900	347,700	407,600	426,200	450,400	472,600	
	43	291,300	299,000	308,600	348,900	408,600	427,000	450,700	472,800	
	44	291,800	299,500	309,200	350,100	409,600	427,600	451,000	473,000	
	45	292,200	299,900	309,800	351,200	410,600	428,100	451,200	473,400	
	46	292,700	300,400	310,600	352,500	411,700	428,800	451,500		
	47	293,200	300,900	311,400	353,700	412,800	429,500	451,800		
	48	293,700	301,400	312,100	354,900	413,900	430,100	452,000		
	49	294,100	301,900	312,900	356,100	415,200	430,800	452,300		
	50	294,600	302,400	313,900	357,400	416,000	431,200	452,600		
	51	295,100	303,000	314,900	358,700	416,800	431,800	452,900		
	52	295,600	303,500	315,900	360,000	417,400	432,400	453,200		
	53	296,100	304,100	316,900	360,900	417,900	432,800	453,400		
	54	296,700	304,700	318,000	362,200	418,600	433,200	453,700		
	55	297,100	305,400	319,000	363,400	419,200	433,700	453,900		
	56	297,500	306,000	320,000	364,600	419,900	434,200	454,200		
	57	298,000	306,600	321,000	365,700	420,200	434,700	454,400		
	58	298,500	307,400	322,100	367,000	420,900	435,200	454,700		
	59	299,000	308,200	323,200	368,400	421,600	435,600	455,000		
	60	299,400	308,900	324,300	369,800	422,100	436,000	455,200		
	61	299,900	309,700	325,100	371,100	422,500	436,400	455,400		
	62	300,300	310,500	326,200	372,600	422,900	436,700	455,700		
	63	300,800	311,300	327,300	374,100	423,400	437,000	456,000		
	64	301,200	312,200	328,400	375,500	423,900	437,300	456,300		
	65	301,700	313,000	329,300	376,700	424,400	437,500	456,500		
	66	302,200	313,800	330,400	378,100	424,800	437,800	456,800		
	67	302,600	314,600	331,500	379,400	425,300	438,100	457,100		
	68	303,000	315,400	332,600	380,800	425,800	438,300	457,400		
	69	303,500	316,300	333,600	381,900	426,300	438,500	457,600		
	70	303,900	317,100	334,700	383,100	426,800	438,800	457,900		
定年前 短時間 勤務職 員以外 の職員	71	304,300	318,000	335,900	384,300	427,400	439,100	458,200		
	72	304,800	318,900	337,100	385,500	427,900	439,300	458,500		
	73	305,300	319,500	337,800	386,800	428,300	439,500	458,700		
	74	305,800	320,400	339,100	388,000	428,900	439,800			
	75	306,400	321,300	340,400	389,200	429,300	440,100			
	76	306,800	322,100	341,700	390,300	429,500	440,300			
	29	276,400	289,200	300,900	332,900	386,500	411,800	441,400	467,900	
	30	277,500	290,200	301,500	334,100	388,100	413,200	442,700	468,600	
	31	278,600	291,300	302,000	335,200	389,700	414,400	443,900	469,100	
	32	279,700	292,300	302,500	336,300	391,300	415,700	445,100	469,600	
	33	281,000	293,500	303,000	337,400	393,000	416,700	446,100	470,100	
	34	282,300	294,100	303,600	338,600	395,000	417,800	446,800	470,400	
	35	283,500	294,700	304,000	339,800	397,000	418,800	447,500	470,700	
	36	284,800	295,300	304,400	340,800	399,000	419,800	448,200	471,100	

117	334,800	365,000	385,800	412,600							77	307,300	322,700	342,900	391,400	429,800	440,500
118	335,500	365,400	386,300	413,100							78	307,800	323,600	344,300	392,600	430,300	440,800
119	336,200	366,000	386,900	413,500							79	308,400	324,500	345,700	393,700	430,600	441,100
120	336,900	366,600	387,400	414,000							80	309,000	325,500	347,100	394,900	430,900	441,300
121	337,500	366,900	387,600	414,400							81	309,500	326,400	348,400	396,000	431,200	441,500
122	337,800	367,300	388,100								82	310,000	327,400	350,000	396,600	431,600	441,800
123	338,300	367,700	388,600								83	310,700	328,300	351,500	397,100	432,000	442,100
124	338,800	368,100	389,000								84	311,300	329,300	353,000	397,600	432,400	442,300
125	339,100	368,500	389,500								85	311,900	330,200	354,400	398,200	432,700	442,500
126		368,900	390,000								86	312,500	331,200	355,900	398,800		
127		369,300	390,500								87	313,200	332,200	357,400	399,400		
128		369,700	391,000								88	313,900	333,200	358,800	400,000		
129		370,100	391,300								89	314,600	334,100	360,100	400,300		
130		370,500	391,800								90	315,300	335,400	361,300	400,800		
131		370,900	392,300								91	316,000	336,600	362,500	401,300		
132		371,300	392,800								92	316,700	337,800	363,800	401,800		
133		371,500	393,100								93	317,200	339,000	365,100	402,200		
134		372,000	393,600								94	318,100	340,300	366,600	402,600		
135		372,300	394,000								95	319,000	341,500	368,100	403,100		
136		372,600	394,400								96	319,800	342,700	369,500	403,600		
137		372,900	394,700								97	320,500	343,900	370,800	404,000		
138		373,300	395,100								98	321,400	345,200	372,000	404,500		
139		373,800	395,600								99	322,300	346,400	373,100	405,000		
140		374,300	396,100								100	323,200	347,600	374,300	405,400		
141		374,600	396,400								101	324,100	349,000	375,400	405,700		
142		375,100									102	325,100	349,900	376,500	406,100		
143		375,600									103	326,100	350,900	377,600	406,500		
144		376,100									104	327,000	352,000	378,700	406,800		
145		376,400									105	327,800	353,100	379,900	407,100		
定年前 再任用 短時間 勤務職 員	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	106	328,400	354,200	380,400	407,600		
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	107	329,000	355,200	381,000	408,100		
	255,400	267,500	272,000	304,600	321,900	336,500	360,700	397,000	429,900		108	329,600	356,200	381,600	408,600		
備考	1 この表は、警察官に適用する。 2 この表の適用を受ける職員の給料月額は、この表の額に100分の101.86を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。																
	109	330,100	357,400	382,200	408,900						110	330,600	358,400	382,700	409,400		
	111	331,000	359,400	383,100	409,900						112	331,500	360,300	383,600	410,400		
	113	332,300	361,200	384,000	410,700						114	332,900	362,100	384,400	411,200		
	115	333,600	363,000	384,900	411,700						116	334,200	364,000	385,400	412,200		

37	256,600	318,800	383,300	439,400	
38	258,100	319,700	384,000	440,800	
39	259,600	320,600	384,800	442,200	
40	261,200	321,400	385,600	443,600	
41	262,600	322,100	386,400	444,700	
42	263,900	322,600	387,600	446,000	
43	265,300	323,100	388,800	447,400	
44	266,700	323,500	390,000	448,700	
45	268,200	323,900	390,700	449,500	
46	269,500	324,400	391,700	450,300	
47	270,700	324,900	392,500	451,200	
48	271,900	325,300	393,200	452,100	
49	273,100	325,700	393,900	452,900	
50	274,200	326,100	394,600	453,700	
51	275,300	326,400	395,200	454,300	
52	276,400	326,900	395,800	455,100	
53	277,400	327,300	396,400	455,500	
54	278,500	327,700	397,100	456,100	
55	279,500	328,100	397,900	456,600	
56	280,500	328,400	398,700	457,100	
57	281,500	328,800	399,300	457,600	
58	282,200	329,100	400,100	458,200	
定年前 再任用 短時間	59	282,700	329,500	400,800	458,700
	60	283,300	329,800	401,500	459,200
勤務職 員以外 の職員	61	283,900	330,200	402,100	459,700
	62	284,500	330,700	402,800	
	63	285,100	331,300	403,400	
	64	285,600	331,800	404,100	
	65	286,200	332,200	404,800	
	66	286,700	332,800	405,400	
	67	287,300	333,300	406,000	
	68	287,800	333,900	406,700	
	69	288,400	334,400	407,400	
	70	289,100	334,900	407,900	
	71	289,700	335,400	408,500	
	72	290,300	336,000	409,100	
	73	290,900	336,500	409,600	
	74	291,500	337,200	410,200	
	75	292,100	337,900	410,800	
	76	292,800	338,600	411,300	

別表第3 (第3条関係)

研究職給料表

職員の区分 号 級	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
1		196,200	246,800	338,900	388,500	460,100
2		197,300	251,100	340,900	389,900	470,300
3		198,500	253,900	342,900	391,300	480,000
4		199,600	256,600	344,800	392,700	489,900
5		200,700	259,200	346,600	394,100	499,800
6		202,900	260,900	348,600	395,500	509,800
7		205,000	262,400	350,500	396,800	518,500
8		207,100	263,900	352,400	398,200	526,400
9		209,200	265,400	354,100	399,600	534,200
10		211,200	267,400	355,700	401,100	541,300
11		213,200	269,300	357,200	402,500	546,600
12		215,200	271,200	358,800	403,900	551,100
13		217,200	273,200	360,400	405,200	554,100
14		219,100	275,400	361,400	406,700	556,100
15		221,000	277,600	362,400	408,200	
16		222,800	279,800	363,300	409,700	
17		224,500	281,900	364,400	411,200	
18		226,300	284,200	365,600	412,800	
19		228,100	286,500	366,800	414,400	
20		229,900	288,900	368,000	416,100	
21		231,700	291,200	369,200	417,300	
22		233,500	293,300	370,300	418,700	
23		235,200	295,400	371,300	420,100	
24		236,900	297,400	372,300	421,400	
25		238,600	299,400	373,400	422,700	
26		240,700	301,300	374,400	424,000	
27		242,600	303,200	375,300	425,500	
28		244,500	305,100	376,300	427,000	
29		246,400	307,000	377,200	428,200	
30		247,500	308,500	378,000	429,400	
31		248,600	310,000	378,800	431,000	
32		249,700	311,500	379,600	432,500	
33		251,100	313,000	380,300	433,800	
34		252,400	314,500	381,000	435,200	
35		253,800	316,000	381,800	436,600	
36		255,200	317,400	382,600	438,000	

	117	312,400	358,000			
	118	312,700	358,400			
	119	312,900	358,800			
	120	313,200	359,200			
	121	313,500	359,600			
定年前 再任用 短時間 勤務職 員	基 準 給料月額					
	円	円	円	円	円	
	230,200	273,400	299,200	343,000	403,400	

備考

- 1 この表は、試験場、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究の業務に従事する職員で人事委員会が定めるものに適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員の給料月額は、この表の額に100分の101.86を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

77	293,400	339,200	411,800
78	294,100	339,800	412,300
79	294,800	340,500	412,800
80	295,300	341,200	413,500
81	295,900	341,900	413,900
82	296,500	342,600	
83	297,200	343,200	
84	297,800	343,800	
85	298,300	344,300	
86	298,900	344,800	
87	299,600	345,200	
88	300,200	345,600	
89	300,700	345,900	
90	301,300	346,400	
91	302,000	346,700	
92	302,600	347,100	
93	303,200	347,400	
94	303,800	347,700	
95	304,400	348,100	
96	305,000	348,500	
97	305,300	349,000	
98	305,800	349,500	
99	306,400	350,000	
100	306,900	350,500	
101	307,300	351,000	
102	307,700	351,500	
103	308,000	351,900	
104	308,400	352,400	
105	308,800	352,800	
106	309,200	353,200	
107	309,600	353,700	
108	309,900	354,100	
109	310,100	354,600	
110	310,500	355,000	
111	310,800	355,400	
112	311,000	355,800	
113	311,300	356,300	
114	311,600	356,700	
115	311,900	357,100	
116	312,200	357,500	

	37	402,500	473,200	531,400
	38	403,900	474,900	532,700
	39	405,300	476,500	534,000
	40	406,700	478,000	535,300
定年前	41	408,200	479,600	536,300
再任用	42	408,900	480,800	537,100
短時間	43	409,500	481,900	537,900
勤務職員以外の職員	44	410,100	483,000	538,700
	45	410,900	484,000	539,600
	46	411,500	484,900	540,400
	47	412,100	485,800	541,200
	48	412,600	486,600	541,900
	49	413,100	487,300	542,700
	50	413,500	488,000	543,500
	51	414,000	488,700	544,200
	52	414,400	489,300	545,100
	53	414,800	489,900	546,000
	54	415,100	490,600	546,800
	55	415,400	491,200	547,700
	56	415,800	491,800	548,600
	57	416,100	492,100	549,400
	58	416,500	492,700	550,200
	59	416,800	493,300	551,000
	60	417,200	494,000	551,700
	61	417,600	494,400	552,500
	62	417,900	495,000	553,400
	63	418,200	495,700	554,300
	64	418,500	496,400	555,200
	65	418,800	496,800	556,000
	66		497,400	556,900
	67		498,000	557,800
	68		498,500	558,700
	69		499,000	559,500
	70		499,500	560,400
	71		500,000	561,300
	72		500,500	562,200
	73		500,900	563,000
	74		501,400	
	75		501,800	
	76		502,200	

別表第4 (第3条関係)

医療職給料表
イ 医療職給料表(1)

職員の区分	号給	職務の級	1級	2級	3級	4級
			給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1		円 305,600	円 415,600	円 470,300	円 566,200
	2		307,900	418,300	472,300	572,300
	3		310,200	420,900	474,200	577,400
	4		312,400	423,300	476,100	582,100
	5		314,500	425,600	477,500	586,400
	6		318,000	427,800	479,200	590,700
	7		321,500	429,800	481,000	594,100
	8		324,900	431,900	482,800	597,000
	9		328,300	434,000	484,600	599,500
	10		331,800	435,500	486,300	601,800
	11		335,200	437,000	488,100	
	12		338,600	438,500	489,900	
	13		342,000	439,900	491,700	
	14		345,500	441,300	493,400	
	15		348,900	442,800	495,200	
	16		352,300	444,200	497,000	
	17		355,700	445,500	498,800	
	18		358,800	447,000	500,700	
	19		362,000	448,400	502,600	
	20		365,200	449,800	504,500	
	21		368,500	451,100	506,400	
	22		371,600	452,600	508,100	
	23		374,700	454,000	509,900	
	24		377,700	455,400	511,700	
	25		380,800	456,800	513,300	
	26		383,100	458,200	515,100	
	27		385,400	459,500	516,900	
	28		387,600	460,900	518,400	
	29		389,500	462,300	519,800	
	30		391,200	463,600	521,500	
	31		392,900	465,000	523,300	
	32		394,700	466,400	525,000	
	33		396,400	467,700	526,500	
	34		398,200	469,100	527,800	
	35		399,800	470,400	529,100	
	36		401,100	471,800	530,400	

口 医療職給料表(2)

職員の区分 号 級	職務の級		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	給料月額	給料月額	給料月額							
1	201,000	239,800	274,400	293,300	326,300	372,300	427,200	492,200		
2	203,100	241,100	275,200	294,100	327,700	374,000	429,100	493,600		
3	205,200	242,400	275,900	294,800	329,100	375,600	431,100	494,900		
4	207,300	243,700	276,700	295,500	330,500	377,200	432,900	496,200		
5	209,300	244,900	277,500	296,200	331,900	378,700	434,700	497,500		
6	211,300	246,000	278,300	296,900	333,500	380,300	436,300	498,900		
7	213,300	247,000	279,100	297,600	335,000	381,900	437,900	500,300		
8	215,100	247,900	279,800	298,300	336,500	383,500	439,400	501,500		
9	216,900	249,000	280,500	299,100	337,900	385,100	440,900	502,900		
10	218,800	250,100	281,300	299,800	339,500	387,100	442,200	504,200		
11	220,700	251,200	282,100	300,600	341,000	389,100	443,500	505,600		
12	222,800	252,400	282,900	301,200	342,500	391,100	444,800	507,000		
13	224,500	253,600	283,700	301,800	343,900	392,500	446,100	508,400		
14	226,500	254,800	284,500	302,900	345,500	394,200	447,300	509,500		
15	228,700	256,000	285,200	304,000	347,000	395,900	448,500	510,600		
16	230,800	257,100	286,000	305,200	348,500	397,600	449,600	511,800		
17	232,900	258,100	286,800	306,300	350,000	399,300	450,800	512,900		
18	234,000	259,100	287,600	307,500	351,600	400,800	451,900	513,800		
19	235,000	260,200	288,400	308,600	353,200	402,300	453,100	514,700		
20	236,100	261,200	289,100	309,800	354,700	403,800	454,300	515,600		
21	237,200	262,300	289,900	311,000	356,000	405,100	455,400	516,600		
22	238,000	263,200	290,800	312,200	357,500	406,400	456,200			
23	238,900	264,000	291,700	313,400	359,000	407,700	456,600			
24	239,700	264,800	292,400	314,500	360,500	408,800	457,300			
25	240,600	265,600	293,100	315,700	361,900	409,900	457,800			
26	241,500	266,400	294,000	316,900	363,400	411,000	458,200			
27	242,400	267,200	294,900	318,000	364,900	412,100	458,600			
28	243,300	268,000	295,600	319,200	366,300	413,200	459,000			
29	244,100	268,700	296,400	320,400	367,700	414,000	459,400			
30	244,900	269,500	297,400	321,600	369,300	414,800	459,800			
31	245,600	270,300	298,300	322,800	370,700	415,500	460,100			
32	246,400	271,100	299,300	324,000	372,200	416,300	460,400			
33	247,100	271,900	300,300	325,100	373,400	416,700	460,700			
34	247,700	272,700	301,400	326,200	374,500	417,300	461,000			
35	248,400	273,300	302,400	327,400	375,700	417,800	461,300			
36	249,100	274,100	303,300	328,600	376,800	418,200	461,600			

	77			502,700						
	78			503,300						
	79			503,800						
	80			504,200						
	81			504,700						
	82			505,300						
	83			505,900						
	84			506,400						
	85			506,900						
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額		基 準 給料月額		基 準 給料月額		基 準 給料月額		
		円		円		円		円		
		312,900		356,500		412,800		488,500		

備考

- 1 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会が定めるものに適用する。
2 この表の適用を受ける職員の給料月額は、この表の額に100分の100.47を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

ハ 医療職給料表(3)

37	272,400	289,800	313,500	334,500	373,300	434,100	476,200	
38	273,100	290,400	314,300	335,600	374,300	435,200	477,000	
39	273,800	290,900	315,100	336,700	375,700	436,400	477,700	
40	274,500	291,300	315,900	337,800	377,000	437,600	478,400	
41	275,200	291,700	316,500	338,600	378,300	438,800	479,200	
42	275,800	292,200	317,400	339,700	379,700	439,800		
43	276,500	292,600	318,400	340,800	381,000	440,900		
44	277,100	293,100	319,300	341,800	382,300	442,000		
45	277,900	293,600	320,100	342,700	383,800	443,000		
46	278,600	294,000	321,100	343,600	385,000	443,500		
47	279,300	294,500	322,100	344,600	386,100	444,000		
48	279,900	294,900	323,000	345,600	387,300	444,400		
49	280,400	295,400	323,900	346,800	388,400	445,000		
50	280,900	295,800	324,800	348,100	389,300	445,500		
51	281,300	296,300	325,800	349,300	390,300	445,900		
52	281,700	296,800	326,800	350,500	391,200	446,400		
53	282,000	297,200	327,600	351,400	391,800	446,900		
54	282,500	297,600	328,500	352,600	392,600	447,300		
55	282,900	298,100	329,500	353,700	393,400	447,600		
56	283,300	298,500	330,400	355,000	394,200	447,900		
57	283,700	299,000	331,300	356,000	394,900	448,300		
58	284,100	299,700	332,200	356,900	395,600			
59	284,400	300,400	333,200	358,000	396,300			
60	284,700	301,100	334,100	359,200	396,900			
61	285,100	301,800	335,000	360,300	397,500			
62	285,500	302,700	336,100	361,500	398,100			
63	285,900	303,600	337,300	362,700	398,800			
64	286,200	304,300	338,500	363,700	399,400			
65	286,500	305,000	339,200	364,700	400,100			
66	286,900	305,900	340,300	365,700	400,600			
67	287,300	306,700	341,400	366,800	401,200			
68	287,600	307,500	342,300	367,900	401,700			
69	288,000	308,200	343,400	368,700	402,100			
70	288,500	309,100	344,100	369,800	402,700			
71	288,900	310,000	345,200	370,900	403,100			
72	289,200	310,800	346,300	371,900	403,400			
73	289,600	311,700	347,400	372,600	403,700			
74	290,100	312,500	348,600	373,400	404,200			
75	290,600	313,400	349,700	374,200	404,600			
76	291,100	314,300	350,800	374,900	404,900			

職員の区分 号 級	職務の級 給料月額	1 級 給料月額	2 級 給料月額	3 級 給料月額	4 級 給料月額	5 級 給料月額	6 級 給料月額	7 級 給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
1	221,700	254,700	293,900	307,300	330,800	373,400	428,500	
2	223,600	256,800	294,400	307,800	331,800	375,100	430,700	
3	225,400	259,000	294,900	308,300	332,800	376,800	432,900	
4	227,100	261,200	295,400	308,800	333,700	378,500	435,000	
5	228,800	263,400	295,800	309,300	334,700	380,300	436,900	
6	230,700	264,400	296,300	309,800	335,900	382,300	438,800	
7	232,500	265,200	296,800	310,400	337,100	384,300	440,600	
8	234,200	266,100	297,200	310,800	338,300	386,300	442,500	
9	235,900	266,900	297,600	311,300	339,200	388,000	444,200	
10	237,800	268,000	298,100	311,800	340,400	390,100	445,800	
11	239,700	269,100	298,600	312,400	341,500	392,200	447,600	
12	241,600	270,000	299,100	312,900	342,600	394,200	449,200	
13	243,400	270,800	299,500	313,300	343,600	396,100	450,500	
14	245,400	271,500	300,000	313,900	344,700	397,700	451,800	
15	247,400	272,200	300,400	314,600	345,800	399,500	453,400	
16	249,400	273,000	300,900	315,200	346,900	401,300	455,000	
17	251,400	274,100	301,400	315,800	348,000	403,000	456,700	
18	253,400	275,000	301,800	316,700	349,100	404,700	458,300	
19	255,500	275,900	302,300	317,500	350,200	406,700	459,800	
20	257,500	276,800	302,700	318,400	351,300	408,400	461,200	
21	259,400	277,800	303,200	319,200	352,400	410,100	462,300	
22	260,600	278,800	303,600	320,100	353,600	411,800	463,600	
23	261,700	279,700	304,100	321,000	354,700	413,600	464,900	
24	262,800	280,700	304,500	321,800	355,800	415,400	466,400	
25	263,900	281,500	305,000	322,600	356,800	417,000	467,400	
26	264,700	282,400	305,600	323,400	358,100	418,700	468,000	
27	265,600	283,300	306,300	324,300	359,400	420,500	468,700	
28	266,400	284,200	307,000	325,200	360,700	422,300	469,300	
29	267,200	285,200	307,700	325,900	361,900	423,800	470,200	
30	267,900	285,900	308,400	327,000	363,400	425,300	470,900	
31	268,600	286,600	309,100	328,100	364,900	426,800	471,700	
32	269,300	287,300	309,900	329,100	366,400	428,100	472,500	
33	270,100	287,900	310,600	330,200	367,600	429,300	473,200	
34	270,700	288,500	311,400	331,200	369,100	430,400	473,900	
35	271,300	289,000	312,100	332,300	370,500	431,600	474,600	
36	271,800	289,400	312,800	333,400	371,900	432,800	475,400	

117	308,300	339,900	375,500					77	291,600	315,100	351,900	375,500	405,200			
118	308,500	340,200	376,000					78	292,100	316,000	353,000	376,000	405,700			
119	308,800	340,500	376,500					79	292,700	317,000	354,000	376,500	406,200			
120	309,100	340,700	377,000					80	293,100	317,900	355,100	377,000	406,600			
121	309,400	340,900	377,300					81	293,600	318,400	356,000	377,600	406,900			
122	309,700	341,200						82	294,000	319,200	357,000	378,100	407,300			
123	310,000	341,500						定年前	294,500	320,100	357,900	378,600	407,800			
124	310,300	341,800						再任用	295,000	320,900	358,900	379,100	408,200			
125	310,500	342,000						短時間	295,400	321,700	359,800	379,500	408,600			
126	310,700	342,300						勤務職	295,800	322,600	360,600	379,900				
127	311,000	342,600						員以外	296,300	323,600	361,400	380,500				
128	311,400	342,800						の職員	296,800	324,600	362,200	381,000				
129	311,600	343,000							89	297,200	325,500	362,800	381,300			
130	311,900	343,200							90	297,700	326,500	363,400	381,800			
131	312,200	343,500							91	298,200	327,500	364,000	382,100			
132	312,600	343,700							92	298,700	328,500	364,600	382,400			
133	312,800	344,000							93	299,200	329,300	365,000	383,000			
134	313,100	344,400							94	299,600	330,000	365,400	383,500			
135	313,400	344,800							95	300,100	330,700	365,900	384,000			
136	313,700	345,200							96	300,700	331,300	366,300	384,500			
137	313,900	345,500							97	301,300	331,800	366,800	385,100			
138	314,200	345,900							98	301,800	332,100	367,200	385,600			
139	314,500	346,300							99	302,300	332,600	367,700	386,100			
140	314,800	346,700							100	302,800	333,200	368,100	386,500			
141	315,000	347,000							101	303,200	333,600	368,400	387,100			
142	315,300	347,400							102	303,700	334,100	368,900	387,600			
143	315,700	347,700							103	304,100	334,700	369,200	388,100			
144	316,000	348,100							104	304,500	335,200	369,500	388,600			
145	316,200	348,400							105	304,900	335,600	369,900	389,200			
146	316,400	348,800							106	305,300	336,100	370,400	389,600			
147	316,700	349,200							107	305,700	336,600	370,900	390,100			
148	317,000	349,600							108	306,000	337,100	371,400	390,600			
149	317,200	349,900							109	306,200	337,500	371,900	391,200			
150	317,400	350,300							110	306,500	337,800	372,400				
151	317,700	350,700							111	306,700	338,100	372,900				
152	318,000	351,100							112	307,000	338,400	373,300				
153	318,400	351,400							113	307,300	338,700	373,700				
154	318,600								114	307,500	339,100	374,100				
155	318,800								115	307,800	339,400	374,600				
156	319,100								116	308,000	339,700	375,100				

定年前提前再任用短時間勤務職員	基 準 給料月額						
	円	円	円	円	円	円	円
157	319,400						
158	319,700						
159	320,000						
160	320,300						
161	320,700						
162	321,000						
163	321,300						
164	321,600						
165	322,000						
166	322,300						
167	322,600						
168	322,900						
169	323,300						

備考
1 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会が定めるものに適用する。
2 この表の適用を受ける職員の給料月額は、この表の額に100分の101.86を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

第二条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第七条の三第一項中「第三号」の下に「に掲げる職に係るものにあつては採用の日から十五年以内、第四号」を加え、「（第一号及び第二号」を「（第一号から第三号まで」に改め、同項第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 獣医学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職で委員会規則で定めるもの 月額三万五千円

第十条第二項第一号中「第四項」を「第五項」に改め、同項第二号ロ中「七十五キロメートル」を「百キロメートル」に改め、同条第三項中「次項」を「第五項」に改め、同条中第八項を第九項とし、同条第七項中「自動車等」の下に「及び駐車場等」を加え、同項を同条第八項とし、同条中第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、同条第四項中「及び」を「、」に、「」の「」を「」及び前項第一号に定める額の「に、「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 第一項第二号又は第三号に掲げる職員で、通勤のため自動車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が委員会規則で定める要件を満たすものに限る。第一号及び第八項において「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（委員会規則で定める職員を除く。）の通勤手当の額は、前二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、五千円を超えない範囲内で一箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額として委員会規則で定める額
- 二 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前二項の規定による額

第十九条第二項中「百分の百二十七・五」を「百分の百二十六・二五」に、「百分の百七・五」を「百分の百六・二五」に改め、同条第三項中「百分の百二十七・五」を「百分の百二十六・二五」に、「百分の七十二・五」を「百分の七十一・二五」に、「百分の百七・五」を「百分の百六・二五」に、「百分の六十二・五」を「百分の六十一・二五」に改める。

第十九条の四第二項第一号中「百分の百七・五」を「百分の百六・二五」に、「百分の百二十七・五」を「百分の百二十六・二五」に改め、同項第二号中「百分の五十二・五」を「百分の五十一・二五」に、「百分の六十二・五」を「百分の六十一・二五」に改める。

別表第五の三級の項中第一号及び第二号を削り、第三号の号番号を削り、同表四級の項中「困難な業務を分掌する」を削る。

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第三条 職員の退職手当に関する条例（昭和三十八年埼玉県条例第十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「別表第四ロ医療職給料表(二)」を「別表第四イ医療職給料表(一)」に改める。
(一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第四条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成十三年埼玉県条例第五号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項の表を次のように改める。

号給	給料月額
1	428,000
2	491,000
3	556,000
4	642,000
5	746,000
6	851,000

備考 この表の適用を受ける職員の給料月額は、この表の額に100分の101.86を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

第五条第二項の表を次のように改める。

号給	給料月額
1	358,000
2	395,000
3	424,000

備考 この表の適用を受ける職員の給料月額は、この表の額に100分の101.86を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

第六条第二項中「百分の百二十五」を「百分の百二十七・五」に、「百分の百七十二・五」を「百分の百七十七・五」に改める。

第五条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「百分の百二十七・五」を「百分の百二十六・二五」に、「百分の百七十七・五」を「百分の百七十五」に改める。

（一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第六条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十四年埼玉県条例第六十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項の表を次のように改める。

号給	給料月額
1	405,000
2	455,000
3	508,000
4	574,000
5	655,000
6	765,000
7	893,000

備考 この表の適用を受ける職員の給料月額は、この表の額に100分の101.86を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

第五条第二項中「、第十九条第二項」の下に「、第十九条の四第二項第一号」を加え、「百分の百二十五」を「百分の百二十七・五」に、「百分の九十五」を

「百分の九十七・五」に、「百分の百五」を「百分の百七・五」に、「百分的八十七・五」を「百分的九十」に改め、同条第三項中「百分的百二十五」を「百分的百二十七・五」に、「百分的九十五」を「百分的九十七・五」に、「百分的百五」を「百分的百七・五」に、「百分的八十七・五」を「百分的九十」に改める。

第七条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第五条第二項及び第三項中「百分的百二十七・五」を「百分的百二十六・二五」に、「百分的九十七・五」を「百分的九十六・二五」に、「百分的百七・五」を

「百分の百六・二五」に、「百分の九十」を「百分の八十八・七五」に改める。

（会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部改正）

第八条 会計年度任用職員の報酬等に関する条例（平成三十一年埼玉県条例第六号）の一部を次のように改正する。

別表前記以外の職の項中「一級」を「二級」に改める。

第九条 会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を次のように改正する。

第二条第四項中「、当該月額に給与条例第七条の三第一項第一号」を「当該月額に給与条例第七条の三第一項第一号に掲げる額を、獣医師にあつては当該月額に同項第三号」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条、第五条、第七条及び第九条の規定は、令和八年四月一日から施行する。

2 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。

一 第一条の規定による改正後の職員の給与に関する条例（次号、附則第四項及び第五項において「改正後の給与条例」という。）第七条の三第一項、第十二条の二、第十二条の三、第十六条第二項、第十九条第五項、附則第十三項、附則第十五項、附則第十六項、附則第十九項及び別表第一から別表第四までの規定、第三条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例第三条第二項の規定、第四条の規定による改正後的一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（次号及び附則第五項において「改正後の任期付研究員条例」という。）第五条第一項及び第二項の規定、第六条の規定による改正後的一般職の任期付職員の採用等に関する条例（次号及び附則第五項において「改正後の任期付職員条例」という。）第四条第一項の規定並びに第八条の規定による改正後の会計年度任用職員の報酬等に関する条例（附則第五項において「改正後の会計年度任用職員条例」という。）別表の規定 令和七年四月一日
二 改正後の給与条例第十九条第二項及び第三項並びに第十九条の四第二項の規定、改正後の任期付研究員条例第六条第二項の規定並びに改正後の任期付職員条例第五条第二項及び第三項の規定 令和七年十二月一日
（改定日前の異動者の号給の調整）
3 令和七年四月一日（以下この項において「改定日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び埼玉県人事委員会（以下この項及び附則第六項において「人事委員会」という。）の定めるこれに準ずる職員の改定日における号給については、その者が改定日において職務の級を異にする異動等をしたものとした

場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(特地勤務手当に準ずる手当に関する経過措置)

4 改正後の給与条例第十二条の三第二項の規定は、令和四年四月二日から令和七年三月三十一日までの間に新たに給料表の適用を受ける職員となつて職員の給与に関する条例第十二条の二第一項に規定する特地公署又は同条例第十二条の三第一項に規定する準特地公署に在勤することとなつたことに伴つて住居を移転した職員（定年前再任用短時間勤務職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の四第一項又は第二十二条の五第一項の規定により採用された職員で同法第二十二条の四第一項に規定する短時間勤務の職を占めるものをいう。）及び暫定再任用職員（職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和四年埼玉県条例第三十一号）附則第三条第四項に規定する暫定再任用職員をいう。）を除く。）その他当該職員との権衡上必要があると認められるものとして埼玉県人事委員会規則で定める職員にも適用する。

(給与の内払)

5 改正後の給与条例、改正後の任期付研究員条例、改正後の任期付職員条例及び改正後の会計年度任用職員条例の規定を適用する場合においては、第一条の規定による改正前の職員の給与に関する条例、第四条の規定による改正前的一般職の任期付研究員の採用等に関する条例、第六条の規定による改正前の一般職の任期付職員の採用等に関する条例及び第八条の規定による改正前の会計年度任用職員の報酬等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例、改正後の任期付研究員条例、改正後の任期付職員条例及び改正後の会計年度任用職員条例の規定による給与の内払とみなす。

(人事委員会への委任)

6 前三項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

条 例

特別職の職員の給与及び旅費に関する条例及び埼玉県教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年十二月二十三日

埼玉県知事 大野元裕

埼玉県条例第五十号

特別職の職員の給与及び旅費に関する条例及び埼玉県教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

（特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正）

第一条 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例（昭和二十四年埼玉県条例第一十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「百分の百七十二・五」を「百分の百七十七・五」に改める。

第二条 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「百分の百七十七・五」を「百分の百七十五」に改める。

（埼玉県教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正）

第三条 埼玉県教育委員会教育長の給与等に関する条例（昭和二十七年埼玉県条例第十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「百分の百七十二・五」を「百分の百七十七・五」に改める。

第四条 埼玉県教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「百分の百七十七・五」を「百分の百七十五」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条及び第四条並びに附則第四項の規定は、令和八年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の特別職の職員の給与及び旅費に関する条例（次項及び附則第五項において「改正後の特別職給与等条例」という。）及び第三条の規定による改正後の埼玉県教育委員会教育長の給与等に関する条例（附則第五項において「改正後の教育長給与等条例」という。）の規定は、令和七年十二月一日から適用する。

（知事の期末手当の特例）

3 知事の期末手当の支給についての改正後の特別職給与等条例第三条第一項の規定の適用については、同項中「百分の百七十七・五」とあるのは、「百分の百七十」とする。

4 知事の期末手当の支給についての第二条の規定による改正後の特別職の職員の給与及び旅費に関する条例第三条第一項の規定の適用については、当分の間、同項中「百分の百七十五」とあるのは、「百分の百七十」とする。

（期末手当の内払）

5 改正後の特別職給与等条例及び改正後の教育長給与等条例の規定を適用する場合においては、第一条の規定による改正前の特別職の職員の給与及び旅費に関する条例及び第三条の規定による改正前の埼玉県教育委員会教育長の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、それぞれ改正後の特別職給与等条例及び改正後の教育長給与等条例の規定による期末手当の内払とみなす。

条 例

埼玉県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年十二月二十三日

埼玉県知事 大野元裕

埼玉県条例第五十一号

埼玉県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

埼玉県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成十八年埼玉県条例第六十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十五条」を「第十六条」に改める。

第十五条を第十六条とし、第七条から第十四条までを一条ずつ繰り下げ、第六条の次に次の一条を加える。

（虐待等の禁止）

第七条 幼保連携型認定こども園の虐待等の禁止に係る基準は、省令第三条の二に規定する基準の例による」ととする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

条 例

児童福祉法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年十二月二十三日

埼玉県知事 大野元裕

埼玉県条例第五十二号

児童福祉法施行条例の一部を改正する条例

児童福祉法施行条例（平成二十四年埼玉県条例第六十八号）の一部を次のように改正する。

第三十三条第二項中「次の表の上欄に掲げる健康診断」の下に「又は健康診査（母子保健法（昭和四十年法律第二百四十一号）第十二条又は第十三条に規定する健康診査をいう。以下この項、第百十九条第二項及び第二百六十三条第二項において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）」を加え、「当該健康診断」を「当該健康診断等」に、「健康診断の結果」を「健康診断等の結果」に改め、同項の表に次のように加える。

乳児又は幼児に対する健康診査

通所開始時健診、定期健診
又は臨時健診

第一百九条第二項中「次の表の上欄に掲げる健康診断」の下に「又は健康診査（以下この項において「健康診断等」という。）」を加え、「当該健康診断」を「当該健康診断等」に、「健康診断の結果」を「健康診断等の結果」に改め、同項の表に次のように加える。

乳児又は幼児に対する健康診査

通所開始時健診、定期健診
又は臨時健診

第一百六十三条第二項中「次の表の上欄に掲げる健康診断」の下に「又は健康診査（以下この項において「健康診断等」という。）」を加え、「当該健康診断」を「当該健康診断等」に、「健康診断の結果」を「健康診断等の結果」に改め、同項の表に次のように加える。

乳児又は幼児に対する健康診査

通所開始時健診、定期健診
又は臨時健診

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

条 例

埼玉県産業技術総合センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年十二月二十三日

埼玉県知事 大野元裕

埼玉県条例第五十三号

埼玉県産業技術総合センター条例の一部を改正する条例

第一条 埼玉県産業技術総合センター条例（平成十四年埼玉県条例第八十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表第三項中ルを削り、同表第五項中レを削り、ソをレとし、ツからオまでをソからノまでとし、同表第六項中ヨを削り、タをヨとし、レからラまでをタからナまでとする。

別表第二第一号の表第二項中

試験	立体形状試験	固体試料の強度試験	固体試料の强度試験
(5) 溶解法による混用率	顕微鏡による試験	プローブ走査型顕微鏡による試験	トンネル顕微鏡による試験
類以内（二種）	一試料	一測定	一測定

試験	立体形状試験	固体試料の強度試験
一項目	一試料	一試料
	三、一〇〇円	一、二三〇円 (一項目を増すごとに四一〇円を加える。)

に、

試験	顕微鏡による試験	プローブ走査型顕微鏡による試験	トンネル顕微鏡による試験
(5) 溶解法による混用率	もの	微鏡による原子間力顕微鏡による	もの
類以内（二種）	一試料	一測定	一測定

に、

「									
(4) キヤス									
試験									
四八時間以内	試験を超える試験	九六〇時間以内の試験	九六〇時間以内の試験	七二〇時間以内の試験	四八〇時間以内の試験	二四〇時間以内の試験	九六時間以内の試験	四八時間以内の試験	「
一試料	一試料	一試料	一試料	一試料	一試料	一試料	一試料	一試料	(1) 膜厚測定
二、七九〇円	二三、八〇〇円	一九、〇〇〇円	一四、一〇〇円	九、五五〇円	五、六〇〇円	二、八〇〇円	一、八六〇円	九五〇円	六〇〇円

を

「									
(3) キヤス									
試験									
内四	試験を九	以九	以七	以四	以二	内九	内四	密	（1）アルカリ、密着、（2）中性塩水噴霧試験

一二、八〇〇円	（一測定を増すごとに六三〇円を加える。）
九、四九〇円	（一測定を増すごとに六三〇円を加える。）
一、二四〇円	（一種類を増すごとに六六〇円を加える。）

一二、八〇〇円	（一測定を増すごとに六三〇円を加える。）
（4）走査型顕微鏡による試験	（4）走査型顕微鏡による試験
原子間力顕微鏡による一測定	原子間力顕微鏡による一測定
一試料	一試料
九、四九〇円	（一測定を増すごとに六三〇円を加える。）

の試験	八時間以	超える試	六〇時間	内の試験	六〇時間	内の試験	二〇時間	内の試験	八〇時間	内の試験	四〇時間	の試験	六時間以	の試験	八時間以	耐酸、耐着、ピン
一試料		一試料		一試料		一試料		一試料		一試料		一試料		一試料	一項目	一試料
二、七九〇円		二三、八〇〇円		一九、〇〇〇円		一四、一〇〇円		九、五五〇円		五、六〇〇円		二、八二〇円		一、八六〇円		九五〇円

に改める。

(5) 複合サイクル試験	試験	九六時間以	九六時間以	内の試験	内の試験
		超える試験	九六時間以	内の試験	内の試験
	間	二四時	一試料	一試料	一試料
る。)	(二四時間まで を増すごとに四、 七三〇円を加え る。)	八、九三〇円	六、五二〇円	四、二三〇円	

(4) 複合サイク	超九	内九

○円	○円	○円
----	----	----

を

(3) キヤス試験	
一試料	三、七三〇円
(二四時間以内)	(二四時間までを増すごとに二、五九〇円を加え
る。)	

に改め、同表

」

○円	○円	○円
----	----	----

」

別表第二第一号の表第二項中

(3) キヤス試験	
一時間	三、一七〇円
一試料	二、七九
内 の 試 験	四、二三三

別表第一第一号の表第八項ホ中「四四〇円」を「五五〇円」に改める。

別表第一第一号の表第四項ト中「二七〇円」を「六三〇円」に改め、同表第七項中レをソとし、ニからタまでをホからレまでとし、ハの次に次のように加える。

(3) キヤス試験	
一時間	一試料
内 の 試 験	九六時間以内

レ レーザー加工機

第二条 埼玉県産業技術総合センター条例の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表第一項中ラをムとし、レからナまでをソからラまでとし、タの次に次のように加える。

六時間以 の試 験	一試料	四、二三〇円
ル試 験	一試料	六、五二〇円 (二四時間までを増すごとに四、七三〇円を加え る。)

」

第三項中

(4) 真円度測定

一試料

二、六〇〇円

(4) 真円度

測定	一試料	三、一一〇円
	一測定	(一測定を増す ごとに六二〇円 を加える。)

に、

定置による測定	(5) 電磁波妨害源探査装	一時
	ヤンバーを使用する測	(4) リバブレーシヨンチ

(4) エミッショソ測定シ
ステムによる測定
一時間

七、三一〇円
(一時間を増す
ごとに五、七六
〇円を加える。)

間	一一、四〇〇円
間	(一時間を増す ごとに九、五一 〇円を加える。)
間	四、四七〇円
間	(一時間を増す ごとに三、〇八 〇円を加える。)

を

(6) 電磁波妨害源探査装	(5) リバブレーシヨンチ	一時
置による測定	ヤンバーを使用する測	(4) エミッショソ測定シ ステムによる測定 一時間

に改め、同表第四項を次のように改める。

四 環境試験	イ 衝撃試験装置による試験
口 冷熱衝撃試験機による試験	一試料
一時間	一測定

一時間	一試料
一時間	一試料

別表第二第一号の表第七項中「七六〇円」を「二、一七〇円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和八年三月一日から施行する。ただし、第一条の規定は、公布の日から施行する。
- 2 第二条の規定による改正後の埼玉県産業技術総合センター条例別表第一及び別表第二の規定は、この条例の施行の日以後に申請のあつた試験研究機器の利用の許可及び依頼のあつた依頼試験の実施について適用し、同日前に申請のあつた試験研究機器の利用の許可及び依頼のあつた依頼試験の実施については、なお従前の例による。

条 例

埼玉県カスタマーハラスメント防止条例をここに公布する。

令和七年十二月二十三日

埼玉県知事 大野元裕

埼玉県条例第五十四号

埼玉県カスタマーハラスメント防止条例

（目的）

第一条 この条例は、カスタマーハラスメントの防止に関し、基本理念を定め、県、顧客等、事業者、事業者団体及び就業者の責務を明らかにし、並びに県が実施するカスタマーハラスメントの防止に関する施策（以下「カスタマーハラスメント防止施策」という。）についての基本的な事項を定めることにより、誰もが安心して働くことができる就業環境を整備し、中小企業者、とりわけ従業員の数が九人以下の小規模の事業者が多数を占める本県の特性に鑑み、事業者が顧客等との良好な関係の下、安定した事業活動を継続できる環境を構築するとともに、顧客等の豊かな消費生活及び公正な取引を促進し、相互に尊重し合える社会の実現を図り、もって持続可能な社会の実現に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 事業者 商品若しくは役務を提供する事業（営利を目的としない活動を含む。以下同じ。）を行う法人その他の団体（国の機関及び地方公共団体を含む。）又は事業を行う個人をいう。
- 顧客等 事業者により商品若しくは役務の提供を受ける者若しくはその可能性のある者又は事業者の行う事業に関係を有する者をいう。
- 事業者団体 事業者の属する事業分野における共通の利益を増進することを主たる目的とする二以上の事業者の結合体又はその連合体をいう。
- 就業者 事業者の行う事業に係る業務に従事する者（事業を行う個人を含む。）をいう。
- カスタマーハラスメント 顧客等の言動であつて、就業者が従事する業務の性質その他の事情に照らして社会通念上許容される範囲を超えたものにより当該就業者の就業環境が害されることをいう。

（基本理念）

第三条 カスタマーハラスメントは、就業者の人格及び尊厳を害し、心身に重大な影響を及ぼし、業務の遂行に支障を生じさせるとともに、事業者の安定した事業

活動の継続並びに他の顧客等の豊かな消費生活及び公正な取引の実現に影響を及ぼすものであるとの認識の下、社会全体でその防止を図らなければならない。

2 何人も、カスタマーハラスメントを行ってはならない。

3 カスタマーハラスメントの防止に当たっては、顧客等及び就業者が対等の立場において相互に尊重することを旨としなければならない。

4 カスタマーハラスメントの防止に当たっては、顧客等の社会通念上許容される範囲の要望の申出等を行う機会を確保することが当該顧客等の利益を擁護するものであるとともに、事業者の事業活動の発展に資することを踏まえ、当該要望の申出等が妨げられることのないように配慮されなければならない。

（県の責務）

第四条 県は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのつとり、カスタマーハラスメント防止施策を総合的に実施するものとする。

（顧客等の責務）

第五条 顧客等は、基本理念にのつとり、カスタマーハラスメントに係る問題に対する関心と理解を深めるとともに、就業者に対する言動に必要な注意を払うよう努めなければならない。

2 顧客等は、県が実施するカスタマーハラスメント防止施策に協力するよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第六条 事業者は、基本理念にのつとり、カスタマーハラスメントに係る問題に対する就業者の関心と理解を深めるとともに、その事業に関して就業者が顧客等としてカスタマーハラスメントを行わないよう、研修の実施その他の必要な配慮をするよう努めなければならない。

2 事業者は、就業者からのカスタマーハラスメントに係る相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、カスタマーハラスメントの防止に関し、実効性を確保するために必要なその抑止のための措置その他の就業者の業務の管理上必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 事業者は、その事業に関してカスタマーハラスメントの防止への取組姿勢を示す基本方針を作成し、公表するよう努めなければならない。

4 事業者は、他の事業者から当該他の事業者が講ずる第二項の措置の実施に必要な協力を求められた場合には、これに応ずるよう努めなければならない。

5 事業者は、県が実施するカスタマーハラスメント防止施策に協力するよう努めなければならない。

（事業者団体の責務）

第七条 事業者団体は、基本理念にのつとり、その構成員である事業者が行うカスタマーハラスメントの防止に関する取組について、必要な助言、協力その他の支援を行うよう努めなければならない。

2 事業者団体は、その構成員である事業者が行うカスタマーハラスメントの防止への取組を整備するよう努めなければならない。

3 事業者団体は、その事業分野に関してカスタマーハラスメントの防止への取組の姿勢を示す基本方針を作成し、公表するよう努めなければならない。

4 事業者団体は、県が実施するカスタマーハラスメント防止施策に協力するよう努めなければならない。

（就業者の責務）

第八条 就業者は、基本理念にのつとり、カスタマーハラスメントに係る問題に対する関心と理解を深めるとともに、その業務に関してカスタマーハラスメントの防止に資する行動をとるよう努めなければならない。

2 就業者は、その業務に関して事業者が行うカスタマーハラスメントの防止に関する取組に協力するよう努めなければならない。

3 就業者は、事業者が第六条第三項に規定する基本方針を作成した場合には、当該基本方針を遵守するよう努めなければならない。

（指針の作成及び公表）

第九条 県は、カスタマーハラスメントの内容に関する事項並びに県、顧客等、事業者、事業者団体及び就業者の責務に関する事項その他必要な事項を定めた指針を作成し、公表するものとする。

（情報の収集及び提供）

第十条 県は、カスタマーハラスメントの実態及びカスタマーハラスメントの防止に関する取組の情報を収集し、顧客等、事業者、事業者団体及び就業者に対し提供するものとする。

（相談及び助言）

第十一条 県は、カスタマーハラスメントに関する問題に対する県民の関心と理解を深めるため、啓発活動、教育活動その他の必要な措置を講ずるものとする。

（表彰等）

第十二条 県は、カスタマーハラスメントに係る問題に対する県民の関心と理解を深めるため、啓発活動、教育活動その他の必要な措置を講ずるものとする。

（表彰等）

第十三条 県は、事業者及び事業者団体が行うカスタマーハラスメントの防止に関する取組について、必要な助言、協力その他の支援を行うよう努めなければならない。

する取組について、優良であると認める場合には、表彰その他の必要な措置を講ずるものとする。

(その他の措置)

第十四条 県は、第九条から前条までに定めるもののほか、カスタマーハラスメントを防止するため必要な措置を講ずるものとする。

(関係機関等との連携)

第十五条 県は、カスタマーハラスメント防止施策の実施に当たっては、関係機関及び関係団体との連携協力を図るよう努めるものとする。

(市町村との連携)

第十六条 県は、カスタマーハラスメント防止施策の実施に当たっては、市町村との連携協力を図るよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第十七条 県は、カスタマーハラスメント防止施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

- 1 この条例は、令和八年七月一日から施行する。
- 2 県は、社会環境の変化及びこの条例の施行の状況その他カスタマーハラスメントの防止に関する取組の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

条 例

埼玉県都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年十二月二十三日

埼玉県知事 大野元裕

埼玉県条例第五十五号

埼玉県都市公園条例の一部を改正する条例

埼玉県都市公園条例（昭和三十六年埼玉県条例第三十八号）の一部を次のように改正する。

第二十二条第一項第二号中「維持管理」の下に「（法第五条第一項の規定により設置又は管理の許可を受けた公園施設の維持管理を除く。第二十五条第一項第二号において同じ。）」を加える。

別表第一の二の表の部分を次のように改める。

公園施設の種類	園路及び広場（第九条第一項の許可を受けた場合に限る。）	埼玉スタジアム2002	一箇所	一箇所	一時間	一時間	一平方メートル	数量	単位	金額
サッカー場（埼玉スタジアム2002を除く。）、ラグビー場（熊谷スポーツ文化公園ラグビー場Aグラウンドを除く。）、野球場、陸上競技場（熊谷スポーツ文化公園陸上競技場を除く。）、ソフト	サッカー場（埼玉スタジアム2002を除く。）、ラグビー場（熊谷スポーツ文化公園ラグビー場Aグラウンドを除く。）、野球場、陸上競技場（熊谷スポーツ文化公園陸上競技場を除く。）、ソフ	一箇所	一箇所	一時間	二七〇、〇〇〇円以下	一、二〇〇、〇〇〇円以下	一〇円以下	一〇円以下	一時間	一〇円以下
一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	二五〇、〇〇〇円以下	一、二〇〇、〇〇〇円以下	一〇円以下	一〇円以下	一時間	一〇円以下
一七、八四〇円以下	一七、八四〇円以下	一七、八四〇円以下	一七、八四〇円以下	一七、八四〇円以下	一七、八四〇円以下	一、二〇〇、〇〇〇円以下	一〇円以下	一〇円以下	一時間	一〇円以下

	土地	種類	運動施設															
			トボール場及び双輪場 (これらの運動施設のうち、観覧席を附置するものに限る。)	野球場、陸上競技場、運動場及びソフトボール場 (これらの運動施設のうち、観覧席を附置しないものに限る。)	サッカー場、ラグビー場、屋内運動場及び体育館													
次の各号に掲げる額の合計額に百分の百 て得た額	路線価又は標準宅地の価格を考慮して知 事が別に定める額に千分の三・五を乗じ て得た額	金額	一平方メートル	一箇所	一箇所	一箇所	一箇所											
			ルメート	一平方	一箇所	一箇所	一箇所	一箇所	一箇所	一箇所	一箇所	一箇所	一箇所	一箇所	一箇所			
別表第一の二の備考二中「千百八十三円」を「二千二百円」に改める。			一時間												一時間			
別表第二第一号の表の部分を次のように改める。			三六円以下												三、五六〇円以下			
			四八八円以下															
			四、四〇〇円以下															
			一五、五七二円以下															
			二五、〇六〇円以下															
			一〇、六〇三円以下															
			一、五七二円以下															
			一二、二八〇円以下															

十を乗じて得た額

建物の全部 を使用させ る場合		一箇所 一月	一箇所 一月
建物の一部 を使用させ る場合	一箇所 一月	当該建物の全部を使用させる場合の使用 料に相当する額に、当該建物の延べ面積 に対する使用面積の割合を乗じて得た額	当該建物の全部を使用させる場合の使用 料に相当する額に、当該建物の延べ面積 に対する使用面積の割合を乗じて得た額

別表第三第一号の物品の販売、興行その他の営業行為の項中「四円」を「八円」に改め、同表第四号の競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しの項中「三円」を「六円」に改め、同表第六号の広告物の表示の項中「一五、〇八七円」を「三〇、一七四円」に、「五三五円」を「一、〇七〇円」に改め、同表の備考四中「百分の五・二八」を「百分の十・五六」に、「百分の二・六四」を「百分の五・二八」に改め、同表の備考五中「百分の二・六四」を「百分の五・二八」に改め、同表の備考六中「千分の十・五六」を「千分の二十一・一二」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和八年四月一日から施行する。ただし、第二十二条第一項第二号の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前の申請に基づく改正後の別表第二第一号の表に掲げる都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第五条第一項の許可に係る使用料の額については、なお従前の例による。

条 例

学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年十二月二十三日

埼玉県知事 大野元裕

埼玉県条例第五十六号

学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(学校職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 学校職員の給与に関する条例（昭和三十一年埼玉県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

第十条の二第三項を削る。

第十条の三第一項中「伴つて住居を移転した場合」の下に「若しくは新たに学校職員に採用された者が当該採用に伴つて住居を移転した場合」を加え、「当該異動の」を「当該異動若しくは当該採用の」に、「当該異動又は」を「当該異動若しくは当該採用又は」に改める。

第十二条第二項中「四千四百円」を「四千七百円」に、「七千四百円」を「七千七百円」に改める。

第十二条の二第二項中「百分の百二十五」を「百分の百二十七・五」に、「百分の百五」を「百分の百七・五」に改め、同条第三項中「百分の百二十五」を「百分の百二十七・五」に、「百分の七十」を「百分の七十二・五」に、「百分の百五」を「百分の百七・五」に、「百分の六十」を「百分の六十二・五」に改める。

第十二条の五第二項第一号中「百分の百五」を「百分の百七・五」に、「百分の百二十五」を「百分の百二十七・五」に改め、同項第二号中「百分の五十」を「百分の五十二・五」に、「百分の六十」を「百分の六十二・五」に改める。

別表第一から別表第四までを次のように改める。

40	277,200	325,300	394,200	446,200	504,700
41	278,500	326,600	395,500	447,700	505,300
42	279,500	328,500	397,000	449,200	505,900
43	280,500	330,300	398,400	450,400	506,500
44	281,400	332,000	399,800	451,600	507,200
45	282,000	333,600	401,300	452,800	507,800
46	282,800	335,500	402,900	454,100	
47	283,600	337,200	404,500	455,300	
48	284,400	338,900	405,900	456,500	
49	285,100	340,600	407,100	457,600	
50	285,900	342,300	408,500	458,800	
51	286,600	344,000	409,900	460,000	
52	287,400	345,700	411,200	461,200	
53	288,200	347,400	412,400	462,400	
54	289,000	348,700	413,600	463,600	
55	289,700	350,000	414,900	464,800	
56	290,500	351,300	416,200	466,000	
57	291,200	352,800	417,500	467,100	
58	291,800	354,400	418,800	467,700	
59	292,600	355,900	420,200	468,200	
60	293,400	357,500	421,400	468,700	
61	294,100	358,900	422,600	469,200	
62	294,700	360,500	424,000	469,800	
63	295,500	362,100	425,400	470,300	
64	296,100	363,500	426,700	470,800	
65	297,100	365,000	427,900	471,300	
66	297,900	366,600	429,100	471,900	
67	298,600	368,200	430,400	472,400	
68	299,300	369,700	431,800	472,900	
69	299,900	371,200	433,100	473,400	
70	300,600	372,800	434,300	474,000	
71	301,300	374,300	435,300	474,500	
72	302,000	375,800	436,500	475,000	
73	302,700	377,300	437,700	475,500	
74	303,400	378,900	438,800	476,100	
75	304,100	380,500	440,000	476,600	
定年前 再任用 短時間 勤務学 校職員 以外の 学校職 員	76	304,600	382,000	441,000	477,100
	77	305,200	383,400	442,100	477,600
	78	305,800	384,800	443,100	478,200
	79	306,500	386,200	444,100	478,700
	80	307,100	387,500	445,100	479,200
	81	307,600	388,800	446,000	479,700
	82	308,200	390,200	446,800	480,300
	83	308,900	391,500	447,600	480,800
	84	309,600	392,800	448,400	481,300
	85	310,200	393,900	449,100	481,800

別表第1 (第5条関係)

教育職給料表(1)

職員の区分	職務の級 号 級	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	212,900	259,800	332,500	389,400	464,700
	2	215,300	261,200	334,300	390,900	466,500
	3	217,600	262,600	336,100	392,300	468,300
	4	219,900	264,000	337,800	393,700	470,100
	5	222,100	265,400	339,400	395,100	471,800
	6	224,400	266,600	341,300	396,500	473,500
	7	226,600	267,800	343,200	398,000	475,400
	8	228,800	269,000	345,000	399,400	477,200
	9	231,000	270,300	346,800	400,700	478,900
	10	233,200	271,400	348,800	402,100	480,500
	11	235,400	272,500	350,600	403,600	482,100
	12	237,600	273,700	352,300	405,100	483,600
	13	239,800	275,000	354,000	406,400	485,100
	14	241,900	276,700	355,700	407,900	486,400
	15	244,000	278,400	357,200	409,400	487,800
	16	246,100	280,100	358,800	410,900	489,100
	17	248,200	281,800	360,400	412,300	490,300
	18	250,000	283,800	361,700	413,900	490,900
	19	251,700	286,000	362,900	415,500	491,500
	20	253,400	288,200	364,000	417,000	492,200
	21	255,100	290,400	365,300	418,200	492,800
	22	256,400	292,600	366,900	419,600	493,400
	23	257,700	294,800	368,500	421,000	494,000
	24	258,900	296,900	370,000	422,300	494,700
	25	260,100	298,900	371,400	423,900	495,300
	26	261,300	300,800	373,000	425,300	495,900
	27	262,500	302,700	374,500	426,600	496,500
	28	263,700	304,500	376,000	428,000	497,200
	29	264,800	306,300	377,500	429,400	497,800
	30	265,800	308,200	379,100	430,700	498,400
	31	266,900	310,000	380,700	432,200	499,000
	32	267,900	311,700	382,200	433,700	499,700
	33	269,000	313,400	383,700	435,300	500,300
	34	270,100	315,200	385,300	436,700	500,900
	35	271,300	316,900	386,800	438,300	501,500
	36	272,600	318,500	388,300	439,800	502,200
	37	273,800	320,100	389,800	441,500	502,800
	38	274,900	321,800	391,300	443,000	503,400
	39	276,100	323,600	392,800	444,600	504,000

133	337,300	430,200				
134	337,500	430,500				
135	337,700	430,800				
136	338,000	431,000				
137	338,300	431,200				
138	338,500	431,500				
139	338,800	431,800				
140	339,100	432,000				
141	339,300	432,200				
142	339,500	432,500				
143	339,800	432,800				
144	340,000	433,000				
145	340,300	433,200				
146	340,500	433,500				
147	340,800	433,800				
148	341,100	434,000				
149	341,300	434,200				
150	341,500					
151	341,800					
152	342,100					
153	342,300					
定年前 再任用 短時間 勤務学 校職員	基 準 給料月額					
	円	円	円	円	円	
	247,200	288,900	319,100	348,200	436,000	

備考

- この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算する。
- この表の適用を受ける職員の給料月額は、この表の額（その職務の級が3級である職員については、備考1の額を加算した額）に100分の101.86を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

86	311,000	395,300	449,500
87	311,700	396,600	449,900
88	312,300	397,900	450,300
89	313,000	399,100	450,700
90	313,800	400,400	451,000
91	314,600	401,500	451,300
92	315,400	402,700	451,500
93	315,900	403,900	451,800
94	316,700	405,000	452,100
95	317,500	406,200	452,400
96	318,300	407,400	452,600
97	318,900	408,800	452,800
98	319,600	409,800	453,100
99	320,400	410,800	453,400
100	321,100	411,800	453,600
101	321,900	412,700	453,800
102	322,700	413,700	454,100
103	323,600	414,800	454,400
104	324,400	415,900	454,600
105	325,000	416,600	454,800
106	325,800	417,500	
107	326,600	418,400	
108	327,400	419,300	
109	328,100	420,100	
110	328,500	420,900	
111	328,800	421,700	
112	329,300	422,500	
113	329,800	423,100	
114	330,200	423,800	
115	330,600	424,500	
116	331,000	425,200	
117	331,500	425,800	
118	332,000	426,300	
119	332,400	426,600	
120	332,900	426,900	
121	333,400	427,200	
122	333,800	427,500	
123	334,200	427,800	
124	334,700	428,000	
125	335,200	428,200	
126	335,500	428,500	
127	335,800	428,800	
128	336,100	429,000	
129	336,300	429,200	
130	336,600	429,500	
131	336,900	429,800	
132	337,100	430,000	

	40	276,200	304,500	389,300	409,100
	41	277,400	306,300	390,400	410,200
	42	278,500	308,200	391,600	411,500
	43	279,600	310,000	392,800	412,500
	44	280,700	311,700	393,900	413,600
	45	281,600	313,400	395,000	414,800
	46	282,400	315,200	396,300	416,000
	47	283,200	316,900	397,500	417,200
	48	284,000	318,500	398,600	418,400
	49	284,600	320,100	399,500	419,500
	50	285,400	321,800	400,700	420,500
	51	286,100	323,600	401,700	421,800
	52	286,800	325,300	402,800	423,000
	53	287,600	326,600	403,600	424,200
	54	288,400	328,500	404,700	425,300
	55	289,000	330,300	405,700	426,400
	56	289,700	332,000	406,700	427,500
	57	290,400	333,600	407,800	428,500
	58	291,200	335,500	408,800	429,700
	59	292,000	337,200	409,900	430,900
	60	292,600	338,900	411,000	432,100
	61	293,200	340,600	412,000	432,700
	62	293,900	342,300	413,100	433,500
	63	294,600	344,000	414,200	434,200
	64	295,100	345,700	415,200	434,700
	65	295,800	347,400	416,100	435,000
	66	296,500	348,700	417,000	435,300
	67	297,100	350,000	418,000	435,700
	68	297,700	351,300	419,000	436,100
	69	298,400	352,800	419,800	436,400
	70	299,100	354,300	420,600	436,800
	71	299,700	355,800	421,300	437,100
	72	300,400	357,300	422,100	437,400
	73	300,900	358,600	422,800	437,700
定年前	74	301,500	360,100	423,400	438,000
再任用	75	302,200	361,600	424,100	438,300
短時間	76	302,700	363,000	424,800	438,600
勤務学	77	303,300	364,400	425,400	438,800
校職員	78	303,900	365,900	426,100	439,100
以外の	79	304,500	367,400	426,600	439,400
学校職	80	305,100	368,900	427,200	439,600
	81	305,600	370,200	427,600	439,800
	82	306,100	371,500	428,000	440,100
	83	306,700	372,800	428,300	440,400
	84	307,300	374,000	428,500	440,600
	85	307,700	375,200	428,700	440,800

別表第2 (第5条関係)

教育職給料表(2)

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	円 212,900	円 234,000	円 332,500	円 361,900	円 448,100
	2	215,300	236,400	334,300	363,400	449,400
	3	217,600	238,800	336,100	364,900	450,600
	4	219,900	241,300	337,800	366,300	451,900
	5	222,100	243,700	339,400	367,700	453,000
	6	224,400	246,100	341,300	369,000	454,100
	7	226,600	248,500	343,200	370,300	455,300
	8	228,800	251,000	345,000	371,700	456,500
	9	231,000	253,400	346,800	373,100	457,800
	10	233,200	255,000	348,800	374,400	459,000
	11	235,400	256,600	350,600	375,700	460,100
	12	237,600	258,200	352,300	376,900	461,200
	13	239,800	259,800	354,000	378,100	462,400
	14	241,900	261,200	355,700	379,400	463,200
	15	244,000	262,600	357,200	380,600	464,000
	16	246,100	264,000	358,800	381,800	464,900
	17	248,200	265,400	360,400	382,800	465,800
	18	250,000	266,600	361,700	384,000	466,200
	19	251,700	267,800	362,900	385,200	466,700
	20	253,400	269,000	364,000	386,300	467,200
	21	255,100	270,300	365,300	387,300	467,700
	22	256,400	271,400	366,700	388,500	468,100
	23	257,700	272,500	368,100	389,700	468,600
	24	258,900	273,700	369,400	390,800	469,100
	25	260,100	275,000	370,600	391,800	469,600
	26	261,200	276,700	372,000	393,000	470,000
	27	262,300	278,400	373,300	394,100	470,500
	28	263,400	280,100	374,600	395,200	471,000
	29	264,600	281,800	375,800	396,300	471,500
	30	265,700	283,800	377,200	397,500	471,900
	31	266,800	286,000	378,500	398,700	472,400
	32	267,800	288,200	379,800	399,800	472,900
	33	268,900	290,400	381,100	400,800	473,400
	34	269,900	292,600	382,300	401,900	473,800
	35	270,900	294,800	383,400	403,100	474,300
	36	272,000	296,900	384,600	404,300	474,800
	37	273,200	298,900	385,800	405,500	475,300
	38	274,100	300,800	387,000	406,800	
	39	275,100	302,700	388,200	407,900	

133		415, 500					86	308, 100	376, 400	429, 000	441, 100
134		415, 800					87	308, 600	377, 500	429, 300	441, 400
135		416, 000					88	309, 100	378, 600	429, 500	441, 600
136		416, 300					89	309, 500	379, 600	429, 700	441, 800
137		416, 600					90	310, 000	380, 700	430, 000	442, 100
138		416, 900					91	310, 400	381, 800	430, 300	442, 400
139		417, 200					92	310, 900	382, 900	430, 500	442, 600
140		417, 500					93	311, 200	384, 000	430, 700	442, 800
141		417, 800					94	311, 700	385, 100	431, 000	443, 100
142		418, 100					95	312, 200	386, 100	431, 300	443, 400
143		418, 400					96	312, 600	387, 200	431, 500	443, 600
144		418, 700					97	312, 900	388, 200	431, 700	443, 800
145		418, 900					98	313, 300	389, 200	432, 000	444, 100
146		419, 200					99	313, 700	390, 100	432, 300	444, 400
147		419, 500					100	314, 100	391, 000	432, 500	444, 600
148		419, 700					101	314, 500	391, 800	432, 700	444, 800
149		419, 900					102	314, 800	392, 800	433, 000	445, 100
150		420, 200					103	315, 100	393, 600	433, 300	445, 400
151		420, 500					104	315, 400	394, 500	433, 500	445, 600
152		420, 700					105	315, 600	395, 300	433, 700	445, 800
153		420, 900					106	315, 900	396, 200		
154		421, 200					107	316, 200	397, 100		
155		421, 500					108	316, 400	398, 000		
156		421, 700					109	316, 600	398, 800		
157		421, 900					110	316, 800	399, 800		
158		422, 200					111	317, 100	400, 700		
159		422, 500					112	317, 400	401, 600		
160		422, 700					113	317, 600	402, 200		
161		422, 900					114	317, 800	403, 100		
							115	318, 000	404, 000		
							116	318, 300	404, 900		
定年前 再任用 短時間 勤務学 校職員		基 準 給料月額	117	318, 600	405, 700						
		円	円	円	円	円	118	318, 800	406, 400		
		238, 400	285, 800	314, 300	341, 600	425, 600	119	319, 100	407, 200		
							120	319, 400	408, 000		
							121	319, 600	408, 600		
							122	319, 800	409, 300		
							123	320, 000	410, 000		
							124	320, 300	410, 600		
							125	320, 600	411, 200		
							126		411, 900		
							127		412, 400		
							128		413, 000		
							129		413, 600		
							130		414, 200		
							131		414, 700		
							132		415, 200		

備考

1 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算する。

2 この表の適用を受ける職員の給料月額は、この表の額（その職務の級が3級である職員については、備考1の額を加算した額）に100分の101.86を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

	40	251,600	277,300	307,300	333,500	380,600
	41	252,200	278,000	308,200	334,400	381,600
	42	252,800	278,800	309,400	335,600	382,600
	43	253,400	279,600	310,500	336,800	383,600
	44	253,900	280,300	311,600	338,000	384,500
	45	254,300	281,000	312,600	338,900	385,300
	46	254,900	281,800	313,700	339,900	386,100
	47	255,300	282,600	314,800	340,900	387,000
	48	255,700	283,300	315,800	341,800	387,800
	49	256,100	284,000	316,900	342,700	388,300
	50	256,600	284,700	317,900	343,600	389,100
	51	257,100	285,300	319,000	344,600	389,900
	52	257,600	286,000	320,100	345,500	390,700
	53	257,900	286,700	321,100	346,000	391,100
	54	258,200	287,300	322,100	346,900	391,800
	55	258,500	288,000	323,100	347,600	392,500
	56	258,800	288,600	324,100	348,500	393,100
定年前 再任用 短時間 勤務学 校職員 以外の 学校職 員	57	259,100	289,300	325,000	349,200	393,500
	58	259,400	290,000	326,000	349,500	394,000
	59	259,700	290,700	327,000	349,900	394,600
	60	260,000	291,300	327,900	350,500	395,200
	61	260,300	291,800	328,800	351,100	395,600
	62	260,600	292,400	329,500	351,800	396,100
	63	260,900	293,100	330,200	352,500	396,600
	64	261,200	293,700	330,800	353,100	397,100
	65	261,500	294,200	331,400	353,800	397,700
	66	261,800	294,800	332,100	354,300	398,200
	67	262,100	295,500	332,700	354,900	398,800
	68	262,400	296,100	333,300	355,500	399,400
	69	262,700	296,700	333,900	355,800	399,900
	70	263,000	297,300	334,100	356,300	400,400
	71	263,300	297,900	334,500	356,700	400,800
	72	263,500	298,500	335,000	357,200	401,200
	73	263,700	299,100	335,600	357,700	401,500
	74	264,000	299,600	336,100	358,200	402,000
	75	264,300	300,000	336,600	358,700	402,400
	76	264,500	300,400	337,000	359,100	402,800
	77	264,700	300,700	337,600	359,400	403,200
	78	265,000	301,000	338,100	359,700	
	79	265,300	301,200	338,500	359,900	
	80	265,500	301,500	339,000	360,200	
	81	265,700	301,800	339,500	360,700	
	82	266,000	302,000	339,800	361,000	
	83	266,300	302,300	340,000	361,300	
	84	266,500	302,600	340,300	361,600	
	85	266,700	302,800	340,700	362,000	

別表第3 (第5条関係)

学校栄養職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	201,000	239,800	274,400	293,300	326,300
	2	203,100	241,100	275,200	294,100	327,700
	3	205,200	242,400	275,900	294,800	329,100
	4	207,300	243,700	276,700	295,500	330,500
	5	209,300	244,900	277,500	296,200	331,900
	6	211,300	246,000	278,300	296,900	333,500
	7	213,300	247,000	279,100	297,600	335,000
	8	215,100	247,900	279,800	298,300	336,500
	9	216,900	249,000	280,500	299,100	337,900
	10	218,800	250,100	281,300	299,800	339,500
	11	220,700	251,200	282,100	300,600	341,000
	12	222,800	252,400	282,900	301,200	342,500
	13	224,500	253,600	283,700	301,800	343,900
	14	226,500	254,800	284,500	302,900	345,500
	15	228,700	256,000	285,200	304,000	347,000
	16	230,800	257,100	286,000	305,200	348,500
	17	232,900	258,100	286,800	306,300	350,000
	18	234,000	259,100	287,600	307,500	351,600
	19	235,000	260,200	288,400	308,600	353,200
	20	236,100	261,200	289,100	309,800	354,700
	21	237,200	262,300	289,900	311,000	356,000
	22	238,000	263,200	290,800	312,200	357,500
	23	238,900	264,000	291,700	313,400	359,000
	24	239,700	264,800	292,400	314,500	360,500
	25	240,600	265,600	293,100	315,700	361,900
	26	241,500	266,400	294,000	316,900	363,400
	27	242,400	267,200	294,900	318,000	364,900
	28	243,300	268,000	295,600	319,200	366,300
	29	244,100	268,700	296,400	320,400	367,700
	30	244,900	269,500	297,400	321,600	369,300
	31	245,600	270,300	298,300	322,800	370,700
	32	246,400	271,100	299,300	324,000	372,200
	33	247,100	271,900	300,300	325,100	373,400
	34	247,700	272,700	301,400	326,200	374,500
	35	248,400	273,300	302,400	327,400	375,700
	36	249,100	274,100	303,300	328,600	376,800
	37	249,800	275,000	304,300	329,800	377,800
	38	250,400	275,800	305,300	331,000	378,600
	39	251,000	276,600	306,300	332,300	379,500

別表第4 (第5条関係)

事務職給料表

職員の区分	職務の級 号 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800
	2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500
	3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100
	4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700
	5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300
	6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100
	7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600
	8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200
	9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500
	10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100
	11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700
	12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200
	13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100
	14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000
	15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900
	16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700
	17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200
	18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000
	19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700
	20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300
	21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000
	22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400
	23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800
	24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200
	25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600
	26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800
	27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000
	28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000
	29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100
	30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300
	31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400
	32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500
	33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200
	34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900
	35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500
	36	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200
	37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800
	38	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400
	39	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	417,900

	86			303,000	341,100	362,300
	87			303,200	341,400	362,600
	88			303,400	341,700	362,900
	89			303,800	342,000	363,300
	90			304,000	342,200	363,600
	91			304,200	342,600	363,800
	92			304,400	342,900	364,100
	93			304,800	343,100	364,400
	94			305,000	343,400	364,800
	95			305,200	343,700	365,200
	96			305,500	343,900	365,600
	97			305,800	344,100	366,100
	98			306,000	344,400	366,500
	99			306,200	344,700	366,900
	100			306,500	344,900	367,300
	101			306,800	345,100	367,800
	102			307,000	345,300	
	103			307,200	345,700	
	104			307,500	345,900	
	105			307,800	346,100	
	106				346,400	
	107				346,800	
	108				347,200	
	109				347,400	

備考 この表の適用を受ける職員の給料月額は、この表の額に100分の101.86を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

定年前 再任用 短時間 勤務学 校職員	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
	円	円	円	円
	201,300	227,900	257,300	271,300
				297,800

第一条 学校職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第十条の四第一項中「及び」を「、」に改め、「事務職員」の下に「及び指導改善研修被認定者（教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二十五条第一項の規定による認定を受けた者であつて、当該認定の日から同条第四項の認定の日までの間にあるものをいう。）」を加える。

第十二条の九第二項中「八千円」を「八千六百円」に、「応じて」を「応じ、教育委員会規則で定める校務類型に係る業務の困難性その他の事情を考慮して」に改める。

第十三条中「（昭和二十四年法律第一号）」を削る。

別表第一の備考1中「、この表の額に7,700円を」を「11,500円を、4級である職員は3,800円をこの表の額に」に改め、同表備考2中「3級」の下に「及び4級」を、「額を」の下に「それぞれ」を加える。

別表第一の備考1中「、この表の額に7,500円を」を「11,500円を、4級である職員は4,000円をこの表の額に」に改め、同表備考2中「3級」の下に「及び4級」を、「額を」の下に「それぞれ」を加える。

第三条 学校職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第九条の五第二項第一号中「第四項」を「第五項」に改め、同項第二号ロ中「七十キロメートル」を「百キロメートル」に改め、同条第三項中「次項」を「第五項」に改め、同条中第八項を第九項とし、同条第七項中「自動車等」の下に「及び駐車場等」を加え、同項を同条第八項とし、同条中第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、同条第四項中「及び」を「、」に、「」の「」を「」及び前項第一号に定める額の」に、「前一項」を「前三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 第一項第一号又は第三号に掲げる学校職員で、通勤のため自動車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が教育委員会規則で定める要件を満たすものに限る。第一号及び第八項において「駐車場等」という。）を利用して、その料金を負担することを常例とするもの（教育委員会規則で定める学校職員を除く。）の通勤手当の額は、前一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、五千円を超えない範囲内で一箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額として教育委員会規則で定める額

二 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前二項の規定による額

第十二条の二第二項中「百分の百一十七・五」を「百分の百一十六・一五」に、

「百分の百七・五」を「百分の百六・二五」に改め、同条第三項中「百分の百二十七・五」を「百分の百二十六・二五」に、「百分の七十二・五」を「百分の七十一・二五」に、「百分の百七・五」を「百分の百六・二五」に、「百分の六十二・五」を「百分の六十一・二五」に改める。

第十二条の五第二項第一号中「百分の百七・五」を「百分の百六・二五」に、「百分の百二十七・五」を「百分の百二十六・二五」に改め、同項第二号中「百分の五十二・五」を「百分の五十一・二五」に、「百分の六十二・五」を「百分の六十一・二五」に改める。

（義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正）

第四条 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和四十六年埼玉県条例第八十号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「である者」の下に「（指導改善研修被認定者（教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二十五条第一項の規定による認定を受けた者であつて、当該認定の日から同条第四項の認定の日までの間にあるものをいう。第七条第一項において同じ。）を除く。）」を加え、「百分の四」を「百分の十」に改める。

第七条第一項中「教育職員」の下に「（給与条例第十二条の六に規定する管理職手当を受ける者及び指導改善研修被認定者を除く。次項において同じ。）」を加える。

附則に次の二項を加える。

（教職調整額に関する経過措置）

3 次の表の上欄に掲げる期間における第三条第一項の規定の適用については、同項中「百分の十」とあるのは、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

令和八年一月一日から同年十二月三十一日まで	百分の五
令和九年一月一日から同年十二月三十一日まで	百分の六
令和十年一月一日から同年十二月三十一日まで	百分の七
令和十一年一月一日から同年十二月三十一日まで	百分の八
令和十二年一月一日から同年十二月三十一日まで	百分の九

（学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正）

第五条 学校職員の特殊勤務手当に関する条例（平成十一年埼玉県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

第二条中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第六号までを一号ずつ繰り上げる。

第三条を次のように改める。

第三条 削除

第四条第一項第二号中「市町村立の高等学校の定時制課程の勤務を」を「市町村（市町村の組合を含む。以下同じ。）立の高等学校の定時制課程の勤務を」に改め、同条第二項中「教育委員会規則」を「埼玉県教育委員会規則（以下「教育委員会規則」という。）」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条、第四条及び第五条の規定は令和八年一月一日から、第三条の規定は同年四月一日から施行する。

2 第一条の規定（学校職員の給与に関する条例（以下この項、附則第四項及び第五項において「給与条例」という。）第十条の二第三項を削る改正規定、第十条の三第一項、第十二条の二第二項及び第三項並びに第十二条の五第二項の改正規定を除く。）による改正後の給与条例の規定は令和七年四月一日から、第一条の規定による改正後の給与条例第十二条の二第二項及び第三項並びに第十二条の五第二項の規定は同年十二月一日から適用する。

（改定日前の異動者の号給の調整）

3 令和七年四月一日（以下この項において「改定日」という。）前に職務の級を異にして異動した学校職員及び埼玉県教育委員会（以下この項、附則第六項及び第七項において「教育委員会」という。）の定めるこれに準ずる学校職員の改定日における号給については、その者が改定日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、教育委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給与の内払）

4 第一条の規定による改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、同条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、同条の規定による改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

（教職調整額に関する経過措置）

5 第二条及び第四条の規定の施行の日前に教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二十五条第一項の規定による認定を受けた者であつて同日の前日までに同条第四項の認定を受けていないものが当該認定を受けるまでの間ににおける当該者に対する給与条例の規定による時間外勤務手当及び義務教育諸学校等の教育

職員の給与等に関する特別措置に関する条例（以下この項において「給特条例」という。）の規定による教職調整額の支給については、第二条の規定による改正後の給与条例第十条の四第一項の規定及び第四条の規定による改正後の給特条例第三条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（教育委員会への委任）

6 前三項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

（人事委員会との協議）

7 この条例に基づき教育委員会が定める事項については、あらかじめ埼玉県人事委員会と協議するものとする。

規則

会計年度任用職員の報酬等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年十二月二十三日

埼玉県知事 大野元裕

埼玉県規則第百二号

会計年度任用職員の報酬等に関する規則の一部を改正する規則

第一条 会計年度任用職員の報酬等に関する規則（平成三十一年埼玉県規則第三十
二号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第三号中「栄養士」の下に「及び管理栄養士」を加える。

第五条第三項中「別表第五に」の下に「掲げる職種の区分に応じ同表に」を加
える。

別表第一から別表第五までを次のように改める。

職種	医師及び歯科医師
号給	月額
1	円 529,343

別表第1（第2条関係）

医療職報酬等基準額表(1)

別表第3 (第2条関係)

医療職報酬等基準額表(3)

職種	保健師	看護師 (外来業務以外の業務に従事するもの)	看護師 (外来業務に従事するもの)	准看護師 (外来業務以外の業務に従事するもの)	准看護師 (外来業務に従事するもの)
号給	月額	月額	月額	月額	月額
1	279,964	284,299	272,299	246,855	236,505
2	281,084	285,317	273,317		
3	282,205	286,132	274,132		
4	283,122	287,049	275,049		
5	283,936	287,864	275,864		
6	284,649				
7	285,362				

別表第2 (第2条関係)

医療職報酬等基準額表(2)

職種	薬剤師 獣医師	管理栄養士	栄養士 (管理栄養士を除く。) 衛生検査技師	診療放射線技師 臨床検査技師 理学療法士 作業療法士 視能訓練士 言語聴覚士	義肢装具士	歯科衛生士	歯科技工士
号給	月額	月額	月額	月額	月額	月額	月額
1	300,900	260,555	243,303	262,311	275,111	258,305	266,453
2			245,442	263,126		260,444	268,592
3			247,581	264,043		262,175	270,731
4			248,702	264,858		264,212	271,852
5			249,721	265,775		266,453	272,871
6			250,841	266,691		268,592	273,991
7			251,961	267,608		270,731	275,111
8			252,776	271,655		271,852	
9			253,693			272,871	
10			254,508			273,991	
11			255,425			275,111	
12			256,341				
13			257,258				
14			260,555				

18	231,425	268,808
19	233,055	269,929
20	234,685	271,049
21	236,315	271,966
22	238,046	272,984
23	239,371	274,003
24	240,695	275,022
25	242,019	276,040

別表第4 (第2条関係)

行政事務報酬等基準額表

職種	前記以外の職	
	標準的な会計年度任用職員の職務を行ふもの	相当の知識又は経験を必要とする会計年度任用職員の職務を行ふもの
号給	月額	月額
1	204,025	246,501
2	205,757	247,825
3	207,386	249,251
4	209,016	250,677
5	210,544	252,103
6	212,276	253,529
7	213,906	254,955
8	215,535	256,381
9	217,063	257,807
10	218,795	259,029
11	220,526	260,354
12	222,258	261,678
13	223,480	262,900
14	225,110	264,122
15	226,740	265,345
16	228,268	266,567
17	229,796	267,688

別表第5 (第5条、第16条関係)
報酬等の調整額表

職種	標準的な会計年度任用職員の職務を行うもの	相当の知識又は経験を必要とする会計年度任用職員の職務を行うもの
調整数	調整額	調整額
1	円 6,600	円 7,900
2	13,200	15,800
3	19,800	23,700
4	26,400	31,600

第二条 会計年度任用職員の報酬等に関する規則の一部を次のように改正する。

第十四条第一号中「二万三千七百八十円」を「二万六千八百八十五円」に改め、

同条第二号中「九千二百七十円」を「一万六千五百九十円」に改める。

第十六条第一項に次のただし書きを加える。

ただし、次の各号に掲げる職種の者の給料の額は、当該各号に定める額とする。

一 医師及び歯科医師 月額三十二万九千八百四十三円

二 獣医師 月額三十万九百円

別表第二を次のように改める。

別表第2（第2条関係）

医療職報酬等基準額表(2)

職種	薬剤師	獣医師	管理栄養士	栄養士（管理栄養士を除く。） 衛生検査技師	診療放射線技師 臨床検査技師 理学療法士 作業療法士 視能訓練士 言語聴覚士	義肢装具士	歯科衛生士	歯科技工士
号給	月額	月額	月額	月額	月額	月額	月額	月額
1	300,900	323,700	260,555	243,303	262,311	275,111	258,305	266,453
2				245,442	263,126		260,444	268,592
3				247,581	264,043		262,175	270,731
4				248,702	264,858		264,212	271,852
5				249,721	265,775		266,453	272,871
6				250,841	266,691		268,592	273,991
7				251,961	267,608		270,731	275,111
8				252,776	271,655		271,852	
9				253,693			272,871	
10				254,508			273,991	
11				255,425				275,111
12				256,341				
13				257,258				
14				260,555				

(施行期日等)

- この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和八年四月一日から施行する。
- 第一条の規定による改正後の会計年度任用職員の報酬等に関する規則（次項において「改正後の規則」という。）の規定は、令和七年四月一日から適用する。
(報酬等の内払)
- 改正後の規則の規定を適用する場合においては、第一条の規定による改正前の会計年度任用職員の報酬等に関する規則の規定に基づいて支給された報酬等は、改正後の規則の規定による報酬等の内払とみなす。

規則

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年十二月二十三日

埼玉県人事委員会委員長 池本誠司

埼玉県人事委員会規則七一一七

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

第一条 初任給調整手当に関する規則（埼玉県人事委員会規則七一五六）の一部を

次のように改正する。

別表第一中備考以外の部分を次のように改める。

別表第1（第六条関係）

職員の区分 期間の区分	1項職員	2項職員
1年未満	310,800円	52,100円
1年以上 2年未満	310,800	52,100
2年以上 3年未満	310,800	52,100
3年以上 4年未満	310,800	52,100
4年以上 5年未満	310,800	52,100
5年以上 6年未満	310,800	52,100
6年以上 7年未満	310,800	50,300
7年以上 8年未満	310,800	48,500
8年以上 9年未満	310,800	46,700
9年以上 10年未満	310,800	44,900
10年以上 11年未満	310,800	43,100
11年以上 12年未満	310,800	41,300
12年以上 13年未満	310,800	39,500
13年以上 14年未満	310,800	37,700
14年以上 15年未満	310,800	36,300
15年以上 16年未満	310,800	34,900
16年以上 17年未満	307,500	33,500
17年以上 18年未満	304,200	32,100
18年以上 19年未満	300,900	30,700
19年以上 20年未満	297,600	29,300
20年以上 21年未満	294,300	27,900
21年以上 22年未満	283,300	27,300
22年以上 23年未満	271,300	26,700
23年以上 24年未満	258,800	25,700
24年以上 25年未満	246,300	25,100
25年以上 26年未満	233,800	24,500
26年以上 27年未満	218,300	23,900
27年以上 28年未満	202,800	23,300
28年以上 29年未満	187,300	22,500
29年以上 30年未満	171,800	22,200
30年以上 31年未満	155,300	21,800
31年以上 32年未満	138,800	21,200

別表第二中備考以外の部分を次のように改める。

32年以上 33年未満	122,300	20,300
33年以上 34年未満	104,300	19,400
34年以上 35年未満	86,300	18,700

別表第2 (第七条の二関係)

32年以上	33年未満	14,200
33年以上	34年未満	13,600
34年以上	35年未満	13,100

期間の区分	職員の区分	2項職員
1年未満		36,500円
1年以上	2年未満	36,500
2年以上	3年未満	36,500
3年以上	4年未満	36,500
4年以上	5年未満	36,500
5年以上	6年未満	36,500
6年以上	7年未満	35,200
7年以上	8年未満	34,000
8年以上	9年未満	32,700
9年以上	10年未満	31,400
10年以上	11年未満	30,200
11年以上	12年未満	28,900
12年以上	13年未満	27,700
13年以上	14年未満	26,400
14年以上	15年未満	25,400
15年以上	16年未満	24,400
16年以上	17年未満	23,500
17年以上	18年未満	22,500
18年以上	19年未満	21,500
19年以上	20年未満	20,500
20年以上	21年未満	19,500
21年以上	22年未満	19,100
22年以上	23年未満	18,700
23年以上	24年未満	18,000
24年以上	25年未満	17,600
25年以上	26年未満	17,200
26年以上	27年未満	16,700
27年以上	28年未満	16,300
28年以上	29年未満	15,800
29年以上	30年未満	15,500
30年以上	31年未満	15,300
31年以上	32年未満	14,800

第二条 初任給調整手当に関する規則の一部を次のように改正する。

第二条第二項の次に次の二項を加える。

3 条例第七条の三第一項第三号に規定する職は、行政職給料表、研究職給料表又は医療職給料表(二)の適用を受ける職員の職で、獣医学に関する専門的知識を必要とすると人事委員会が認めるものとする。

第三条を次のように改める。

(職員の範囲)

第三条 条例第七条の三第一項の規定により初任給調整手当を支給される職員は、次に掲げる職員とする。

一 前条第一項又は第二項に規定する職に採用された職員であつて、その採用が、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する大学（以下「大学」という。）卒業の日から三十七年（医師法（昭和二十三年法律第二百一号）に規定する臨床研修（以下第六条において「臨床研修」という。）を経た者にあつては三十九年、昭和四十三年法律第四十七号による改正前の医師法に規定する実地修練（以下第六条において「実地修練」という。）を経た者にあつては三十八年）を経過するまでの期間（旧専門学校令による専門学校等で人事委員会の定めるものを卒業した者にあつては、人事委員会の定めるこれに準ずる期間。以下「経過期間」という。）内に行われたもの

二 前条第三項に規定する職に採用された職員（獣医師法（昭和二十四年法律

第一百八十六号)に規定する獣医師免許を有する者に限る。)

第五条中「三十五年」の下に「(第二条第三項に規定する職を占める職員にあつては、十五年)」を加える。

第六条第一項中「三十五年」を「、第二条第三項又は第二項に規定する職を占める職員にあつては三十五年、同条第三項に規定する職を占める職員にあつては十五年」に改める。

第七条中「三十五年」の下に「(第二条第三項に規定する職を占める職員にあつては、十五年)」を加える。

別表第一を次のように改める。

別表第1 (第六条関係)

職員の区分 期間の区分	1項職員	2項職員	3項職員
1年未満	310,800円	52,100円	35,000円
1年以上 2年未満	310,800	52,100	35,000
2年以上 3年未満	310,800	52,100	35,000
3年以上 4年未満	310,800	52,100	35,000
4年以上 5年未満	310,800	52,100	35,000
5年以上 6年未満	310,800	52,100	31,800
6年以上 7年未満	310,800	50,300	28,600
7年以上 8年未満	310,800	48,500	25,400
8年以上 9年未満	310,800	46,700	22,200
9年以上 10年未満	310,800	44,900	19,000
10年以上 11年未満	310,800	43,100	15,800
11年以上 12年未満	310,800	41,300	12,600
12年以上 13年未満	310,800	39,500	9,400
13年以上 14年未満	310,800	37,700	6,200
14年以上 15年未満	310,800	36,300	3,000
15年以上 16年未満	310,800	34,900	
16年以上 17年未満	307,500	33,500	
17年以上 18年未満	304,200	32,100	
18年以上 19年未満	300,900	30,700	
19年以上 20年未満	297,600	29,300	
20年以上 21年未満	294,300	27,900	
21年以上 22年未満	283,300	27,300	
22年以上 23年未満	271,300	26,700	
23年以上 24年未満	258,800	25,700	
24年以上 25年未満	246,300	25,100	
25年以上 26年未満	233,800	24,500	
26年以上 27年未満	218,300	23,900	
27年以上 28年未満	202,800	23,300	
28年以上 29年未満	187,300	22,500	
29年以上 30年未満	171,800	22,200	
30年以上 31年未満	155,300	21,800	
31年以上 32年未満	138,800	21,200	

別表第二を次のように改める。

32年以上 33年未満	122,300	20,300
33年以上 34年未満	104,300	19,400
34年以上 35年未満	86,300	18,700

備考

- この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第4条の職員となつた日以後の期間を示す。
- この表において「1項職員」とは、第2条第1項の職を占める職員を、「2項職員」とは、同条第2項の職を占める職員を、「3項職員」とは、同条第3項の職を占める職員をいう。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和八年四月一日から施行する。
- 2 第一条の規定による改正後の初任給調整手当に関する規則の規定は、令和七年四月一日から適用する。

32年以上	33年未満	14,200
33年以上	34年未満	13,600
34年以上	35年未満	13,100

備考

- 1 この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第4条の職員となつた日以後の期間を示す。
- 2 この表において「2項職員」とは、第2条第2項の職を占める職員を、「3項職員」とは、同条第3項の職を占める職員をいう。

別表第2（第七条の二関係）

職員の区分 期間の区分	2項職員	3項職員
1年未満	36,500円	24,500円
1年以上 2年未満	36,500	24,500
2年以上 3年未満	36,500	24,500
3年以上 4年未満	36,500	24,500
4年以上 5年未満	36,500	24,500
5年以上 6年未満	36,500	22,300
6年以上 7年未満	35,200	20,000
7年以上 8年未満	34,000	17,800
8年以上 9年未満	32,700	15,500
9年以上 10年未満	31,400	13,300
10年以上 11年未満	30,200	11,100
11年以上 12年未満	28,900	8,800
12年以上 13年未満	27,700	6,600
13年以上 14年未満	26,400	4,300
14年以上 15年未満	25,400	2,100
15年以上 16年未満	24,400	
16年以上 17年未満	23,500	
17年以上 18年未満	22,500	
18年以上 19年未満	21,500	
19年以上 20年未満	20,500	
20年以上 21年未満	19,500	
21年以上 22年未満	19,100	
22年以上 23年未満	18,700	
23年以上 24年未満	18,000	
24年以上 25年未満	17,600	
25年以上 26年未満	17,200	
26年以上 27年未満	16,700	
27年以上 28年未満	16,300	
28年以上 29年未満	15,800	
29年以上 30年未満	15,500	
30年以上 31年未満	15,300	
31年以上 32年未満	14,800	

規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年十二月二十三日

埼玉県人事委員会委員長 池本誠司

埼玉県人事委員会規則七一一一八

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

第一条 期末手当及び勤勉手当に関する規則（埼玉県人事委員会規則七一九三）の一部を次のように改正する。

第十四条中「百分の三百十五」を「百分の三百二十二・五」に、「百分の三百七十五」を「百分の三百八十二・五」に、「百分の百以下」を「百分の百五以下」に、「百分の百二十」を「百分の百二十五」に、「百分の二百六十二・五」を「百分の二百七十」に改める。

第二条 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を次のように改正する。

第十四条中「百分の三百二十二・五」を「百分の三百十八・七五」に、「百分の三百八十二・五」を「百分の三百七八・七五」に、「百分の百五」を「百分の百二・五」に、「百分の百二十五」を「百分の百二十二・五」に、「百分の二百七十」を「百分の二百六十六・二五」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和八年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の期末手当及び勤勉手当に関する規則の規定は、令和七年十二月一日から適用する。

規則

宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年十二月二十三日

埼玉県人事委員会委員長 池本誠司

埼玉県人事委員会規則七一一一九

宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則

宿日直手当に関する規則（埼玉県人事委員会規則七一一〇六）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「四千四百円」を「四千七百円」に改め、同項第二号中「七千四百円」を「七千七百円」に改め、同項第三号中「二万千円」を「二万二千五百円」に改め、同条第三項中「千五十円」を「千百二十円」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の宿日直手当に関する規則の規定は、令和七年四月一日から適用する。

規則

農林業普及指導手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年十二月二十三日

埼玉県人事委員会委員長 池本誠司

埼玉県人事委員会規則七一一二〇

農林業普及指導手当に関する規則の一部を改正する規則

農林業普及指導手当に関する規則（埼玉県人事委員会規則七一一〇七）の一部を次のように改正する。

第四条中「別表第四口の備考2」を「別表第四イの備考2、口の備考2」に改め、「適用しない額」の下に「に百分の百・四七を乗じて得た額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）」を加える。

第五条の次に次の一条を加える。

（端数計算）

第六条 第四条の規定による農林業普及指導手当の月額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもつて当該農林業普及指導手当の月額とする。

附則第二項中「第一号」を削り、「別表第四口の備考2」を「別表第四イの備考2、口の備考2」に改め、「適用しない額」の下に「に百分の百・四七を乗じて得た額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の農林業普及指導手当に関する規則の規定は、令和七年四月一日から適用する。

規則

特地勤務手当等に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年十二月二十三日

埼玉県人事委員会委員長 池本誠司

埼玉県人事委員会規則七一一二二

特地勤務手当等に関する規則等の一部を改正する規則

(特地勤務手当等に関する規則の一部改正)

第一条 特地勤務手当等に関する規則（埼玉県人事委員会規則七一一九）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「特地勤務手当基礎額」を「給料及び扶養手当の月額（給料の月額のうち給料月額は、条例別表第一の備考2、別表第二の備考2、別表第三の備考2若しくは別表第四イの備考2、ロの備考2若しくはハの備考2の規定、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成十三年埼玉県条例第五号）第五条第一項の表の備考若しくは第二項の表の備考の規定又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十四年埼玉県条例第六十八号）第四条第一項の表の備考の規定を適用しない額に百分の百・四七を乗じて得た額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）をいう。第四条第二項において同じ。）の合計額」に改め、「（その額が現に受ける給料及び扶養手当の月額の合計額に百分の八を乗じて得た額を超えるときは、当該額）」を削り、同条第二項から第四項までを削る。

第四条を削る。

第五条第一項中「若しくはこの条例の適用を受けない県費支弁の常勤の職員が職員となるための異動」を削り、同条第二項中「同項に規定する異動又は公署の移転の日（職員が当該異動によりその日前一年以内に在勤していた公署に勤務することとなつた場合（人事委員会が定める場合に限る。）には、その日前の人事委員会が定める日。以下この条並びに附則第四項及び第五項において同じ。）に受けていた」、「（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、現に受ける給料の月額）」及び「（その額が現に受ける給料及び扶養手当の月額の合計額に百分の五を乗じて得た額を超えるときは、当該額）」を削り、同条第三項を削り、同条を第四条とする。

第六条第一項を削り、同条第二項第二号中「職員以外の地方公務員等（条例第十一条第三項に規定する職員以外の地方公務員等をいう。以下同じ。）であつた者から人事交流等により引き続き」を「新たに」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項第一号中「職員以外の地方公務員等であつた者から人事交流等により

引き続き」を「新たに」に改め、「（同条第三項及び附則第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。次号から第五号までにおいて同じ。）並びに附則第五項」を削り、同項第二号及び第三号中「並びに附則第五項」を削り、同項を同条第二項とし、同条を第五条とする。

第七条中「第五条」を「第四条」に改め、同条を第六条とし、第八条を第七条とする。

附則第二項を次のとおり改める。

（条例附則第十五項、第十七項、第十九項若しくは第二十項の規定の適用を受ける職員の特地勤務手当等の月額）

2 当分の間、条例附則第十五項、第十七項、第十九項若しくは第二十項の規定が適用される職員に対する第三条及び第四条第二項の規定の適用については、第三条中「給料月額は、条例別表第一の備考2、別表第二の備考2、別表第三の備考2若しくは別表第四イの備考2、ロの備考2若しくはハの備考2の規定、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成十三年埼玉県条例第五号）第五条第一項の表の備考若しくは第二項の表の備考の規定又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十四年埼玉県条例第六十八号）第四条第一項の表の備考の規定を適用しない額に百分の百・四七を乗じて得た額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）をいう。」とあるのは「給料月額は、条例別表第一の備考2、別表第二の備考2、別表第三の備考2又は別表第四イの備考2、ロの備考2若しくはハの備考2の規定（以下「給料表の備考」という。）を適用しない額に百分の百・四七を乗じて得た額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とし、条例附則第十五項、第十七項、第十九項若しくは第二十項に定める給料の額は、給料表の備考を適用しない額に百分の百・四七を乗じて得た額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）をいう。」とする。

附則第三項から第五項までを削る。

（特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則の一部改正）

第二条 特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則（埼玉県人事委員会規

則七一七〇六）の一部を次のように改正する。

附則第一項の見出しを削る。

附則第二項から第四項までを削り、附則第一項の項番号を削る。

第三条 特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則（埼玉県人事委員会規

則七一一一一）の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項を削り、同条第二項中「暫定再任用職員に対する改正後の規

則第六条第二項及び第三項」を「暫定再任用職員（職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和四年埼玉県条例第三十一号。）附則第三条第四項に規定する暫定再任用職員をいう。次条において同じ。）に対するこの規則による改正後の特地勤務手当等に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第五条第一項及び第二項」に、「同条第二項」を「同条第一項」に、「同条第三項」を「同条第二項」に改め、同項を同条第一項とする。

附則第三条第一項中「第六条第二項」を「第五条第一項」に改め、「法第二十二条の四」を「地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第二十二条の四」に改め、「定年前再任用短時間勤務職員」の下に「（法第二十二条の四第一項又は第二十二条の五第一項の規定により採用された職員で法第二十二条の四第一項に規定する短時間勤務の職を占めるものをいう。次項において同じ。）」を加え、同条第二項及び第三項中「第六条第二項」を「第五条第一項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の特地勤務手当等に関する規則の規定は、令和七年四月一日から適用する。

規則

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年十二月二十三日

埼玉県人事委員会委員長 池本誠司

埼玉県人事委員会規則七一一二二

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の調整額に関する規則（埼玉県人事委員会規則七一三九七）の一部を次のように改正する。

第一条第四項中「別表第四ロの備考2」を「別表第四イの備考2、ロの備考2」に、「ものとし、」を「額に百分の百・四七を乗じて得た額とし、」に、「。以下この項において同じ。」の百分の四・五を超えるときは、給料月額」を「に百分の百・四七を乗じて得た額をいう。この項及び次条において「算定基礎給料月額」という。」の百分の四・五を超えるときは、算定基礎給料月額」に改める。

第二条中「調整基本額」の下に「及び算定基礎給料月額」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の給料の調整額に関する規則の規定は、令和七年四月一日から適用する。

規則

職員の給与に関する条例附則第十五項、第十七項、第十九項又は第二十項の規定による給料に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年十二月二十三日

埼玉県人事委員会委員長 池 本 誠 司

埼玉県人事委員会規則七一一二三

職員の給与に関する条例附則第十五項、第十七項、第十九項又は第二十項の規定による給料に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与に関する条例附則第十五項、第十七項、第十九項又は第二十項の規定による給料に関する規則（埼玉県人事委員会規則七一一〇七六）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「別表第四口の備考2」を「別表第四イの備考2、口の備考2」に改め、「給与条例別表第一、別表第二、別表第三又は別表第四口若しくはハが適用される職員については、」を削る。

第六条第一項、第七条第一項、第八条第一項、第九条第一項、第十条第一項及び第十二条第一項中「給与条例別表第一、別表第二、別表第三又は別表第四口若しくはハが適用される職員については、」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の職員の給与に関する条例附則第十五項、第十七項、第十九項又は第二十項の規定による給料に関する規則の規定は、令和七年四月一日から適用する。

規則

職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年十二月二十三日

埼玉県人事委員会委員長 池本誠司

埼玉県人事委員会規則二四一五

職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則

職員の退職管理に関する規則（平成二十八年埼玉県人事委員会規則二四一一）の一部を次のように改正する。

第二十三条第二項中「第二十八条第三項第一号括弧書」を「第二十八条第三項第一号」に、「同法第八十六条第二項に規定する」を「租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十一条の十六の二第一項第一号イに掲げる場合（令和九年以後の各年分にあっては、同項に掲げる場合）における同項の規定による」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 改正後の第二十三条第二項の規定は、この規則の施行の日以後に営利企業以外の事業の団体の地位に就き、又は事業に従事し、若しくは事務を行うこととなつた場合（改正後の第二十三条第一項第一号及び第二号に掲げる場合を除く。以下この項において同じ。）について適用し、同日前に営利企業以外の事業の団体の地位に就き、又は事業に従事し、若しくは事務を行うこととなつた場合については、なお従前の例による。

規則

学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年十二月二十三日

埼玉県教育委員会教育長 日 吉 亨

埼玉県教育委員会規則第三十二号

学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

第一条 学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和三十九年埼玉県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第八条中「第十九条の五第五項」を「第十二条の五第五項」に改める。

第十四条中「百分の三百十五」を「百分の三百二十二・五」に、「百分の三百七十五」を「百分の三百八十二・五」に、「百分の百以下」を「百分の百五以下」に、「百分の百二十」を「百分の百二十五」に、「百分の二百六十二・五」を「百分の二百七十」に改める。

第二条 学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を次のように改正する。

第十四条中「百分の三百二十二・五」を「百分の三百十八・七五」に、「百分の三百八十二・五」を「百分の三百七八・七五」に、「百分の百五」を「百分の百二・五」に、「百分の百二十五」を「百分の百二十二・五」に、「百分の二百七十」を「百分の二百六十六・二五」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和八年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則第十四条の規定は、令和七年十二月一日から適用する。

規則

べき地手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年十二月二十三日

埼玉県教育委員会教育長 日 吉 亨

埼玉県教育委員会規則第三十三号

べき地手当等に関する規則の一部を改正する規則

べき地手当等に関する規則（昭和四十六年埼玉県教育委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「給料」の下に「（）の給料を計算する場合における給料月額は、給料月額（この給料月額を計算する場合には、条例別表第一又は別表第二の備考2の規定を適用しないものとする。）に百分の百・四七を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。次項及び第五条第二項において同じ。）」を加える。

第五条第一項中「の異動」の下に「若しくは新たに学校職員に採用された者の当該採用」を加える。

附則を附則第一項とし、附則に次の二項を加える。

2 条例附則第十項、第十二項又は第十三項の規定の適用を受ける学校職員に対する第三条及び第五条第二項の規定の適用については、当分の間、第三条第一項中「備考2の規定」とあるのは「備考2の規定（以下この項において「給料表の備考」という。）」と、「切り捨てた額」とする」とあるのは「切り捨てた額」とし、この給料には、条例附則第十項、第十二項又は第十三項の規定により給料として支給される額（この額を計算する場合には、給料表の備考を適用しないものとする。）に百分の百・四七を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を含むものとする」とする。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

規則

学校職員の日直手当及び宿直手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年十二月二十三日

埼玉県教育委員会教育長 日 吉 亨

埼玉県教育委員会規則第三十四号

学校職員の日直手当及び宿直手当に関する規則の一部を改正する規則
学校職員の日直手当及び宿直手当に関する規則（昭和四十八年埼玉県教育委員会
規則第八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「四千四百円」を「四千七百円」に、「二千二百円」を「二千三
百五十円」に改め、同条第二号中「七千四百円」を「七千七百円」に、「三千七百
円」を「三千八百五十円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の学校職員の日直手当及び宿直手当に
関する規則の規定は、令和七年四月一日から適用する。

規則

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年十二月二十三日

埼玉県教育委員会教育長　日　吉　　亨

埼玉県教育委員会規則第三十五号

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則

義務教育等教員特別手当に関する規則（昭和五十年埼玉県教育委員会規則第二十七号）の一部を次のように改正する。

第三条中「義務教育等教員特別手当」を「次条第二号で定める校務を分掌する教育職員の義務教育等教員特別手当」に、「この条」を「この項」に改め、「第三条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数」の下に「（次項において「算出率」という。）」を、「規定による短時間勤務をしている教育職員」の下に「（次項において「育児短時間勤務職員等」という。）」を、「第三条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数」の下に「（次項において「育児短時間勤務職員等算出率」という。）」を、「短時間勤務職員」の下に「（次項において「任期付短時間勤務職員」という。）」を、「第三条第四項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数」の下に「（次項において「任期付短時間勤務職員算出率」という。）」を加え、同条に次の一項を加える。

2 次条第一号で定める校務を分掌する教育職員の義務教育等教員特別手当の月額は、前項の規定にかかわらず、前項各号に掲げる教育職員の区分に応じて、当該各号に定める額（定年前再任用短時間勤務教育職員にあつてはその額に算出率を、育児短時間勤務職員等にあつてはその額に育児短時間勤務職員等算出率を、任期付短時間勤務職員にあつてはその額に任期付短時間勤務職員算出率をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とする。）に三千円（定年前再任用短時間勤務教育職員にあつては三千円に算出率を、育児短時間勤務職員等にあつては三千円に育児短時間勤務職員等算出率を、任期付短時間勤務職員にあつては三千円に任期付短時間勤務職員算出率をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とする。）を加算した額とする。

第三条の次に次の一条を加える。

（校務類型）

第三条の二 義務教育等教員特別手当は、次の各号に掲げる校務の種類に応じて支

給する。

一 学級（小学校、中学校、義務教育学校及び高等学校の学級に限り、特別支援

学級を除く。）を担任する業務

二 前号に掲げるもの以外の校務

附則第二項中「同条第一号」を「同条第一項第一号」に、「同条第四号」を「同条

第一項第四号」に改める。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

教育職給料表(2)の適用を受ける者

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
		円	円	円	円	円
	1 から 4 まで	1,300	1,400	2,800	3,400	5,100
	5 から 8 まで	1,300	1,600	3,000	3,500	5,200
	9 から 12 まで	1,400	1,700	3,200	3,600	5,300
	13 から 16 まで	1,500	1,700	3,300	3,800	5,400
	17 から 20 まで	1,600	1,800	3,400	3,800	5,500
	21 から 24 まで	1,700	1,900	3,500	4,000	5,600
	25 から 28 まで	1,800	2,000	3,700	4,100	5,600
	29 から 32 まで	1,900	2,100	3,800	4,100	5,600
	33 から 36 まで	1,900	2,200	3,900	4,200	5,600
	37 から 40 まで	2,000	2,300	4,000	4,400	5,600
	41 から 44 まで	2,200	2,400	4,000	4,400	
	45 から 48 まで	2,200	2,600	4,100	4,600	
	49 から 52 まで	2,300	2,700	4,200	4,700	
	53 から 56 まで	2,400	2,800	4,400	4,700	
	57 から 60 まで	2,400	3,000	4,400	4,800	
	61 から 64 まで	2,500	3,200	4,500	4,900	
	65 から 68 まで	2,600	3,300	4,700	5,000	
	69 から 72 まで	2,600	3,400	4,700	5,100	
	73 から 76 まで	2,700	3,500	4,700	5,100	
	77 から 80 まで	2,800	3,700	4,700	5,200	
	81 から 84 まで	2,800	3,800	4,900	5,200	
	85 から 88 まで	2,800	3,800	5,000	5,200	
	89 から 92 まで	2,900	3,900	5,000	5,300	
	93 から 96 まで	3,000	4,000	5,000	5,300	
	97 から 100 まで	3,100	4,100	5,100	5,300	
	101 から 104 まで	3,100	4,200	5,100	5,300	
	105 から 108 まで	3,200	4,300	5,100	5,300	
	109 から 112 まで	3,200	4,400			
	113 から 116 まで	3,200	4,400			
	117 から 120 まで	3,300	4,500			

別表第2（第3条関係）

教育職給料表(1)の適用を受ける者

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
	1 から 4 まで	円 1,300	円 1,700	円 2,800	円 4,000	円 5,100
	5 から 8 まで	1,300	1,800	3,000	4,100	5,200
	9 から 12 まで	1,400	1,900	3,200	4,100	5,300
	13 から 16 まで	1,500	2,000	3,300	4,200	5,400
	17 から 20 まで	1,600	2,100	3,400	4,400	5,500
	21 から 24 まで	1,700	2,200	3,500	4,400	5,600
	25 から 28 まで	1,800	2,300	3,700	4,600	5,600
	29 から 32 まで	1,900	2,400	3,800	4,700	5,600
	33 から 36 まで	1,900	2,600	3,900	4,700	5,600
	37 から 40 まで	2,000	2,700	4,000	4,800	5,600
	41 から 44 まで	2,200	2,800	4,000	4,900	5,600
	45 から 48 まで	2,200	3,000	4,100	5,000	5,600
	49 から 52 まで	2,300	3,200	4,200	5,100	
	53 から 56 まで	2,400	3,300	4,400	5,100	
	57 から 60 まで	2,400	3,400	4,400	5,200	
定年前再任 用短時間勤 務教育職員 以外の教育 職員	61 から 64 まで	2,500	3,500	4,500	5,200	
	65 から 68 まで	2,600	3,700	4,700	5,300	
	69 から 72 まで	2,600	3,800	4,700	5,300	
	73 から 76 まで	2,700	3,800	4,700	5,300	
	77 から 80 まで	2,800	3,900	4,900	5,400	
	81 から 84 まで	2,800	4,000	4,900	5,500	
	85 から 88 まで	2,800	4,100	5,000	5,500	
	89 から 92 まで	2,900	4,200	5,000		
	93 から 96 まで	3,000	4,300	5,000		
	97 から 100 まで	3,100	4,400	5,100		
	101 から 104 まで	3,100	4,400	5,100		
	105 から 108 まで	3,200	4,500	5,100		
	109 から 112 まで	3,200	4,600			
	113 から 116 まで	3,200	4,700			
	117 から 120 まで	3,300	4,700			

121 から 124 まで	3,300	4,600				
125 から 128 まで	3,300	4,700				
129 から 132 まで		4,700				
133 から 136 まで		4,700				
137 から 140 まで		4,700				
141 から 144 まで		4,700				
145 から 148 まで		4,800				
149 から 152 まで		4,900				
153 から 156 まで		4,900				
157 から 160 まで		4,900				
161		4,900				
定年前再任 用短時間勤 務教育職員			2,200	2,600	3,200	3,500 4,400

この規則は、令和八年一月一日から施行する。

附則

121 から 124 まで	3,300	4,700				
125 から 128 まで	3,300	4,700				
129 から 132 まで	3,400	4,700				
133 から 136 まで	3,400	4,800				
137 から 140 まで	3,400	4,900				
141 から 144 まで	3,500	4,900				
145 から 148 まで	3,500	4,900				
149 から 152 まで	3,500	4,900				
153	3,500					
定年前再任用短時間勤務教育職員	2,200	2,600	3,200	3,500	4,400	

規則

教育職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年十二月二十三日

埼玉県教育委員会教育長　日　吉　　亨

埼玉県教育委員会規則第三十六号

教育職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

教育職員の給料の調整額に関する規則（昭和五十五年埼玉県教育委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第一条第三項中「以下この項において同じ」を「」に百分の百・四七を乗じて得た額（以下この項及び次条において「算定基礎給料月額」という）に、「給料月額の」を「算定基礎給料月額の」に、「相当する額。」を「相当する額」に改める。

第二条中「調整基本額」の下に「及び算定基礎給料月額」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の教育職員の給料の調整額に関する規則の規定は、令和七年四月一日から適用する。

規則

学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年十二月二十三日

埼玉県教育委員会教育長 日 吉 亨

埼玉県教育委員会規則第三十七号

学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の特殊勤務手当に関する規則（平成十一年埼玉県教育委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

第二条 削除

第五条第二号中「七千五百円」を「八千円」に改める。

第七条第二項中「学校職員の給与に関する条例」の下に「（昭和三十一年埼玉県条例第三十三号）」を加える。

附 則

この規則は、令和八年一月一日から施行する。

規則

会計年度任用学校職員の報酬等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年十二月二十三日

埼玉県教育委員会教育長 日 吉 亨

埼玉県教育委員会規則第三十八号

会計年度任用学校職員の報酬等に関する規則の一部を改正する規則

会計年度任用学校職員の報酬等に関する規則（令和二年埼玉県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表第一を次のように改める。

報酬基準額表

区分	非常勤の講師（高等学校の特別非常勤講師を除く。）						高等学校の特別非常勤講師	
	高等学校		特別支援学校		小学校、中学校及び義務教育学校			
	普通免許状	臨時免許状	普通免許状	臨時免許状	普通免許状	臨時免許状		
報酬基準額	416,403円	335,934円	384,317円	310,876円	382,178円	308,941円	435,145円	

備考

- この表において「特別非常勤講師」とは、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第3条の2に規定する非常勤の講師をいう。
- この表の適用を受ける非常勤の講師（高等学校の特別非常勤講師を除く。）の任用時に有する各相当学校の教員の相当免許状が、教育職員免許法第4条第2項に規定する普通免許状であるときは普通免許状欄を、同条第4項に規定する臨時免許状であるときは臨時免許状欄をそれぞれ適用する。
- 特別支援学校の特別非常勤講師については、特別支援学校の普通免許状欄を適用する。

附則

- この規則は、公布の日から施行し、改正後の会計年度任用学校職員の報酬等に関する規則（次項において「改正後の規則」という。）の規定は、令和七年四月一日から適用する。

改正後の規則の規定を適用する場合においては、この規則による改正前の会計年度任用学校職員の報酬等に関する規則の規定に基づいて支給された報酬等は、改正後の規則の規定による報酬等の内扱とみなす。

埼玉県訓令第十六号

訓令

地 本
域 機 関 庁

技能職員の給与等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和七年十二月二十三日

埼玉県知事 大野元裕

技能職員の給与等に関する規程の一部を改正する訓令

第一条 技能職員の給与等に関する規程（昭和四十四年埼玉県訓令第四号）の一部を次のように改正する。

別表第一を次のように改める。

別表第1 (第2条関係)

給料表

職員の区分 号 級	職務の級 号 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
	1	198,200	240,400	260,400	291,600	319,000
	2	199,900	241,200	261,300	292,300	320,300
	3	201,600	242,000	262,200	293,000	321,600
	4	203,300	242,700	263,100	293,500	322,800
	5	205,000	243,400	264,100	294,100	323,700
	6	206,700	244,100	265,000	294,700	324,900
	7	208,300	244,900	266,000	295,300	326,100
	8	209,900	245,600	266,900	295,800	327,200
	9	211,500	246,400	267,800	296,300	328,200
	10	213,000	247,100	268,600	296,900	329,200
	11	214,500	247,800	269,300	297,500	330,300
	12	215,900	248,400	269,700	297,900	331,400
	13	217,300	249,100	270,300	298,300	332,400
	14	218,800	249,500	270,700	298,800	333,400
	15	220,300	250,000	271,100	299,200	334,500
	16	221,800	250,400	271,500	299,500	335,600
	17	223,200	250,900	271,900	299,900	336,600
	18	224,600	251,300	272,400	300,300	337,700
	19	226,000	251,800	272,900	300,700	338,800
	20	227,400	252,200	273,500	301,000	339,800
	21	228,800	252,500	274,200	301,300	340,800
	22	229,800	252,800	274,800	301,700	341,800
	23	230,900	253,100	275,400	302,100	342,700
	24	232,000	253,400	276,200	302,400	343,700
	25	233,000	253,900	277,000	302,700	344,700
	26	233,800	254,400	277,700	303,100	345,600
	27	234,700	254,800	278,200	303,400	346,600
	28	235,500	255,300	278,900	303,800	347,600
	29	236,400	255,800	279,700	304,100	348,600
	30	237,200	256,300	280,400	304,600	349,600
	31	238,000	256,700	281,100	305,000	350,600
	32	238,800	257,100	281,700	305,500	351,500
	33	239,600	257,400	282,400	306,000	352,400
	34	240,100	257,900	283,100	306,400	353,300
	35	240,600	258,400	283,800	306,900	354,100
	36	241,100	258,800	284,400	307,400	355,000

80	254,600	272,700	304,700	329,800			37	241,700	259,200	285,000	307,900	355,90
81	254,800	272,900	305,000	330,000			38	242,200	259,700	285,700	308,500	356,90
82	255,100	273,200	305,500	330,300			39	242,700	260,100	286,300	309,100	357,90
83	255,300	273,500	305,900	330,600			40	243,200	260,500	286,800	309,800	358,80
84	255,600	273,700	306,400	330,800			41	243,700	260,900	287,200	310,300	359,70
85	255,800	273,900	306,700	331,000			42	244,000	261,300	287,700	310,800	360,60
86	256,000	274,100	307,200	331,200			43	244,300	261,800	288,100	311,400	361,50
87	256,300	274,400	307,700	331,500			44	244,700	262,100	288,500	311,900	362,30
88	256,600	274,700	308,000	331,800			45	245,100	262,400	289,000	312,400	363,10
89	256,800	274,900	308,400	332,000			46	245,500	262,800	289,500	312,900	363,90
90	257,100	275,100	308,900	332,300			47	245,900	263,200	290,000	313,500	364,70
91	257,400	275,400	309,400	332,600			48	246,300	263,500	290,300	314,100	365,40
92	257,600	275,600	309,900	332,800			49	246,600	263,900	290,700	314,700	366,10
93	257,800	275,900	310,200	333,000			50	246,900	264,300	291,100	315,400	366,90
94	258,100	276,200	310,600	333,300			51	247,200	264,600	291,500	316,100	367,70
95	258,400	276,500	311,000	333,600			52	247,500	264,900	292,000	316,800	368,30
96	258,600	276,700	311,500	333,800			53	247,700	265,300	292,300	317,400	369,00
97	258,800	276,900	311,900	334,000			54	248,000	265,600	292,700	318,100	369,60
98	259,100	277,200	312,300				55	248,300	265,900	293,200	318,700	370,30
99	259,400	277,400	312,600				56	248,600	266,300	293,700	319,300	371,00
100	259,600	277,700	312,900				57	248,800	266,600	294,100	319,900	371,60
101	259,800	277,900	313,200			定年前	60	249,600	267,500	295,200	321,300	372,60
102	260,100	278,100	313,600			再任用					321,900	373,10
103	260,400	278,400	313,900			毎時間	61	249,800	267,800	296,400	322,400	373,50
104	260,600	278,700	314,300			勤務職員以外の職員	62	250,100	268,100	296,900	322,900	
105	260,800	278,900	314,600				63	250,400	268,400	297,500	323,500	
106		279,100	315,000				64	250,600	268,700	298,000	324,100	
107		279,400	315,400				65	250,800	268,900	298,500	324,700	
108		279,600	315,600				66	251,100	269,200	299,000	325,100	
109		279,900	315,800				67	251,400	269,500	299,500	325,500	
110		280,200	316,100				68	251,600	269,700	300,000	326,000	
111		280,500	316,400				69	251,800	269,900	300,400	326,300	
112		280,700	316,600				70	252,100	270,200	300,800	326,800	
113		280,900	316,800				71	252,400	270,500	301,200	327,300	
114		281,200	317,100				72	252,600	270,700	301,600	327,700	
115		281,400	317,400				73	252,800	270,900	302,000	327,900	
116		281,600	317,600				74	253,100	271,200	302,300	328,200	
117		281,900	317,800				75	253,400	271,500	302,700	328,400	
118		282,200	318,100				76	253,600	271,700	303,100	328,700	
119		282,500	318,400				77	253,800	271,900	303,500	329,000	
120		282,700	318,600				78	254,100	272,200	303,900	329,300	
							79	254,400	272,500	304,300	329,600	

定年前 再任用 短時間 勤務職 員	基 準 給料月額				
	円	円	円	円	円
121	282,900	318,800			
122	283,100	319,100			
123	283,400	319,400			
124	283,700	319,600			
125	283,900	319,800			
126	284,100	320,100			
127	284,400	320,400			
128	284,700	320,600			
129	284,900	320,800			
130	285,100				
131	285,400				
132	285,700				
133	285,900				
134	286,100				
135	286,400				
136	286,700				
137	286,900				

備考 この表の適用を受ける技能職員の給料月額は、この表の額に100分の101.86を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

第二条 技能職員の給与等に関する規程の一部を次のように改正する。

別表第二の四級の項中「単位」を「単位又は単位単位」に改める。

附 則

（施行期日等）

- この訓令は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和八年四月一日から施行する。
- 第一条の規定による改正後の技能職員の給与等に関する規程（次項において「改正後の規程」という。）の規定は、令和七年四月一日から適用する。

（給与の内払）

- 改正後の規程の規定を適用する場合においては、第一条の規定による改正前の技能職員の給与に関する規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

（補則）

- 前項に定めるもののほか、この訓令の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

埼玉県教育委員会訓令第七号

訓令

埼玉県教育局
県立教育機関

技能職員の給与等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和七年十二月二十三日

埼玉県教育委員会教育長 日吉亨

技能職員の給与等に関する規程の一部を改正する訓令

技能職員の給与等に関する規程（昭和四十四年埼玉県教育委員会訓令第四号）の

一部を次のように改正する。

第五条第一項中「別表第五」を「別表第六」に改める。
別表第一を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

給
料
表

職員の区分	職務の級 号 紙	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	198,200	240,400	260,400	291,600	319,000
	2	199,900	241,200	261,300	292,300	320,300
	3	201,600	242,000	262,200	293,000	321,600
	4	203,300	242,700	263,100	293,500	322,800
	5	205,000	243,400	264,100	294,100	323,700
	6	206,700	244,100	265,000	294,700	324,900
	7	208,300	244,900	266,000	295,300	326,100
	8	209,900	245,600	266,900	295,800	327,200
	9	211,500	246,400	267,800	296,300	328,200
	10	213,000	247,100	268,600	296,900	329,200
	11	214,500	247,800	269,300	297,500	330,300
	12	215,900	248,400	269,700	297,900	331,400
	13	217,300	249,100	270,300	298,300	332,400
	14	218,800	249,500	270,700	298,800	333,400
	15	220,300	250,000	271,100	299,200	334,500
	16	221,800	250,400	271,500	299,500	335,600
	17	223,200	250,900	271,900	299,900	336,600
	18	224,600	251,300	272,400	300,300	337,700
	19	226,000	251,800	272,900	300,700	338,800
	20	227,400	252,200	273,500	301,000	339,800
	21	228,800	252,500	274,200	301,300	340,800
	22	229,800	252,800	274,800	301,700	341,800
	23	230,900	253,100	275,400	302,100	342,700
	24	232,000	253,400	276,200	302,400	343,700
	25	233,000	253,900	277,000	302,700	344,700
	26	233,800	254,400	277,700	303,100	345,600
	27	234,700	254,800	278,200	303,400	346,600
	28	235,500	255,300	278,900	303,800	347,600
	29	236,400	255,800	279,700	304,100	348,600
	30	237,200	256,300	280,400	304,600	349,600
	31	238,000	256,700	281,100	305,000	350,600
	32	238,800	257,100	281,700	305,500	351,500
	33	239,600	257,400	282,400	306,000	352,400
	34	240,100	257,900	283,100	306,400	353,300
	35	240,600	258,400	283,800	306,900	354,100
	36	241,100	258,800	284,400	307,400	355,000

80	254, 600	272, 700	304, 700	329, 800			37	241, 700	259, 200	285, 000	307, 900	355, 900
81	254, 800	272, 900	305, 000	330, 000			38	242, 200	259, 700	285, 700	308, 500	356, 900
82	255, 100	273, 200	305, 500	330, 300			39	242, 700	260, 100	286, 300	309, 100	357, 900
83	255, 300	273, 500	305, 900	330, 600			40	243, 200	260, 500	286, 800	309, 800	358, 800
84	255, 600	273, 700	306, 400	330, 800			41	243, 700	260, 900	287, 200	310, 300	359, 700
85	255, 800	273, 900	306, 700	331, 000			42	244, 000	261, 300	287, 700	310, 800	360, 600
86	256, 000	274, 100	307, 200	331, 200			43	244, 300	261, 800	288, 100	311, 400	361, 500
87	256, 300	274, 400	307, 700	331, 500			44	244, 700	262, 100	288, 500	311, 900	362, 300
88	256, 600	274, 700	308, 000	331, 800			45	245, 100	262, 400	289, 000	312, 400	363, 100
89	256, 800	274, 900	308, 400	332, 000			46	245, 500	262, 800	289, 500	312, 900	363, 900
90	257, 100	275, 100	308, 900	332, 300			47	245, 900	263, 200	290, 000	313, 500	364, 700
91	257, 400	275, 400	309, 400	332, 600			48	246, 300	263, 500	290, 300	314, 100	365, 400
92	257, 600	275, 600	309, 900	332, 800			49	246, 600	263, 900	290, 700	314, 700	366, 100
93	257, 800	275, 900	310, 200	333, 000			50	246, 900	264, 300	291, 100	315, 400	366, 900
94	258, 100	276, 200	310, 600	333, 300			51	247, 200	264, 600	291, 500	316, 100	367, 700
95	258, 400	276, 500	311, 000	333, 600			52	247, 500	264, 900	292, 000	316, 800	368, 300
96	258, 600	276, 700	311, 500	333, 800			53	247, 700	265, 300	292, 300	317, 400	369, 000
97	258, 800	276, 900	311, 900	334, 000			54	248, 000	265, 600	292, 700	318, 100	369, 600
98	259, 100	277, 200	312, 300				55	248, 300	265, 900	293, 200	318, 700	370, 300
99	259, 400	277, 400	312, 600				56	248, 600	266, 300	293, 700	319, 300	371, 000
100	259, 600	277, 700	312, 900				57	248, 800	266, 600	294, 100	319, 900	371, 600
101	259, 800	277, 900	313, 200				58	249, 100	266, 900	294, 700	320, 600	372, 100
102	260, 100	278, 100	313, 600				59	249, 400	267, 200	295, 200	321, 300	372, 600
103	260, 400	278, 400	313, 900				60	249, 600	267, 500	295, 800	321, 900	373, 100
104	260, 600	278, 700	314, 300				61	249, 800	267, 800	296, 400	322, 400	373, 500
105	260, 800	278, 900	314, 600				62	250, 100	268, 100	296, 900	322, 900	
106		279, 100	315, 000				63	250, 400	268, 400	297, 500	323, 500	
107		279, 400	315, 400				64	250, 600	268, 700	298, 000	324, 100	
108		279, 600	315, 600				65	250, 800	268, 900	298, 500	324, 700	
109		279, 900	315, 800				66	251, 100	269, 200	299, 000	325, 100	
110		280, 200	316, 100				67	251, 400	269, 500	299, 500	325, 500	
111		280, 500	316, 400				68	251, 600	269, 700	300, 000	326, 000	
112		280, 700	316, 600				69	251, 800	269, 900	300, 400	326, 300	
113		280, 900	316, 800				70	252, 100	270, 200	300, 800	326, 800	
114		281, 200	317, 100				71	252, 400	270, 500	301, 200	327, 300	
115		281, 400	317, 400				72	252, 600	270, 700	301, 600	327, 700	
116		281, 600	317, 600				73	252, 800	270, 900	302, 000	327, 900	
117		281, 900	317, 800				74	253, 100	271, 200	302, 300	328, 200	
118		282, 200	318, 100				75	253, 400	271, 500	302, 700	328, 400	
119		282, 500	318, 400				76	253, 600	271, 700	303, 100	328, 700	
120		282, 700	318, 600				77	253, 800	271, 900	303, 500	329, 000	
							78	254, 100	272, 200	303, 900	329, 300	
							79	254, 400	272, 500	304, 300	329, 600	

定年前 再任用 短時間 勤務職 員	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円
121	282,900	318,800		
122	283,100	319,100		
123	283,400	319,400		
124	283,700	319,600		
125	283,900	319,800		
126	284,100	320,100		
127	284,400	320,400		
128	284,700	320,600		
129	284,900	320,800		
130	285,100			
131	285,400			
132	285,700			
133	285,900			
134	286,100			
135	286,400			
136	286,700			
137	286,900			

備考 この表の適用を受ける技能職員の給料月額は、この表の額に100分の101.86を乗じて得た額
(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)とする。

別表第一中 「4 級 困難な業務に従事する主任の職務
4 級 困難な業務に従事する技能主任又は主任専門員の職務」

4 級 困難な業務に従事する主任又 は主任専門員の職務	4 級 困難な業務に従事する技能主任 又は主任専門員の職務

附 則

(施行期日等)

- この訓令は、公布の日から施行する。ただし、別表第一の改正規定は、令和八年四月一日から施行する。
- この訓令による改正後の別表第一の規定は、令和七年四月一日から適用する。
(給与の内払)
- 改正後の技能職員の給与等に関する規程の規定を適用する場合においては、この訓令による改正前の技能職員の給与等に関する規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の技能職員の給与等に関する規程の規定による給与の内払とみなす。
- 前項に定めるもののほか、この訓令の施行に関し必要な事項は、埼玉県教育委員会が別に定める。

(補則)

4 前項に定めるもののほか、この訓令の施行に関し必要な事項は、埼玉県教育委員会が別に定める。

訓 令

埼玉県人事委員会訓令第二号

埼玉県人事委員会事務局

埼玉県人事委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和七年十二月二十三日

埼玉県人事委員会委員長 池 本 誠 司

埼玉県人事委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令

埼玉県人事委員会事務決裁規程（昭和四十六年埼玉県人事委員会訓令第一号）の

一部を次のように改正する。

別表第三の二職員の給与に関する事務の項事務局長専決事項の欄28中「第六条第二項」を「第五条第一項」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行し、改正後の埼玉県人事委員会事務決裁規程は、令和七年四月一日から適用する。

管 理 規 程

埼玉県公営企業管理規程第十一号

埼玉県企業職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和七年十二月二十三日

埼玉県公営企業管理者 板 東 博 之

埼玉県企業職員給与規程の一部を改正する規程

埼玉県企業職員給与規程（昭和四十一年埼玉県公営企業管理規程第五号）の一部

を次のように改正する。

第二条の三第一項の表を次のように改める。

号給	給料月額
1	405,000
2	455,000
3	508,000
4	574,000
5	655,000
6	765,000
7	893,000

備考 この表の適用を受ける給料月額は、この表の額に100分の101.86を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

第十四条の三第五項中「別表第十一に」の下に「掲げる職種の区分に応じ同表に」を加え、同条第六項中「一級」を「二級」に改め、「の給料月額」の下に「及びその給料月額に百分の二十五を乗じて得た額の合計額」を加える。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800	460,600
38	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400	460,900
39	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	417,900	461,200
40	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800	418,300	461,500
41	249,200	283,200	321,900	370,700	389,600	418,700	461,800
42	249,900	283,900	323,100	371,500	390,400	418,900	462,100
43	250,500	284,600	324,400	372,400	391,200	419,200	462,400
44	251,100	285,300	325,500	373,400	391,900	419,500	462,700
45	251,800	286,000	326,400	374,300	392,600	419,800	463,000
46	252,400	286,600	327,700	375,400	393,300	420,100	
47	253,000	287,300	329,000	376,300	394,000	420,400	
48	253,600	287,900	330,300	377,300	394,700	420,700	
49	254,100	288,600	331,400	378,200	395,200	420,900	
50	254,700	289,200	332,700	378,900	395,800	421,200	
51	255,300	289,900	333,900	379,600	396,400	421,400	
52	255,800	290,600	335,100	380,200	397,100	421,700	
53	256,200	291,100	336,400	380,600	397,500	421,900	
54	256,600	291,700	337,400	381,200	398,100	422,200	
55	256,900	292,300	338,500	381,800	398,700	422,500	
56	257,200	293,000	339,600	382,500	399,200	422,800	
57	257,500	293,600	340,300	382,800	399,600	423,000	
58	257,800	294,200	341,200	383,500	400,200	423,300	
59	258,100	294,800	341,900	384,200	400,800	423,600	
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	60	258,400	295,500	342,700	384,800	401,300	423,800
61	258,700	296,100	343,500	385,100	401,700	424,000	
62	259,000	296,700	343,900	385,600	402,200	424,300	
63	259,300	297,200	344,400	386,200	402,700	424,600	
64	259,600	297,700	345,100	386,800	403,300	424,800	
65	259,900	298,200	345,900	387,100	403,600	425,000	
66	260,200	298,800	346,600	387,700	404,000	425,300	
67	260,500	299,300	347,300	388,400	404,300	425,600	
68	260,800	299,900	347,900	389,000	404,700	425,800	
69	261,100	300,300	348,400	389,400	405,000	426,000	
70	261,400	300,800	349,000	389,900	405,300	426,300	
71	261,700	301,300	349,500	390,500	405,600	426,600	
72	262,000	301,900	350,100	391,000	405,800	426,800	
73	262,300	302,400	350,400	391,500	406,000	427,000	
74	262,600	302,800	350,900	392,100	406,300		
75	262,900	303,100	351,200	392,500	406,600		
76	263,200	303,400	351,600	392,800	406,800		

別表第一（第二条関係）

企 業 職 給 料 表 (一)

職員の区分	職務の級 号 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
		給料月額 円									
	1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700	471,900	525,300	567,100
	2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600	477,200	532,000	574,100
	3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500	482,100	537,100	580,000
	4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300	486,700	541,300	584,800
	5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100	490,700	544,700	588,800
	6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900	494,100	547,900	591,700
	7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700	497,000	550,800	594,100
	8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500	499,500	553,300	596,000
	9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100	501,500	555,300	
	10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600			
	11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100			
	12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600			
	13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100			
	14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400			
	15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700			
	16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900			
	17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100			
	18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400			
	19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700			
	20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900			
	21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000	451,100			
	22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400	451,900			
	23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800	452,700			
	24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200	453,500			
	25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600	454,100			
	26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800	454,700			
	27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000	455,300			
	28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000	455,900			
	29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100	456,600			
	30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300	457,400			
	31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400	457,800			
	32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500	458,500			
	33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200	459,000			
	34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900	459,400			
	35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500	459,800			
	36	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200	460,200			

117		314,600								
118		314,800								
119		315,100								
120		315,400								
121		315,700								
122		315,900								
123		316,200								
124		316,500								
125		316,800								
定年前 再任用 短時間 勤務職 員	基 準 給料月額									
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
	200,300	227,800	269,500	290,100	305,700	331,900	374,800	409,200	462,400	544,100

備

- 1 この表は、企業職給料表(二)の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第2条の3第1項及び第14条に規定する職員を除く。
 - 2 この表の適用を受ける職員の給料月額は、この表の額に100分の101.86を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)とする。

77	263, 500	303, 600	352, 000	393, 200	407, 000
78	263, 800	303, 900	352, 500	393, 700	407, 300
79	264, 100	304, 100	353, 000	394, 100	407, 600
80	264, 400	304, 400	353, 500	394, 500	407, 800
81	264, 700	304, 600	353, 800	394, 900	408, 000
82	265, 000	304, 800	354, 200	395, 400	408, 300
83	265, 300	305, 100	354, 600	395, 800	408, 600
84	265, 600	305, 300	355, 000	396, 200	408, 800
85	265, 900	305, 600	355, 300	396, 500	409, 000
86	266, 200	305, 800	355, 700		
87	266, 500	306, 100	356, 100		
88	266, 800	306, 400	356, 500		
89	267, 100	306, 700	356, 700		
90	267, 400	307, 000	357, 100		
91	267, 700	307, 300	357, 500		
92	268, 000	307, 600	357, 900		
93	268, 300	307, 800	358, 100		
94		308, 000	358, 400		
95		308, 300	358, 800		
96		308, 700	359, 100		
97		308, 900	359, 400		
98		309, 200	359, 800		
99		309, 500	360, 200		
100		309, 900	360, 600		
101		310, 100	361, 100		
102		310, 400	361, 500		
103		310, 700	361, 900		
104		311, 000	362, 300		
105		311, 200	362, 800		
106		311, 500	363, 200		
107		311, 800	363, 500		
108		312, 100	363, 800		
109		312, 300	364, 200		
110		312, 600			
111		313, 000			
112		313, 300			
113		313, 500			
114		313, 700			
115		314, 000			
116		314, 400			

37	241,700	259,200	285,000	307,900	355,900
38	242,200	259,700	285,700	308,500	356,900
39	242,700	260,100	286,300	309,100	357,900
40	243,200	260,500	286,800	309,800	358,800
41	243,700	260,900	287,200	310,300	359,700
42	244,000	261,300	287,700	310,800	360,600
43	244,300	261,800	288,100	311,400	361,500
44	244,700	262,100	288,500	311,900	362,300
45	245,100	262,400	289,000	312,400	363,100
46	245,500	262,800	289,500	312,900	363,900
47	245,900	263,200	290,000	313,500	364,700
48	246,300	263,500	290,300	314,100	365,400
49	246,600	263,900	290,700	314,700	366,100
50	246,900	264,300	291,100	315,400	366,900
51	247,200	264,600	291,500	316,100	367,700
52	247,500	264,900	292,000	316,800	368,300
53	247,700	265,300	292,300	317,400	369,000
54	248,000	265,600	292,700	318,100	369,600
55	248,300	265,900	293,200	318,700	370,300
56	248,600	266,300	293,700	319,300	371,000
57	248,800	266,600	294,100	319,900	371,600
定年前	58	249,100	266,900	294,700	320,600
再任用	59	249,400	267,200	295,200	321,300
短時間	60	249,600	267,500	295,800	321,900
勤務職員以外の職員	61	249,800	267,800	296,400	322,400
	62	250,100	268,100	296,900	322,900
	63	250,400	268,400	297,500	323,500
	64	250,600	268,700	298,000	324,100
	65	250,800	268,900	298,500	324,700
	66	251,100	269,200	299,000	325,100
	67	251,400	269,500	299,500	325,500
	68	251,600	269,700	300,000	326,000
	69	251,800	269,900	300,400	326,300
	70	252,100	270,200	300,800	326,800
	71	252,400	270,500	301,200	327,300
	72	252,600	270,700	301,600	327,700
	73	252,800	270,900	302,000	327,900
	74	253,100	271,200	302,300	328,200
	75	253,400	271,500	302,700	328,400
	76	253,600	271,700	303,100	328,700

別表第二（第二条関係）

企業職給料表(二)

職員の区分	職務の級号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	198,200	240,400	260,400	291,600	319,000
	2	199,900	241,200	261,300	292,300	320,300
	3	201,600	242,000	262,200	293,000	321,600
	4	203,300	242,700	263,100	293,500	322,800
	5	205,000	243,400	264,100	294,100	323,700
	6	206,700	244,100	265,000	294,700	324,900
	7	208,300	244,900	266,000	295,300	326,100
	8	209,900	245,600	266,900	295,800	327,200
	9	211,500	246,400	267,800	296,300	328,200
	10	213,000	247,100	268,600	296,900	329,200
	11	214,500	247,800	269,300	297,500	330,300
	12	215,900	248,400	269,700	297,900	331,400
	13	217,300	249,100	270,300	298,300	332,400
	14	218,800	249,500	270,700	298,800	333,400
	15	220,300	250,000	271,100	299,200	334,500
	16	221,800	250,400	271,500	299,500	335,600
	17	223,200	250,900	271,900	299,900	336,600
	18	224,600	251,300	272,400	300,300	337,700
	19	226,000	251,800	272,900	300,700	338,800
	20	227,400	252,200	273,500	301,000	339,800
	21	228,800	252,500	274,200	301,300	340,800
	22	229,800	252,800	274,800	301,700	341,800
	23	230,900	253,100	275,400	302,100	342,700
	24	232,000	253,400	276,200	302,400	343,700
	25	233,000	253,900	277,000	302,700	344,700
	26	233,800	254,400	277,700	303,100	345,600
	27	234,700	254,800	278,200	303,400	346,600
	28	235,500	255,300	278,900	303,800	347,600
	29	236,400	255,800	279,700	304,100	348,600
	30	237,200	256,300	280,400	304,600	349,600
	31	238,000	256,700	281,100	305,000	350,600
	32	238,800	257,100	281,700	305,500	351,500
	33	239,600	257,400	282,400	306,000	352,400
	34	240,100	257,900	283,100	306,400	353,300
	35	240,600	258,400	283,800	306,900	354,100
	36	241,100	258,800	284,400	307,400	355,000

級の項中「困難な業務を分掌する」を削る。

別表第三の三級の項中第一号及び第二号を削り、第三号の号番号を削り、同表四

117		281,900	317,800			77	253,800	271,900	303,500	329,000
118		282,200	318,100			78	254,100	272,200	303,900	329,300
119		282,500	318,400			79	254,400	272,500	304,300	329,600
120		282,700	318,600			80	254,600	272,700	304,700	329,800
121		282,900	318,800			81	254,800	272,900	305,000	330,000
122		283,100	319,100			82	255,100	273,200	305,500	330,300
123		283,400	319,400			83	255,300	273,500	305,900	330,600
124		283,700	319,600			84	255,600	273,700	306,400	330,800
125		283,900	319,800			85	255,800	273,900	306,700	331,000
126		284,100	320,100			86	256,000	274,100	307,200	331,200
127		284,400	320,400			87	256,300	274,400	307,700	331,500
128		284,700	320,600			88	256,600	274,700	308,000	331,800
129		284,900	320,800			89	256,800	274,900	308,400	332,000
130		285,100				90	257,100	275,100	308,900	332,300
131		285,400				91	257,400	275,400	309,400	332,600
132		285,700				92	257,600	275,600	309,900	332,800
133		285,900				93	257,800	275,900	310,200	333,000
134		286,100				94	258,100	276,200	310,600	333,300
135		286,400				95	258,400	276,500	311,000	333,600
136		286,700				96	258,600	276,700	311,500	333,800
137		286,900				97	258,800	276,900	311,900	334,000
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	101	259,800	277,900	313,200				
		円	円	円	円	円				
		206,200	217,300	235,900	257,800	290,200	102	260,100	278,100	313,600

備考 この表の適用を受ける職員の給料月額は、この表の額に100分の101.86を乗じて得た額
(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額) とする。

別表第五、別表第十及び別表第十一を次のように改める。

別表第十（第十四条、第十四条の二、第十四条の三関係）

会計年度任用職員の報酬等基準額表

職種	標準的な会計年度任用職員の職務を行うもの	相当の知識又は経験を要する会計年度任用職員の職務を行うもの
号給	月額	月額
1	円 204,025	円 246,501
2	205,757	247,825
3	207,386	249,251
4	209,016	250,677
5	210,544	252,103
6	212,276	253,529
7	213,906	254,955
8	215,535	256,381
9	217,063	257,807
10	218,795	259,029
11	220,526	260,354
12	222,258	261,678
13	223,480	262,900
14	225,110	264,122
15	226,740	265,345
16	228,268	266,567
17	229,796	267,688
18	231,425	268,808
19	233,055	269,929
20	234,685	271,049
21	236,315	271,966
22	238,046	272,984
23	239,371	274,003
24	240,695	275,022
25	242,019	276,040

別表第五（第二条関係）

企業職給料表（一）級別職務区分表

職務の級 機関の区分	十級	九級	八級	七級	六級	五級	四級	三級	二級	一級
各機関 共通									主任 主任専門員	主事 技師 専門員
本庁	局長 参事 契約局長 局付	参事 経営企画 部長 水道部長 局付	課長 調整幹 主幹 副室長 副主席工事 検査員 主任工事 検査員 課付	副課長 調整幹 主幹 副室長 副主席工事 検査員 主任工事 検査員 課付	主幹 主幹 主幹 工事検査員 課付	主幹 主幹 主幹 工事検査員 課付				
地域機関 共通							担当部長 所（場）付	担当部長 所（場）付	担当課長 所（場）付	
地域整備 事務所				所長	副所長 支所長					
大久保 浄水場			場長		副場長 部長					
庄和 浄水場				場長	副場長 部長					
行田 浄水場				場長	副場長 部長					
新三郷 浄水場				場長	副場長 部長					
吉見 浄水場				場長	副場長 部長					
水質管理 センター				所長	副所長					
水道整備 事務所				所長	副所長 支所長					

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、公布の日から施行し、改正後の埼玉県企業職員給与規程（附則第三項において「改正後の規程」という。）の規定は、令和七年四月一日から適用する。ただし、別表第三及び別表第五の改正規定は、令和八年四月一日から施行する。
- 2 (改定日前の異動者の号給の調整)
令和七年四月一日（以下この項において「改定日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び別に定めるこれに準ずる職員の改定日における号給については、その者が改定日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
- 3 (給与の内払)
改正後の規程の規定を適用する場合においては、この規定による改正前の埼玉

別表第十一（第十四条の三、第十四条の四関係）

報酬等の調整額表

職種 調整数	標準的な会計年度任用 職員の職務を行うもの	相当の知識又は経験を必要とする会 計年度任用職員の職務を行うもの
	円	円
1	6,600	7,900
2	13,200	15,800
3	19,800	23,700
4	26,400	31,600

県企業職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

（補則）

4 前二項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

管 理 規 程

埼玉県流域下水道事業管理規程第八号

埼玉県下水道局職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和七年十二月二十三日

埼玉県下水道事業管理者 北 田 健 夫

埼玉県下水道局職員給与規程の一部を改正する規程

埼玉県下水道局職員給与規程（平成二十二年埼玉県流域下水道事業管理規程第五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表を次のように改める。

号給	給料月額
1	405,000
2	455,000
3	508,000
4	574,000
5	655,000
6	765,000
7	893,000

備考 この表の適用を受ける職員の給料月額は、この表の額に100分の101.86を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

第十五条の三第五項中「別表第八に」の下に「掲げる職種の区分に応じ同表に」を加え、同条第六項中「一級」を「二級」に改め、「の給料月額」の下に「及びその給料月額に百分の二十五を乗じて得た額の合計額」を加える。

別表第一を次のように改める。

職員の区分 号 級	職務の級 号 級									
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700	471,900	525,300	567,100
2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600	477,200	532,000	574,100
3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500	482,100	537,100	580,000
4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300	486,700	541,300	584,800
5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100	490,700	544,700	588,800
6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900	494,100	547,900	591,700
7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700	497,000	550,800	594,100
8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500	499,500	553,300	596,000
9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100	501,500	555,300	
10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600			
11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100			
12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600			
13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100			
14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400			
15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700			
16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900			
17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100			
18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400			
19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700			
20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900			
21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000	451,100			
22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400	451,900			
23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800	452,700			
24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200	453,500			
25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600	454,100			
26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800	454,700			
27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000	455,300			
28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000	455,900			
29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100	456,600			
30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300	457,400			
31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400	457,800			
32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500	458,500			
33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200	459,000			
34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900	459,400			
35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500	459,800			
36	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200	460,200			

77	263,500	303,600	352,000	393,200	407,000							37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800	460,600					
78	263,800	303,900	352,500	393,700	407,300							38	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400	460,900					
79	264,100	304,100	353,000	394,100	407,600							39	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	417,900	461,200					
80	264,400	304,400	353,500	394,500	407,800							40	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800	418,300	461,500					
81	264,700	304,600	353,800	394,900	408,000							41	249,200	283,200	321,900	370,700	389,600	418,700	461,800					
82	265,000	304,800	354,200	395,400	408,300							42	249,900	283,900	323,100	371,500	390,400	418,900	462,100					
83	265,300	305,100	354,600	395,800	408,600							43	250,500	284,600	324,400	372,400	391,200	419,200	462,400					
84	265,600	305,300	355,000	396,200	408,800							44	251,100	285,300	325,500	373,400	391,900	419,500	462,700					
85	265,900	305,600	355,300	396,500	409,000							45	251,800	286,000	326,400	374,300	392,600	419,800	463,000					
86	266,200	305,800	355,700									46	252,400	286,600	327,700	375,400	393,300	420,100						
87	266,500	306,100	356,100									47	253,000	287,300	329,000	376,300	394,000	420,400						
88	266,800	306,400	356,500									48	253,600	287,900	330,300	377,300	394,700	420,700						
89	267,100	306,700	356,700									49	254,100	288,600	331,400	378,200	395,200	420,900						
90	267,400	307,000	357,100									50	254,700	289,200	332,700	378,900	395,800	421,200						
91	267,700	307,300	357,500									51	255,300	289,900	333,900	379,600	396,400	421,400						
92	268,000	307,600	357,900									52	255,800	290,600	335,100	380,200	397,100	421,700						
93	268,300	307,800	358,100									53	256,200	291,100	336,400	380,600	397,500	421,900						
94	308,000	358,400										54	256,600	291,700	337,400	381,200	398,100	422,200						
95	308,300	358,800										55	256,900	292,300	338,500	381,800	398,700	422,500						
96	308,700	359,100										56	257,200	293,000	339,600	382,500	399,200	422,800						
97	308,900	359,400										57	257,500	293,600	340,300	382,800	399,600	423,000						
98	309,200	359,800										58	257,800	294,200	341,200	383,500	400,200	423,300						
99	309,500	360,200										59	258,100	294,800	341,900	384,200	400,800	423,600						
100	309,900	360,600										60	258,400	295,500	342,700	384,800	401,300	423,800						
101	310,100	361,100										定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	61	258,700	296,100	343,500	385,100	401,700	424,000					
102	310,400	361,500										62	259,000	296,700	343,900	385,600	402,200	424,300						
103	310,700	361,900										63	259,300	297,200	344,400	386,200	402,700	424,600						
104	311,000	362,300										64	259,600	297,700	345,100	386,800	403,300	424,800						
105	311,200	362,800										65	259,900	298,200	345,900	387,100	403,600	425,000						
106	311,500	363,200										66	260,200	298,800	346,600	387,700	404,000	425,300						
107	311,800	363,500										67	260,500	299,300	347,300	388,400	404,300	425,600						
108	312,100	363,800										68	260,800	299,900	347,900	389,000	404,700	425,800						
109	312,300	364,200										69	261,100	300,300	348,400	389,400	405,000	426,000						
110	312,600											70	261,400	300,800	349,000	389,900	405,300	426,300						
111	313,000											71	261,700	301,300	349,500	390,500	405,600	426,600						
112	313,300											72	262,000	301,900	350,100	391,000	405,800	426,800						
113	313,500											73	262,300	302,400	350,400	391,500	406,000	427,000						
114	313,700											74	262,600	302,800	350,900	392,100	406,300							
115	314,000											75	262,900	303,100	351,200	392,500	406,600							
116	314,400											76	263,200	303,400	351,600	392,800	406,800							

別表第三（第二条関係）

下水道企業職給料表級別職務区分表

機関の区分	職務の級	職
各機関共通	一級	主事
		技師
		専門員
	二級	主事
		技師
		専門員
	三級	主任
		主任専門員
本庁	四級	主査
		工事検査員
		課付
	五級	主幹
		主任工事検査員
		課付
	六級	調整幹
		副課長
		主幹
		副室長
		副主席工事検査員
		主任工事検査員
	七級	課長
		管路対策幹
		技術評価幹
		総合技術幹
		主席工事検査員

別表第二の三級の項中第一号及び第二号を削り、第三号の号番号を削り、同表四級の項中「困難な業務を分掌する」を削る。
別表第三を次のように改める。

	117	314,600											
	118	314,800											
	119	315,100											
	120	315,400											
	121	315,700											
	122	315,900											
	123	316,200											
	124	316,500											
	125	316,800											
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 給料月額 円	準 給料月額 円										
		200,300	227,800	269,500	290,100	305,700	331,900	374,800	409,200	462,400	544,100		

備考

- この表は、第3条第1項及び第15条に規定する職員を除く全ての職員に適用する。
- この表の適用を受ける職員の給料月額は、この表の額に100分の101.86を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

別表第七（第十五条関係）

会計年度任用職員の報酬等基準額表

職種	標準的な会計年度任用職員の職務を行うもの	相当の知識又は経験を要する会計年度任用職員の職務を行うもの
号 紙	月額	月額
1	204,025	246,501
2	205,757	247,825
3	207,386	249,251
4	209,016	250,677
5	210,544	252,103
6	212,276	253,529
7	213,906	254,955
8	215,535	256,381
9	217,063	257,807
10	218,795	259,029
11	220,526	260,354
12	222,258	261,678
13	223,480	262,900
14	225,110	264,122
15	226,740	265,345
16	228,268	266,567
17	229,796	267,688
18	231,425	268,808
19	233,055	269,929
20	234,685	271,049
21	236,315	271,966
22	238,046	272,984
23	239,371	274,003
24	240,695	275,022
25	242,019	276,040

別表第七及び別表第八を次のように改める。

地域機関	八級	副参事 局付
		局長 契約局長
		総合技術センター所長
		参事
		局付
	九級	局長 参事 局付
	十級	参事 局付
四級	担当課長 所付	
	五級	担当部長 所付
六級	副所長 担当部長	
		所付
七級	所長	

備考 現に上位の級に決定されている職については、本表にかかわらず、従前の例による。

附 則
(施行期日等)

- 1 この規程は、公布の日から施行し、改正後の埼玉県下水道局職員給与規程（附則第三項において「改正後の規程」という。）の規定は、令和七年四月一日から適用する。ただし、別表第二及び別表第三の改正規定は、令和八年四月一日から施行する。
- 2 (改定日前の異動者の号給の調整)
- 3 令和七年四月一日（以下この項において「改定日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び別に定めるこれに準ずる職員の改定日における号給については、その者が改定日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
- 4 (給与の内払)
- 5 改正後の規程の規定を適用する場合においては、この規程による改正前の埼玉県下水道局職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。
- 6 (補則)

別表第八（第十五条の三、第十五条の四関係）
報酬等の調整額表

職種 調整数	標準的な会計年度任用職員の職務を行うもの 調整額	相当の知識又は経験を必要とする会計年度任用職員の職務を行うもの 調整額
1	6,600	7,900
2	13,200	15,800
3	19,800	23,700
4	26,400	31,600

告 示

埼玉県告示第九百四十五号

埼玉県税条例（昭和二十五年埼玉県条例第三十八号）第二十五条の二第三号ハの規定により、個人の県民税の寄附金税額控除の対象となる法人又は団体を指定したので、埼玉県税条例施行規則（昭和二十五年埼玉県規則第四十一号）第九条の二第三項の規定により告示する。

令和七年十二月二十三日

埼玉県知事 大野元裕

指定年月日	法人又は団体の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地
令和七年十二月五日	日本司法支援センター	理事長 俊介	東京都中野区本町一丁目三十二番二号 ハーモニータワー八階

告 示

埼玉県告示第九百四十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により、次のとおり公金事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

令和七年十二月二十三日

埼玉県知事 大野元裕

一 委託した公金事務、指定公金事務取扱者の名称等及び委託期間

公金事務	指定公金事務取扱者の名称、住所又は事務所の所在地	委託期間
埼玉県立精神保健 福祉センター使用料 及び手数料収納事務	株式会社ニチイ学館 東京都千代田区神田駿河台 四丁目六番地	令和七年十月一日から 令和十年九月三十日まで

二 指定公金事務取扱者の指定をした日

令和七年十月一日

三 委託をした日

令和七年十月一日

告 示

埼玉県告示第九百四十七号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めたので、告示する。

令和七年十二月二十三日

埼玉県知事 大野元裕

一 許可番号

第二〇二三一四三一三号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県北足立郡伊奈町小室字赤羽四千八百一番一外十七筆

三 雨水流出抑制施設の容量

貯留量 千三百四十一・七三五立方メートル

浸透効果量 ○・〇九二三五〇立方メートル

告 示

埼玉県告示第九百四十八号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第二十九条第一項の規定により和光市越後山土地区画整理組合から理事の氏名及び住所の変更の届出があつたので、同条第二項の規定により公告する。

令和七年十二月二十三日

埼玉県知事 大野元裕

（退任した理事の氏名及び住所）

神 杉 一 彦	埼玉県和光市中央二丁目五番一号
富 澤 登	埼玉県和光市南一丁目十五番八号
新 坂 信 昭	埼玉県和光市白子二丁目十番三十号
内 藤 八十一	東京都練馬区大泉町一丁目二十八番十四号
千 野 浩	埼玉県和光市南一丁目十七番五号
柴 崎 豊 明	埼玉県和光市南一丁目十七番九十号
柴 崎 豊 明	東京都練馬区大泉町一丁目二十一番十二号
柴 崎 豊 明	埼玉県和光市南一丁目十六番二十三号
柴 崎 豊 明	埼玉県和光市中央二丁目四番三十九号
柴 崎 豊 明	埼玉県和光市中央二丁目五番一号
柴 崎 豊 明	埼玉県和光市南一丁目十五番八号
柴 崎 豊 明	埼玉県和光市白子二丁目十番三十号
柴 崎 豊 明	東京都練馬区大泉町一丁目二十八番十四号
柴 崎 豊 明	埼玉県和光市南一丁目十七番五号
柴 崎 豊 明	埼玉県和光市南一丁目十七番九十号
柴 崎 豊 明	東京都練馬区大泉町一丁目二十一番十二号
柴 崎 豊 明	埼玉県和光市南一丁目十六番二十三号
柴 崎 豊 明	埼玉県和光市中央二丁目四番三十九号

（就任した理事の氏名及び住所）

柴 崎 いく子	関 口 泰 典	見 留 隆 利	富 澤 順 利	千 野 弥 浩	内 藤 八十一	新 坂 信 昭	富 澤 一 彦	神 杉 一 彦	柴 崎 豊 明
崎玉県和光市中央二丁目四番三十九号	崎玉県和光市南一丁目十六番二十三号	東京都練馬区大泉町一丁目二十一番十二号	埼玉県和光市南一丁目十七番五号	埼玉県和光市白子二丁目十番三十号	埼玉県和光市南一丁目十五番八号	東京都練馬区大泉町一丁目二十八番十四号	埼玉県和光市南一丁目十七番五号	埼玉県和光市中央二丁目四番三十九号	埼玉県和光市南一丁目十七番九十号
埼玉県和光市中央二丁目四番三十九号	崎玉県和光市南一丁目十六番二十三号	東京都練馬区大泉町一丁目二十一番十二号	埼玉県和光市南一丁目十七番五号	埼玉県和光市白子二丁目十番三十号	埼玉県和光市南一丁目十五番八号	東京都練馬区大泉町一丁目二十八番十四号	埼玉県和光市南一丁目十七番五号	埼玉県和光市中央二丁目四番三十九号	埼玉県和光市南一丁目十七番九十号
埼玉県和光市中央二丁目四番三十九号	崎玉県和光市南一丁目十六番二十三号	東京都練馬区大泉町一丁目二十一番十二号	埼玉県和光市南一丁目十七番五号	埼玉県和光市白子二丁目十番三十号	埼玉県和光市南一丁目十五番八号	東京都練馬区大泉町一丁目二十八番十四号	埼玉県和光市南一丁目十七番五号	埼玉県和光市中央二丁目四番三十九号	埼玉県和光市南一丁目十七番九十号
埼玉県和光市中央二丁目四番三十九号	崎玉県和光市南一丁目十六番二十三号	東京都練馬区大泉町一丁目二十一番十二号	埼玉県和光市南一丁目十七番五号	埼玉県和光市白子二丁目十番三十号	埼玉県和光市南一丁目十五番八号	東京都練馬区大泉町一丁目二十八番十四号	埼玉県和光市南一丁目十七番五号	埼玉県和光市中央二丁目四番三十九号	埼玉県和光市南一丁目十七番九十号

告 示

埼玉県告示第九百四十九号

八潮市から草加都市計画公園の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部公園スタジアム課において縦覧に供する。

令和七年十二月二十三日

埼玉県知事 大野元裕

埼玉県告示第九百五十号

告 示

埼玉県都市公園条例（昭和三十六年埼玉県条例第三十八号）別表第二第一号の知事が別に定める額は、次の表の上欄に掲げる公園の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる額とし、令和八年四月一日から施行する。

令和七年十二月二十三日

埼玉県知事 大野元裕

公園名	金額	知事が別に定める額に千分の三・五を乗じて得た額
大宮公園（さいたま市大宮区寿能町及び堀の内町並びに見沼区大和田町地内を除く。）	一八二、九〇九円	六四〇円
戸田公園	一三七、八八八円	四八二円
上尾運動公園	五五、八〇八円	一九五円
秋ヶ瀬公園	二〇、八五三円	七二円
北浦和公園	二七〇、四二八円	九四六円
さきたま古墳公園	一〇、三六五円	三六円
森林公園緑道	四五、六六〇円	一五九円
久喜菖蒲公園	三九、五三三円	一三八円
所沢航空記念公園	一五四、三三三円	五四〇円
しらこばと公園	二四、〇〇〇円	八四円
大宮公園（さいたま市大宮区寿能町及び堀の内町並びに見沼区大和田町地内に限る。）	六五、六五五円	二二九円
こども動物自然公園	三八、九〇〇円	一三六円

秩父公園	八、三六四円	二九円
羽生水郷公園	六、二〇〇円	二一円
吉見総合運動公園	九、八四一円	三四円
さきたま緑道	六、〇〇〇円	二一円
みさと公園	六九、六五三円	二四三円
荒川大麻生公園	三八、三〇〇円	一三四円
川越公園	五〇、〇〇〇円	一七五円
和光樹林公園	一三七、〇〇〇円	四七九円
熊谷スポーツ文化公園	一〇、一七〇円	三五円
北本自然観察公園	一四、四〇二円	五〇円
加須はなさき公園	一二、六〇〇円	四四円
新座緑道	五六、三三三円	一九七円
吉川公園	一五、七三三円	五五円
花の里緑道	八六、一三三円	三〇一円
彩の森入間公園	一二、〇〇三円	四二円
埼玉スタジアム2002公園	一二六、七五〇円	四四三円
狭山稲荷山公園	六三、三六〇円	二二一円
まつぶし緑の丘公園	一九、一六六円	六七円
権現堂公園	一五、五七五円	五四円
春日部夢の森公園	二二一、二六六円	七七円
越谷公園	三三一、二六六円	一一二円

備考 知事が別に定める額に千分の三・五を乗じて得た額は、一平方メートルに

つき一月当たりの額とする。

告 示

埼玉県告示第九百五十一号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和七年十二月二十三日

埼玉県知事 大野元裕

1 購入等件名及び数量

Microsoft 365ライセンス調達及びアカウント管理業務委託 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県教育局県立学校部 ICT教育推進課企画・総合調整担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

令和7年10月30日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社大塚商会 東京都千代田区飯田橋2丁目18番4号

5 落札金額

124,608,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和7年9月16日

告 示

埼玉県本庄県土整備事務所長告示第十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和七年十二月二十三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年十二月二十三日

埼玉県本庄県土整備事務所長 酒井敦司

一 道路の種類 県道
二 路線名 本庄寄居線
三 道路の区域

新 B	新 A	旧 A	旧 新 別
先まで から同市栗崎字前田一四二番二地先		本庄市栗崎字前田一三一一番二地先 から同市栗崎字前河原一一九八番 一三地先まで	区間
一二・〇〇 三三・八六		一二・二五 一五・八三	敷地の幅員 (メートル)
一一二・九〇		一三六・二〇	延長 (メートル)
			備考

告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和七年十二月二十三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年十二月二十三日

一 道路の種類 県道 埼玉県越谷県土整備事務所長 小川 裕嗣
二 路線名 加藤平沼線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
吉川市栄町一五四一一番二地先から 同市栄町一五三七番二地先まで 同市栄町一五三七番一地先まで	吉川市栄町一五四一一番二地先から 同市栄町一五三七番二地先まで	区間
一一・六四〇 一三・二〇	一一・五二〇 一一・六四	敷地の幅員 (メートル)
三三・一〇	三三・一〇	延長 (メートル)
		備考

告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和七年十二月二十三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年十二月二十三日

埼玉県越谷県土整備事務所長 小川 裕嗣

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	備考
加藤平沼線	吉川市栄町一五四一番二地先から 同市栄町一五三七番一地先まで	令和七年十二月二十三日	令和七年十二月二十三日付け埼玉県越谷県土整備事務所長告示十七号で告示した道路予定区域の供用開始である延長三三・一〇メートル。

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和七年十二月二十三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年十二月二十三日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 松本和也

一 道路の種類 県道
二 路線名 春日部久喜線
三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
	久喜市本町四丁目六一一番二地先から 同市本町四丁目四〇三番一地先まで	区 間
二三・〇五 二五・八八	二三・〇五 二三・四九	敷地の幅員 (メートル)
	一一七・二六	延長 (メートル)
		備 考

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第二十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和七年十二月二十三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年十二月二十三日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 松本和也

路 線 名	春日部久喜線
供 用 開 始 の 区 間	久喜市本町四丁目六一番二地先から同市本町四丁目四〇三番一地先まで
供 用 開 始 の 期 日	令和七年十二月二十二日
備 考	令和七年十二月二十二日付け埼玉県戸県土整備事務所長告示第十九号で告示した道路予定区域の一部供用開始である。 延長 一一七・一二六メートル

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第六十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

令和七年十二月二十三日

埼玉県川越建築安全センター所長 国 分 政 勝

一 許可番号

令和七年十二月三日

指令川建セ第〇七〇〇一一号

二 検査済証番号

令和七年十二月十七日

川建セ第〇七〇〇九号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡鳩山町大字赤沼字色原百十六番九十八

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡鳩山町大字大豆戸七百八十六番地二十一

伊藤 恵華

告 示

埼玉県公営企業告示第五十六号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和七年十二月二十三日

埼玉県公営企業管理者 板東博之

1 調達内容

（1）購入等件名及び予定数量（単価契約）

水道用ポリ塩化アルミニウム 6,549 トン（月間最大予定数量 1,371 トン）

（2）購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

（3）契約期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 8 年 9 月 30 日まで

（4）納入場所

埼玉県大久保浄水場

埼玉県庄和浄水場

埼玉県行田浄水場

埼玉県新三郷浄水場

埼玉県吉見浄水場

（5）入札方法

本件入札は「埼玉県電子入札共同システム」（以下「システム」という。）により行う。ただし、システムの利用者登録をしていない業者については、紙媒体の入札書を郵送することによる入札も認める。

また、入札金額は 1 トン当たりの単価を記載すること。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

（1）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

（2）令和 7 年度における埼玉県企業局物品の買入れ等の特定調達契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等（令和 7 年埼玉県公営企業告示第 7 号）に基づき、業種区分が「物品の販売」の A 等級に格付された者で、営業品目が「大分類：工業用薬品、小分類：ポリ塩化アルミニウム」に登録された者であること。

（3）公告日から落札決定までの期間に、企業局の契約に係る入札参加停止等の措置要領に基づく入札参加停止等の措置を受けていない者であること。

（4）公告日から落札決定までの期間に、埼玉県企業局の契約に係る暴力団排除措

置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。

(5) 購入物品について、仕様書の要求する事項を確実に履行できることを証明した者であること。

3 入札参加資格の確認

この入札に参加しようとする者は、次のとおり、一般競争入札参加資格確認申請書（別添様式1－1）（以下「確認申請書」という。）を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、速やかにそれに応じなければならない。

なお、提出する書類の押印については、複写を認めないので注意すること。

(1) 提出期限

令和8年2月4日（水）午後4時（必着）

(2) 提出方法

ア システムで提出する場合

システムから確認申請する。

また、その他必要書類を3（3）に定める機関に郵送（書留郵便（一般書留又は簡易書留）又はレターパックプラス）で提出する（持参不可）。

イ 紙媒体で提出する場合（ただし、システム未登録の者に限る）

3（3）に定める機関に郵送（書留郵便（一般書留又は簡易書留）又はレターパックプラス）で提出する（持参不可）。

(3) 確認申請書等の提出先

（郵便番号）330-0063

（所在地）埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目14番21号

（機関名）埼玉県企業局水道管理課水質担当

（電話番号）048-830-7094（直通）

（メール）a7070-05@pref.saitama.lg.jp

(4) 入札説明書、仕様書、様式等の入手方法

入札情報公開システムからダウンロードして入手すること。ただし、ダウンロードできない場合は、3（3）に定める機関に連絡すること。

(5) 確認結果通知

確認結果の通知は、令和8年2月16日（月）までにシステム又は郵送により行う。

4 仕様書等に関する質問及び回答

(1) 提出先及び方法

質問書（別添様式6）を3（3）に定める機関にシステム又は電子メールにより提出する（持参不可）。電子メールを使用した場合は、電話で着信確認すること。

（2）受付期限

令和8年1月9日（金）午後4時（必着）

（3）質問に対する回答

質問に対する回答は、令和8年1月14日（水）午後4時までに、入札情報公開システムの本案件の発注図書ファイルに掲示する。

5 入札書の提出場所等

（1）入札書受付期間

令和8年2月17日（火）午前9時から令和8年2月20日（金）午後4時まで

（2）提出方法

ア システムで提出する場合

期限までに入札金額等をシステムのファイルに記録する。

イ 紙媒体で提出する場合（システム未登録の者に限る）

5（3）に定める機関に入札書（別添様式2）を期限までに提出する（必着）。

なお、書留郵便（一般書留又は簡易書留）又はレターパックプラスによること（持参不可）。

（3）紙媒体による入札書を郵送する場合の宛先

（郵便番号）330-0063

（所在地）埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目14番21号

（機関名）埼玉県企業局財務課予算・契約・出納担当

（電話番号）048-830-7038（直通）

（4）開札の場所及び日時

ア 開札場所

埼玉県職員会館2階 埼玉県企業局財務課執務室

なお、開札への立会いは不要とする。

イ 開札日時

令和8年2月24日（火）午前9時00分

6 その他

（1）契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

（2）入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は見積もった契約金額に 1 (1) に定める予定数量を乗じた金額に入札保証金の率 (100 分の 5 以上) を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県公営企業財務規程 (昭和 39 年埼玉県公営企業管理規程第 5 号、以下「財務規程」という。) 第 123 条第 2 項第 1 号又は第 4 号の規定に該当する場合は免除する。詳細は、入札説明書による。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に 1 (1) に定める予定数量を乗じた金額に契約保証金の率 (100 分の 10 以上) を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第 110 条第 2 項第 1 号の規定に該当する場合は免除する。詳細は、入札説明書による。

(3) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、確認申請書を令和 8 年 2 月 4 日 (水) 午後 4 時までに提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

イ 入札者は、5 「入札書の提出場所等」に従い、入札書を提出しなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札

ウ 財務規程第 127 条又は埼玉県公営企業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程 (平成 7 年埼玉県公営企業管理規程第 13 号) 第 9 条の規定に該当する入札

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規程第 124 条に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

2 (2) に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、本県所定の競争入札参加資格申請受付システムで必要事項を登録した上、必要な書類

を添付して、下記の機関に提出すること。

(郵便番号) 330-9301

(所 在 地) 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

(機 関 名) 埼玉県総務部入札審査課審査担当 (物品)

(電話番号) 048-830-5775 (直通)

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書による。

7 Summary

(1) Description and scheduled quantity of water chemicals to be purchased:

Polyaluminium Chloride, 5 water filtration plants, total of 6,549 tons

(2) Delivery destinations:

Okubo, Showa, Gyoda, Shin-Misato and Yoshimi Water Filtration Plants

(3) Delivery period: From April 1, 2026 to September 30, 2026

(During this period, the quantity of chemicals that we ordered will be delivered to the specified water filtration plants.)

(4) Deadline for submission of application forms and relevant documents for bidding qualification:

16:00 [+0900 (JST)] on February 4, 2026

(5) Deadline for bids:

16:00 [+0900 (JST)] on February 20, 2026

(6) Note:

All procedures will be conducted in Japanese only.

(7) Other Information :

Details are specified in the "Bidding Instructions" (Japanese).

(8) Contact information:

Waterworks Management Division

Public Enterprise Bureau

Saitama Prefectural Government,

Takasago 3-14-21, Urawa-ku

Saitama-shi, Saitama-ken 330-0063

Japan

Telephone: 048-830-7094 (Japanese)

告 示

埼玉県公営企業告示第五十七号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和七年十二月二十三日

埼玉県公営企業管理者 板東博之

1 調達内容

（1）購入等件名及び予定数量（単価契約）

水道用液体塩素 426 トン（月間最大予定数量 73 トン）

（2）購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

（3）契約期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 8 年 9 月 30 日まで

（4）納入場所

埼玉県大久保浄水場

（5）入札方法

本件入札は「埼玉県電子入札共同システム」（以下「システム」という。）により行う。ただし、システムの利用者登録をしていない業者については、紙媒体の入札書を郵送することによる入札も認める。

また、入札金額は 1 トン当たりの単価を記載すること。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

（1）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

（2）令和 7 年度における埼玉県企業局物品の買入れ等の特定調達契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等（令和 7 年埼玉県公営企業告示第 7 号）に基づき、業種区分が「物品の販売」の A 等級に格付された者で、営業品目が「大分類：工業用薬品、小分類：その他工業用薬品」に登録された者であること。

（3）公告日から落札決定までの期間に、企業局の契約に係る入札参加停止等の措置要領に基づく入札参加停止等の措置を受けていない者であること。

（4）公告日から落札決定までの期間に、埼玉県企業局の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。

（5）購入物品について、仕様書の要求する事項を確実に履行できることを証明した者であること。

3 入札参加資格の確認

この入札に参加しようとする者は、次のとおり、一般競争入札参加資格確認申請書（別添様式1－1）（以下「確認申請書」という。）を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、速やかにそれに応じなければならない。

なお、提出する書類の押印については、複写を認めないので注意すること。

（1）提出期限

令和8年2月4日（水）午後4時（必着）

（2）提出方法

ア システムで提出する場合

システムから確認申請する。

また、その他必要書類を3（3）に定める機関に郵送（書留郵便（一般書留又は簡易書留）又はレターパックプラス）で提出する（持参不可）。

イ 紙媒体で提出する場合（ただし、システム未登録の者に限る）

3（3）に定める機関に郵送（書留郵便（一般書留又は簡易書留）又はレターパックプラス）で提出する（持参不可）。

（3）確認申請書等の提出先

（郵便番号）330-0063

（所在地）埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目14番21号

（機関名）埼玉県企業局水道管理課水質担当

（電話番号）048-830-7094（直通）

（メール）a7070-05@pref.saitama.lg.jp

（4）入札説明書、仕様書、様式等の入手方法

入札情報公開システムからダウンロードして入手すること。ただし、ダウンロードできない場合は、3（3）に定める機関に連絡すること。

（5）確認結果通知

確認結果の通知は、令和8年2月16日（月）までにシステム又は郵送により行う。

4 仕様書等に関する質問及び回答

（1）提出先及び方法

質問書（別添様式6）を3（3）に定める機関にシステム又は電子メールにより提出する（持参不可）。電子メールを使用した場合は、電話で着信確認すること。

（2）受付期限

令和8年1月9日（金）午後4時（必着）

（3）質問に対する回答

質問に対する回答は令和8年1月14日（水）午後4時までに、入札情報公開システムの本案件の発注図書ファイルに掲示する。

5 入札書の提出場所等

（1）入札書受付期間

令和8年2月17日（火）午前9時から令和8年2月20日（金）午後4時まで

（2）提出方法

ア システムで提出する場合

期限までに入札金額等をシステムのファイルに記録する。

イ 紙媒体で提出する場合（システム未登録の者に限る）

5（3）に定める機関に入札書（別添様式2）を期限までに提出する（必着）。

なお、書留郵便（一般書留又は簡易書留）又はレターパックプラスによること（持参不可）。

（3）紙媒体による入札書を郵送する場合の宛先

（郵便番号）330-0063

（所在地）埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目14番21号

（機関名）埼玉県企業局財務課予算・契約・出納担当

（電話番号）048-830-7038（直通）

（4）開札の場所及び日時

ア 開札場所

埼玉県職員会館2階 埼玉県企業局財務課執務室

なお、開札への立会いは不要とする。

イ 開札日時

令和8年2月24日（火）午前9時30分

6 その他

（1）契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

（2）入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は見積もった契約金額に1（1）に定める予定数量を乗じた金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県公営企業財務規程（昭和39年埼玉県公営企業管理規程第5号、

以下「財務規程」という。) 第 123 条第 2 項第 1 号又は第 4 号の規定に該当する場合は免除する。詳細は、入札説明書による。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に 1 (1) に定める予定数量を乗じた金額に契約保証金の率 (100 分の 10 以上) を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第 110 条第 2 項第 1 号の規定に該当する場合は免除する。詳細は、入札説明書による。

(3) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、確認申請書を令和 8 年 2 月 4 日 (水) 午後 4 時までに提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならぬ。

イ 入札者は、5 「入札書の提出場所等」に従い、入札書を提出しなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札

ウ 財務規程第 127 条又は埼玉県公営企業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程 (平成 7 年埼玉県公営企業管理規程第 13 号) 第 9 条の規定に該当する入札

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規程第 124 条に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

2 (2) に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、本県所定の競争入札参加資格申請受付システムで必要事項を登録した上、必要な書類を添付して、下記の機関に提出すること。

(郵便番号) 330-9301

(所 在 地) 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号

(機 関 名) 埼玉県総務部入札審査課審査担当 (物品)

(電話番号) 048-830-5775 (直通)

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から 30 日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書による。

7 Summary

(1) Description and scheduled quantity of water chemicals to be purchased:

Liquefied Chlorine, 1 water filtration plant, total of 426 tons

(2) Delivery destinations:

Okubo Water Filtration Plant

(3) Delivery period: From April 1, 2026 to September 30, 2026

(During this period, the quantity of chemicals that we ordered will be delivered to the Okubo water filtration plant.)

(4) Deadline for submission of application forms and relevant documents for bidding qualification:

16:00 [+0900 (JST)] on February 4, 2026

(5) Deadline for bids:

16:00 [+0900 (JST)] on February 20, 2026

(6) Note:

All procedures will be conducted in Japanese only.

(7) Other Information:

Details are specified in the "Bidding Instructions" (Japanese).

(8) Contact information:

Waterworks Management Division

Public Enterprise Bureau

Saitama Prefectural Government,

Takasago 3-14-21, Urawa-ku

Saitama-shi, Saitama-ken 330-0063

Japan

Telephone: 048-830-7094 (Japanese)

告 示

埼玉県公営企業告示第五十八号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和七年十二月二十三日

埼玉県公営企業管理者 板東博之

1 調達内容

（1）購入等件名及び予定数量（単価契約）

水道用次亜塩素酸ナトリウム 2,945 トン（月間最大予定数量 531 トン）

（2）購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

（3）契約期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 8 年 9 月 30 日まで

（4）納入場所

埼玉県庄和浄水場

埼玉県行田浄水場

埼玉県新三郷浄水場

埼玉県吉見浄水場

江南中継ポンプ所

高倉中継ポンプ所

（5）入札方法

本件入札は「埼玉県電子入札共同システム」（以下「システム」という。）により行う。ただし、システムの利用者登録をしていない業者については、紙媒体の入札書を郵送することによる入札も認める。

また、入札金額は 1 トン当たりの単価を記載すること。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

（1）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

（2）令和 7 年度における埼玉県企業局物品の買入れ等の特定調達契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等（令和 7 年埼玉県公営企業告示第 7 号）に基づき、業種区分「物品の販売」の A 等級に格付された者で、営業品目が「大分類：工業用薬品、小分類：次亜塩素酸ソーダ」に登録された者であること。

（3）公告日から落札決定までの期間に、企業局の契約に係る入札参加停止等の措置要領に基づく入札参加停止等の措置を受けていない者であること。

(4) 公告日から落札決定までの期間に、埼玉県企業局の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。

(5) 購入物品について、仕様書の要求する事項を確実に履行できることを証明した者であること。

3 入札参加資格の確認

この入札に参加しようとする者は、次のとおり、一般競争入札参加資格確認申請書（別添様式1－1）（以下「確認申請書」という。）を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、速やかにそれに応じなければならない。

なお、提出する書類の押印については、複写を認めないので注意すること。

（1）提出期限

令和8年2月4日（水）午後4時（必着）

（2）提出方法

ア システムで提出する場合

システムから確認申請する。

また、その他必要書類を3（3）に定める機関に郵送（書留郵便（一般書留又は簡易書留）又はレターパックプラス）で提出する（持参不可）。

イ 紙媒体で提出する場合（ただし、システム未登録の者に限る）

3（3）に定める機関に郵送（書留郵便（一般書留又は簡易書留）又はレターパックプラス）で提出する（持参不可）。

（3）確認申請書等の提出先

（郵便番号）330-0063

（所在地）埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目14番21号

（機関名）埼玉県企業局水道管理課水質担当

（電話番号）048-830-7094（直通）

（メール）a7070-05@pref.saitama.lg.jp

（4）入札説明書、仕様書、様式等の入手方法

入札情報公開システムからダウンロードして入手すること。ただし、ダウンロードできない場合は、3（3）に定める機関に連絡すること。

（5）確認結果通知

確認結果の通知は、令和8年2月16日（月）までにシステム又は郵送により行う。

4 仕様書等に関する質問及び回答

（1）提出先及び方法

質問書（別添様式6）を3（3）に定める機関にシステム又は電子メールにより提出する（持参不可）。電子メールを使用した場合は、電話で着信確認すること。

（2）受付期限

令和8年1月9日（金）午後4時（必着）

（3）質問に対する回答

質問に対する回答は、令和8年1月14日（水）午後4時までに、入札情報公開システムの本案件の発注図書ファイルに掲示する。

5 入札書の提出場所等

（1）入札書受付期間

令和8年2月17日（火）午前9時から令和8年2月20日（金）午後4時まで

（2）提出方法

ア システムで提出する場合

期限までに入札金額等をシステムのファイルに記録する。

イ 紙媒体で提出する場合（システム未登録の者に限る）

5（3）に定める機関に入札書（別添様式2）を期限までに提出する（必着）。

なお、書留郵便（一般書留又は簡易書留）又はレターパックプラスによること（持参不可）。

（3）紙媒体による入札書を郵送する場合の宛先

（郵便番号）330-0063

（所在地）埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目14番21号

（機関名）埼玉県企業局財務課予算・契約・出納担当

（電話番号）048-830-7038（直通）

（4）開札の場所及び日時

ア 開札場所

埼玉県職員会館2階 埼玉県企業局財務課執務室

なお、開札への立会いは不要とする。

イ 開札日時

令和8年2月24日（火）午前10時00分

6 その他

（1）契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

（2）入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は見積もった契約金額に1（1）に定める予定数量を乗じた金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県公営企業財務規程（昭和39年埼玉県公営企業管理規程第5号、以下「財務規程」という。）第123条第2項第1号又は第4号の規定に該当する場合は免除する。詳細は、入札説明書による。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に1（1）に定める予定数量を乗じた金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第110条第2項第1号の規定に該当する場合は免除する。詳細は、入札説明書による。

（3）入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、確認申請書を令和8年2月4日（水）午後4時までに提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

イ 入札者は、5「入札書の提出場所等」に従い、入札書を提出しなければならない。

（4）入札の無効

次に掲げる入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札

ウ 財務規程第127条又は埼玉県公営企業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成7年埼玉県公営企業管理規程第13号）第9条の規定に該当する入札

（5）契約書作成の要否

要

（6）落札者の決定方法

財務規程第124条に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

（7）手続における交渉の有無

無

（8）競争入札参加資格の付与

2（2）に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、本県所

定の競争入札参加資格申請受付システムで必要事項を登録した上、必要な書類を添付して、下記の機関に提出すること。

(郵便番号) 330-9301

(所在地) 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

(機関名) 埼玉県総務部入札審査課審査担当（物品）

(電話番号) 048-830-5775（直通）

（9）支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

（10）その他詳細は、入札説明書による。

7 Summary

（1）Description and scheduled quantity of water chemicals to be purchased:

Sodium Hypochlorite, 4 water filtration plants and 2 relay pump stations, total of 2,945 tons

（2）Delivery destinations:

Showa, Gyoda, Shin-Misato and Yoshimi Water Filtration Plants

Konan and Takakura Relay Pump Stations

（3）Delivery period: From April 1, 2026 to September 30, 2026

(During this period, the quantity of chemicals that we ordered will be delivered to the specified water filtration plants and relay pump station.)

（4）Deadline for submission of application forms and relevant documents for bidding qualification:

16:00[+0900 (JST)] on February 4, 2026

（5）Deadline for bids:

16:00[+0900 (JST)] on February 20, 2026

（6）Note:

All procedures will be conducted in Japanese only.

（7）Other Information:

Details are specified in the “Bidding Instructions” (Japanese).

（8）Contact information:

Waterworks Management Division

Public Enterprise Bureau

Saitama Prefectural Government,

Takasago 3-14-21, Urawa-ku
Saitama-shi, Saitama-ken 330-0063
Japan
Telephone: 048-830-7094 (Japanese)

告 示

埼玉県公営企業告示第五十九号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和七年十二月二十三日

埼玉県公営企業管理者 板東博之

1 調達内容

（1）購入等件名及び予定数量（単価契約）

水道用粉末活性炭（ウェット炭） 536 トン（月間最大予定数量 160 トン）

（2）購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

（3）契約期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 8 年 9 月 30 日まで

（4）納入場所

埼玉県大久保浄水場

埼玉県庄和浄水場

埼玉県行田浄水場

（5）入札方法

本件入札は「埼玉県電子入札共同システム」（以下「システム」という。）により行う。ただし、システムの利用者登録をしていない業者については、紙媒体の入札書を郵送することによる入札も認める。

また、入札金額は乾燥重量 1 トン当たりの単価を記載すること。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

（1）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

（2）令和 7 年度における埼玉県企業局物品の買入れ等の特定調達契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等（令和 7 年埼玉県公営企業告示第 7 号）に基づき、業種区分「物品の販売」の A 等級に格付された者で、営業品目が「大分類：工業用薬品、小分類：活性炭」に登録された者であること。

（3）公告日から落札決定までの期間に、企業局の契約に係る入札参加停止等の措置要領に基づく入札参加停止等の措置を受けていない者であること。

（4）公告日から落札決定までの期間に、埼玉県企業局の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。

（5）購入物品について、仕様書の要求する事項を確実に履行できることを証明し

た者であること。

3 入札参加資格の確認

この入札に参加しようとする者は、次のとおり、一般競争入札参加資格確認申請書（別添様式1－1）（以下「確認申請書」という。）を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、速やかにそれに応じなければならない。

なお、提出する書類の押印については、複写を認めないので注意すること。

（1）提出期限

令和8年2月4日（水）午後4時（必着）

（2）提出方法

ア システムで提出する場合

システムから確認申請する。

また、その他必要書類を3（3）に定める機関に郵送（書留郵便（一般書留又は簡易書留）及びレターパックプラス）で提出する（持参不可）。

イ 紙媒体で提出する場合（ただし、システム未登録の者に限る）

3（3）に定める機関に郵送（書留郵便（一般書留又は簡易書留）及びレターパックプラス）で提出する（持参不可）。

（3）確認申請書等の提出先

（郵便番号）330-0063

（所在地）埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目14番21号

（機関名）埼玉県企業局水道管理課水質担当

（電話番号）048-830-7094（直通）

（メール）a7070-05@pref.saitama.lg.jp

（4）入札説明書、仕様書、様式等の入手方法

入札情報公開システムからダウンロードして入手すること。ただし、ダウンロードできない場合は、3（3）に定める機関に連絡すること。

（5）確認結果通知

確認結果の通知は、令和8年2月16日（月）までにシステム又は郵送により行う。

4 仕様書等に関する質問及び回答

（1）提出先及び方法

質問書（別添様式6）を3（3）に定める機関にシステム又は電子メールにより提出する（持参不可）。電子メールを使用した場合は、電話で着信確認す

ること。

(2) 受付期限

令和8年1月9日（金）午後4時（必着）

(3) 質問に対する回答

質問に対する回答は、令和8年1月14日（水）午後4時までに、入札情報公開システムの本案件の発注図書ファイルに掲示する。

5 入札書の提出場所等

(1) 入札書受付期間

令和8年2月17日（火）午前9時から令和8年2月20日（金）午後4時まで

(2) 提出方法

ア システムで提出する場合

期限までに入札金額等をシステムのファイルに記録する。

イ 紙媒体で提出する場合（システム未登録の者に限る）

5 (3) に定める機関に入札書（別添様式2）を期限までに提出する（必着）。

なお、書留郵便（一般書留又は簡易書留）又はレターパックプラスによること（持参不可）。

(3) 紙媒体による入札書を郵送する場合の宛先

（郵便番号）330-0063

（所在地）埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目14番21号

（機関名）埼玉県企業局財務課予算・契約・出納担当

（電話番号）048-830-7038（直通）

(4) 開札の場所及び日時

ア 開札場所

埼玉県職員会館2階 埼玉県企業局財務課執務室

なお、開札への立会いは不要とする。

イ 開札日時

令和8年2月24日（火）午前10時30分

6 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は見積もった契約金額に1(1)に定める予定数量を乗じた金額

に入札保証金の率（100 分の 5 以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県公営企業財務規程（昭和 39 年埼玉県公営企業管理規程第 5 号、以下「財務規程」という。）第 123 条第 2 項第 1 号又は第 4 号の規定に該当する場合は免除する。詳細は、入札説明書による。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に 1 (1) に定める予定数量を乗じた金額に契約保証金の率（100 分の 10 以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第 110 条第 2 項第 1 号の規定に該当する場合は免除する。詳細は、入札説明書による。

(3) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、確認申請書を令和 8 年 2 月 4 日（水）午後 4 時までに提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

イ 入札者は、5 「入札書の提出場所等」に従い、入札書を提出しなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札

ウ 財務規程第 127 条又は埼玉県公営企業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成 7 年埼玉県公営企業管理規程第 13 号）第 9 条の規定に該当する入札

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規程第 124 条に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

2 (2) に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、本県所定の競争入札参加資格申請受付システムで必要事項を登録した上、必要な書類を添付して、下記の機関に提出すること。

(郵便番号) 330-9301

(所 在 地) 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

(機 関 名) 埼玉県総務部入札審査課審査担当 (物品)

(電話番号) 048-830-5775 (直通)

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書による。

7 Summary

(1) Description and scheduled quantity of water chemicals to be purchased:

Wet Powdered Activated Carbon, 3 water filtration plants, total of 536 tons

(2) Delivery destinations:

Okubo, Showa and Gyoda Water Filtration Plants

(3) Delivery period: From April 1, 2026 to September 30, 2026

(During this period, the quantity of chemicals that we ordered will be delivered to the specified water filtration plants.)

(4) Deadline for submission of application forms and relevant documents for bidding qualification:

16:00 [+0900 (JST)] on February 4, 2026

(5) Deadline for bids:

16:00 [+0900 (JST)] on February 20, 2026

(6) Note:

All procedures will be conducted in Japanese only.

(7) Other Information:

Details are specified in the "Bidding Instructions" (Japanese).

(8) Contact information:

Waterworks Management Division

Public Enterprise Bureau

Saitama Prefectural Government,

Takasago 3-14-21, Urawa-ku

Saitama-shi, Saitama-ken 330-0063

Japan

Telephone: 048-830-7094 (Japanese)

告 示

埼玉県公営企業告示第六十号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和七年十二月二十三日

埼玉県公営企業管理者 板東博之

1 調達内容

（1）購入等件名及び予定数量（単価契約）

水道用粉末活性炭（ドライ炭） 895 トン（月間最大予定数量 254 トン）

（2）購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

（3）契約期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 8 年 9 月 30 日まで

（4）納入場所

埼玉県大久保浄水場

埼玉県吉見浄水場

（5）入札方法

本件入札は「埼玉県電子入札共同システム」（以下「システム」という。）により行う。ただし、システムの利用者登録をしていない業者については、紙媒体の入札書を郵送することによる入札も認める。

また、入札金額は乾燥重量 1 トン当たりの単価を記載すること。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

（1）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

（2）令和 7 年度における埼玉県企業局物品の買入れ等の特定調達契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等（令和 7 年埼玉県公営企業告示第 7 号）に基づき、業種区分「物品の販売」の A 等級に格付された者で、営業品目が「大分類：工業用薬品、小分類：活性炭」に登録された者であること。

（3）公告日から落札決定までの期間に、企業局の契約に係る入札参加停止等の措置要領に基づく入札参加停止等の措置を受けていない者であること。

（4）公告日から落札決定までの期間に、埼玉県企業局の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。

（5）購入物品について、仕様書の要求する事項を確実に履行できることを証明した者であること。

3 入札参加資格の確認

この入札に参加しようとする者は、次のとおり、一般競争入札参加資格確認申請書（別添様式1－1）（以下「確認申請書」という。）を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、速やかにそれに応じなければならない。

なお、提出する書類の押印については、複写を認めないので注意すること。

（1）提出期限

令和8年2月4日（水）午後4時（必着）

（2）提出方法

ア システムで提出する場合

システムから確認申請する。

また、その他必要書類を3（3）に定める機関に郵送（書留郵便（一般書留又は簡易書留）又はレターパックプラス）で提出する（持参不可）。

イ 紙媒体で提出する場合（ただし、システム未登録の者に限る）

3（3）に定める機関に郵送（書留郵便（一般書留又は簡易書留）又はレターパックプラス）で提出する（持参不可）。

（3）確認申請書等の提出先

（郵便番号）330-0063

（所在地）埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目14番21号

（機関名）埼玉県企業局水道管理課水質担当

（電話番号）048-830-7094（直通）

（メール）a7070-05@pref.saitama.lg.jp

（4）入札説明書、仕様書、様式等の入手方法

入札情報公開システムからダウンロードして入手すること。ただし、ダウンロードできない場合は、3（3）に定める機関に連絡すること。

（5）確認結果通知

確認結果の通知は、令和8年2月16日（月）までにシステム又は郵送により行う。

4 仕様書等に関する質問及び回答

（1）提出先及び方法

質問書（別添様式6）を3（3）に定める機関にシステム又は電子メールにより提出する（持参不可）。電子メールを使用した場合は、電話で着信確認すること。

(2) 受付期限

令和8年1月9日（金）午後4時（必着）

(3) 質問に対する回答

質問に対する回答は、令和8年1月14日（水）午後4時までに、入札情報公開システムの本案件の発注図書ファイルに掲示する。

5 入札書の提出場所等

(1) 入札書受付期間

令和8年2月17日（火）午前9時から令和8年2月20日（金）午後4時まで

(2) 提出方法

ア システムで提出する場合

期限までに入札金額等をシステムのファイルに記録する。

イ 紙媒体で提出する場合（システム未登録の者に限る）

5 (3) に定める機関に入札書（別添様式2）を期限までに提出する（必着）。

なお、書留郵便（一般書留又は簡易書留）又はレターパックプラスによること（持参不可）。

(3) 紙媒体による入札書を郵送する場合のあて先

（郵便番号）330-0063

（所在地）埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目14番21号

（機関名）埼玉県企業局財務課予算・契約・出納担当

（電話番号）048-830-7038（直通）

(4) 開札の場所及び日時

ア 開札場所

埼玉県職員会館2階 埼玉県企業局財務課執務室

なお、開札への立会いは不要とする。

イ 開札日時

令和8年2月24日（火）午前11時00分

6 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は見積もった契約金額に1(1)に定める予定数量を乗じた金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。た

だし、埼玉県公営企業財務規程（昭和 39 年埼玉県公営企業管理規程第 5 号、以下「財務規程」という。）第 123 条第 2 項第 1 号又は第 4 号の規定に該当する場合は免除する。詳細は、入札説明書による。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に 1 (1) に定める予定数量を乗じた金額に契約保証金の率（100 分の 10 以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第 110 条第 2 項第 1 号の規定に該当する場合は免除する。詳細は、入札説明書による。

(3) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、確認申請書を令和 8 年 2 月 4 日（水）午後 4 時までに提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならぬ。

イ 入札者は、5 「入札書の提出場所等」に従い、入札書を提出しなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札

ウ 財務規程第 127 条又は埼玉県公営企業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成 7 年埼玉県公営企業管理規程第 13 号）第 9 条の規定に該当する入札

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規程第 124 条に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

2 (2) に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、本県所定の競争入札参加資格申請受付システムで必要事項を登録した上、必要な書類を添付して、下記の機関に提出すること。

（郵便番号） 330-9301

（所在地） 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号

(機 関 名) 埼玉県総務部入札審査課審査担当 (物品)

(電話番号) 048-830-5775 (直通)

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から 30 日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書による。

7 Summary

(1) Description and scheduled quantity of water chemicals to be purchased:

Dry Powdered Activated Carbon, 2 water filtration plants, total of 895 tons

(2) Delivery destinations:

Okubo and Yoshimi Water Filtration Plants

(3) Delivery period: From April 1, 2026 to September 30, 2026

(During this period, the quantity of chemicals that we ordered will be delivered to the specified water filtration plants.)

(4) Deadline for submission of application forms and relevant documents for bidding qualification:

16:00 [+0900 (JST)] on February 4, 2026

(5) Deadline for bids:

16:00 [+0900 (JST)] on February 20, 2026

(6) Note:

All procedures will be conducted in Japanese only.

(7) Other Information :

Details are specified in the “Bidding Instructions” (Japanese).

(8) Contact information:

Waterworks Management Division

Public Enterprise Bureau

Saitama Prefectural Government,

Takasago 3-14-21, Urawa-ku

Saitama-shi, Saitama-ken 330-0063

Japan

Telephone: 048-830-7094 (Japanese)

告 示

埼玉県公営企業告示第六十一号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和七年十二月二十三日

埼玉県公営企業管理者 板東博之

1 調達内容

（1）購入等件名及び予定数量（単価契約）

水道用濃硫酸 905 トン（月間最大予定数量 249 トン）

（2）購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

（3）契約期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 8 年 9 月 30 日まで

（4）納入場所

埼玉県大久保浄水場

埼玉県庄和浄水場

埼玉県行田浄水場

埼玉県新三郷浄水場

埼玉県吉見浄水場

（5）入札方法

本件入札は「埼玉県電子入札共同システム」（以下「システム」という。）により行う。ただし、システムの利用者登録をしていない業者については、紙媒体の入札書を郵送することによる入札も認める。

また、入札金額は 1 トン当たりの単価を記載すること。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

（1）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

（2）令和 7 年度における埼玉県企業局物品の買入れ等の特定調達契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等（令和 7 年埼玉県公営企業告示第 7 号）に基づき、業種区分「物品の販売」の A 等級に格付された者で、営業品目が「大分類：工業用薬品、小分類：硫酸」に登録された者であること。

（3）公告日から落札決定までの期間に、企業局の契約に係る入札参加停止等の措置要領に基づく入札参加停止等の措置を受けていない者であること。

（4）公告日から落札決定までの期間に、埼玉県企業局の契約に係る暴力団排除措

置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。

(5) 購入物品について、仕様書の要求する事項を確実に履行できることを証明した者であること。

3 入札参加資格の確認

この入札に参加しようとする者は、次のとおり、一般競争入札参加資格確認申請書（別添様式1－1）（以下「確認申請書」という。）を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、速やかにそれに応じなければならない。

なお、提出する書類の押印については、複写を認めないので注意すること。

(1) 提出期限

令和8年2月4日（水）午後4時（必着）

(2) 提出方法

ア システムで提出する場合

システムから確認申請する。

また、その他必要書類を3（3）に定める機関に郵送（書留郵便（一般書留又は簡易書留）又はレターパックプラス）で提出する（持参不可）。

イ 紙媒体で提出する場合（ただし、システム未登録の者に限る）

3（3）に定める機関に郵送（書留郵便（一般書留又は簡易書留）又はレターパックプラス）で提出する（持参不可）。

(3) 確認申請書等の提出先

（郵便番号）330-0063

（所在地）埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目14番21号

（機関名）埼玉県企業局水道管理課水質担当

（電話番号）048-830-7094（直通）

（メール）a7070-05@pref.saitama.lg.jp

(4) 入札説明書、仕様書、様式等の入手方法

入札情報公開システムからダウンロードして入手すること。ただし、ダウンロードできない場合は、3（3）に定める機関に連絡すること。

(5) 確認結果通知

確認結果の通知は、令和8年2月16日（月）までにシステム又は郵送により行う。

4 仕様書等に関する質問及び回答

(1) 提出先及び方法

質問書（別添様式6）を3（3）に定める機関にシステム又は電子メールにより提出する（持参不可）。電子メールを使用した場合は、電話で着信確認すること。

（2）受付期限

令和8年1月9日（金）午後4時（必着）

（3）質問に対する回答

質問に対する回答は、令和8年1月14日（水）午後4時までに、入札情報公開システムの本案件の発注図書ファイルに掲示する。

5 入札書の提出場所等

（1）入札書受付期間

令和8年2月17日（火）午前9時から令和8年2月20日（金）午後4時まで

（2）提出方法

ア システムで提出する場合

期限までに入札金額等をシステムのファイルに記録する。

イ 紙媒体で提出する場合（システム未登録の者に限る）

5（3）に定める機関に入札書（別添様式2）を期限までに提出する（必着）。

なお、書留郵便（一般書留又は簡易書留）又はレターパックプラスによること（持参不可）。

（3）紙媒体による入札書を郵送する場合の宛先

（郵便番号）330-0063

（所在地）埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目14番21号

（機関名）埼玉県企業局財務課予算・契約・出納担当

（電話番号）048-830-7038（直通）

（4）開札の場所及び日時

ア 開札場所

埼玉県職員会館2階 埼玉県企業局財務課執務室

なお、開札への立会いは不要とする。

イ 開札日時

令和8年2月24日（火）午前11時30分

6 その他

（1）契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

（2）入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は見積もった契約金額に1（1）に定める予定数量を乗じた金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県公営企業財務規程（昭和39年埼玉県公営企業管理規程第5号、以下「財務規程」という。）第123条第2項第1号又は第4号の規定に該当する場合は免除する。詳細は、入札説明書による。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に1（1）に定める予定数量を乗じた金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第110条第2項第1号の規定に該当する場合は免除する。詳細は、入札説明書による。

（3）入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、確認申請書を令和8年2月4日（水）午後4時までに提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

イ 入札者は、5「入札書の提出場所等」に従い、入札書を提出しなければならない。

（4）入札の無効

次に掲げる入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札

ウ 財務規程第127条又は埼玉県公営企業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成7年埼玉県公営企業管理規程第13号）第9条の規定に該当する入札

（5）契約書作成の要否

要

（6）落札者の決定方法

財務規程第124条に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

（7）手続における交渉の有無

無

（8）競争入札参加資格の付与

2（2）に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、本県所定の競争入札参加資格申請受付システムで必要事項を登録した上、必要な書類

を添付して、下記の機関に提出すること。

(郵便番号) 330-9301

(所 在 地) 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

(機 関 名) 埼玉県総務部入札審査課審査担当 (物品)

(電話番号) 048-830-5775 (直通)

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書による。

7 Summary

(1) Description and scheduled quantity of water chemicals to be purchased:

Sulfuric Acid, 5 water filtration plants, total of 905 tons

(2) Delivery destinations:

Okubo, Showa, Gyoda, Shin-Misato and Yoshimi Water Filtration Plants

(3) Delivery period: From April 1, 2026 to September 30, 2026

(During this period, the quantity of chemicals that we ordered will be delivered to the specified water filtration plants.)

(4) Deadline for submission of application forms and relevant documents for bidding qualification:

16:00 [+0900 (JST)] on February 4, 2026

(5) Deadline for bids:

16:00 [+0900 (JST)] on February 20, 2026

(6) Note:

All procedures will be conducted in Japanese only.

(7) Other Information :

Details are specified in the "Bidding Instructions" (Japanese).

(8) Contact information:

Waterworks Management Division

Public Enterprise Bureau

Saitama Prefectural Government,

Takasago 3-14-21, Urawa-ku

Saitama-shi, Saitama-ken 330-0063

Japan

Telephone: 048-830-7094 (Japanese)

告 示

埼玉県公営企業告示第六十二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和七年十二月二十三日

埼玉県公営企業管理者 板東博之

1 調達内容

（1）購入等件名及び予定数量（単価契約）

水道用超高塩基度ポリ塩化アルミニウム 1,923 トン
(月間最大予定数量 786 トン)

（2）購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

（3）契約期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 8 年 9 月 30 日まで

（4）納入場所

埼玉県大久保浄水場

埼玉県庄和浄水場

（5）入札方法

本件入札は「埼玉県電子入札共同システム」（以下「システム」という。）により行う。ただし、システムの利用者登録をしていない業者については、紙媒体の入札書を郵送することによる入札も認める。

また、入札金額は 1 トン当たりの単価を記載すること。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

（1）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

（2）令和 7 年度における埼玉県企業局物品の買入れ等の特定調達契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等（令和 7 年埼玉県公営企業告示第 7 号）に基づき、業種区分「物品の販売」の A 等級に格付された者で、営業品目が「大分類：工業用薬品、小分類：ポリ塩化アルミニウム」に登録された者であること。

（3）公告日から落札決定までの期間に、企業局の契約に係る入札参加停止等の措置要領に基づく入札参加停止等の措置を受けていない者であること。

（4）公告日から落札決定までの期間に、埼玉県企業局の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。

（5）購入物品について、仕様書の要求する事項を確実に履行できることを証明し

た者であること。

3 入札参加資格の確認

この入札に参加しようとする者は、次のとおり、一般競争入札参加資格確認申請書（別添様式1－1）（以下「確認申請書」という。）を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、速やかにそれに応じなければならない。

なお、提出する書類の押印については、複写を認めないので注意すること。

（1）提出期限

令和8年2月4日（水）午後4時（必着）

（2）提出方法

ア システムで提出する場合

システムから確認申請する。

また、その他必要書類を3（3）に定める機関に郵送（書留郵便（一般書留又は簡易書留）又はレターパックプラス）で提出する（持参不可）。

イ 紙媒体で提出する場合（ただし、システム未登録の者に限る）

3（3）に定める機関に郵送（書留郵便（一般書留又は簡易書留）又はレターパックプラス）で提出する（持参不可）。

（3）確認申請書等の提出先

（郵便番号）330-0063

（所在地）埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目14番21号

（機関名）埼玉県企業局水道管理課水質担当

（電話番号）048-830-7094（直通）

（メール）a7070-05@pref.saitama.lg.jp

（4）入札説明書、仕様書、様式等の入手方法

入札情報公開システムからダウンロードして入手すること。ただし、ダウンロードできない場合は、3（3）に定める機関に連絡すること。

（5）確認結果通知

確認結果の通知は、令和8年2月16日（月）までにシステム又は郵送により行う。

4 仕様書等に関する質問及び回答

（1）提出先及び方法

質問書（別添様式6）を3（3）に定める機関にシステム又は電子メールにより提出する（持参不可）。電子メールを使用した場合は、電話で着信確認す

ること。

(2) 受付期限

令和8年1月9日（金）午後4時（必着）

(3) 質問に対する回答

質問に対する回答は、令和8年1月14日（水）午後4時までに、入札情報公開システムの本案件の発注図書ファイルに掲示する。

5 入札書の提出場所等

(1) 入札書受付期間

令和8年2月17日（火）午前9時から令和8年2月20日（金）午後4時まで

(2) 提出方法

ア システムで提出する場合

期限までに入札金額等をシステムのファイルに記録する。

イ 紙媒体で提出する場合（システム未登録の者に限る）

5 (3) に定める機関に入札書（別添様式2）を期限までに提出する（必着）。

なお、書留郵便（一般書留又は簡易書留）又はレターパックプラスによること（持参不可）。

(3) 紙媒体による入札書を郵送する場合の宛先

（郵便番号）330-0063

（所在地）埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目14番21号

（機関名）埼玉県企業局財務課予算・契約・出納担当

（電話番号）048-830-7038（直通）

(4) 開札の場所及び日時

ア 開札場所

埼玉県職員会館2階 埼玉県企業局財務課執務室

なお、開札への立会いは不要とする。

イ 開札日時

令和8年2月24日（火）午後2時00分

6 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は見積もった契約金額に1(1)に定める予定数量を乗じた金額

に入札保証金の率（100 分の 5 以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県公営企業財務規程（昭和 39 年埼玉県公営企業管理規程第 5 号、以下「財務規程」という。）第 123 条第 2 項第 1 号又は第 4 号の規定に該当する場合は免除する。詳細は、入札説明書による。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に 1 (1) に定める予定数量を乗じた金額に契約保証金の率（100 分の 10 以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第 110 条第 2 項第 1 号の規定に該当する場合は免除する。詳細は、入札説明書による。

(3) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、確認申請書を令和 8 年 2 月 4 日（水）午後 4 時までに提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

イ 入札者は、5 「入札書の提出場所等」に従い、入札書を提出しなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札

ウ 財務規程第 127 条又は埼玉県公営企業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成 7 年埼玉県公営企業管理規程第 13 号）第 9 条の規定に該当する入札

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規程第 124 条に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

2 (2) に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、本県所定の競争入札参加資格申請受付システムで必要事項を登録した上、必要な書類を添付して、下記の機関に提出すること。

（郵便番号） 330-9301

(所 在 地) 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

(機 関 名) 埼玉県総務部入札審査課審査担当 (物品)

(電話番号) 048-830-5775 (直通)

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書による。

7 Summary

(1) Description and scheduled quantity of water chemicals to be purchased:

Ultra-high Basicity Polyaluminium Chloride, 2 water filtration plants, total of 1,923 tons

(2) Delivery destinations:

Okubo and Showa Water Filtration Plants

(3) Delivery period: From April 1, 2026 to September 30, 2026

(During this period, the quantity of chemicals that we ordered will be delivered to the specified water filtration plants.)

(4) Deadline for submission of application forms and relevant documents for bidding qualification:

16:00 [+0900 (JST)] on February 4, 2026

(5) Deadline for bids:

16:00 [+0900 (JST)] on February 20, 2026

(6) Note:

All procedures will be conducted in Japanese only.

(7) Other Information :

Details are specified in the "Bidding Instructions" (Japanese).

(8) Contact information:

Waterworks Management Division

Public Enterprise Bureau

Saitama Prefectural Government,

Takasago 3-14-21, Urawa-ku

Saitama-shi, Saitama-ken 330-0063

Japan

Telephone: 048-830-7094 (Japanese)

告 示

埼玉県公営企業告示第六十三号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和七年十二月二十三日

埼玉県公営企業管理者 板東博之

1 調達内容

（1）購入等件名及び予定数量（単価契約）

水道用高機能粉末活性炭（ウェット炭） 72 トン
(月間最大予定数量 36 トン)

（2）購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

（3）契約期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 8 年 9 月 30 日まで

（4）納入場所

埼玉県大久保浄水場

（5）入札方法

本件入札は「埼玉県電子入札共同システム」（以下「システム」という。）により行う。ただし、システムの利用者登録をしていない業者については、紙媒体の入札書を郵送することによる入札も認める。

また、入札金額は乾燥重量 1 トン当たりの単価を記載すること。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

- （1）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- （2）令和 7 年度における埼玉県企業局物品の買入れ等の特定調達契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等（令和 7 年埼玉県公営企業告示第 7 号）に基づき、業種区分「物品の販売」の A 等級に格付された者で、営業品目が「大分類：工業用薬品、小分類：活性炭」に登録された者であること。
- （3）公告日から落札決定までの期間に、企業局の契約に係る入札参加停止等の措置要領に基づく入札参加停止等の措置を受けていない者であること。
- （4）公告日から落札決定までの期間に、埼玉県企業局の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。
- （5）購入物品について、仕様書の要求する事項を確実に履行できることを証明した者であること。

3 入札参加資格の確認

この入札に参加しようとする者は、次のとおり、一般競争入札参加資格確認申請書（別添様式1－1）（以下「確認申請書」という。）を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、速やかにそれに応じなければならない。

なお、提出する書類の押印については、複写を認めないので注意すること。

（1）提出期限

令和8年2月4日（水）午後4時（必着）

（2）提出方法

ア システムで提出する場合

システムから確認申請する。

また、その他必要書類を3（3）に定める機関に郵送（書留郵便（一般書留又は簡易書留）及びレターパックプラス）で提出する（持参不可）。

イ 紙媒体で提出する場合（ただし、システム未登録の者に限る）

3（3）に定める機関に郵送（書留郵便（一般書留又は簡易書留）及びレターパックプラス）で提出する（持参不可）。

（3）確認申請書等の提出先

（郵便番号）330-0063

（所在地）埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目14番21号

（機関名）埼玉県企業局水道管理課水質担当

（電話番号）048-830-7094（直通）

（メール）a7070-05@pref.saitama.lg.jp

（4）入札説明書、仕様書、様式等の入手方法

入札情報公開システムからダウンロードして入手すること。ただし、ダウンロードできない場合は、3（3）に定める機関に連絡すること。

（5）確認結果通知

確認結果の通知は、令和8年2月16日（月）までにシステム又は郵送により行う。

4 仕様書等に関する質問及び回答

（1）提出先及び方法

質問書（別添様式6）を3（3）に定める機関にシステム又は電子メールにより提出する（持参不可）。電子メールを使用した場合は、電話で着信確認すること。

(2) 受付期限

令和8年1月9日（金）午後4時（必着）

(3) 質問に対する回答

質問に対する回答は、令和8年1月14日（水）午後4時までに、入札情報公開システムの本案件の発注図書ファイルに掲示する。

5 入札書の提出場所等

(1) 入札書受付期間

令和8年2月17日（火）午前9時から令和8年2月20日（金）午後4時まで

(2) 提出方法

ア システムで提出する場合

期限までに入札金額等をシステムのファイルに記録する。

イ 紙媒体で提出する場合（システム未登録の者に限る）

5（3）に定める機関に入札書（別添様式2）を期限までに提出する（必着）。

なお、書留郵便（一般書留又は簡易書留）又はレターパックプラスによること（持参不可）。

(3) 紙媒体による入札書を郵送する場合の宛先

（郵便番号）330-0063

（所在地）埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目14番21号

（機関名）埼玉県企業局財務課予算・契約・出納担当

（電話番号）048-830-7038（直通）

(4) 開札の場所及び日時

ア 開札場所

埼玉県職員会館2階 埼玉県企業局財務課執務室

なお、開札への立会いは不要とする。

イ 開札日時

令和8年2月24日（火）午後2時30分

6 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は見積もった契約金額に1（1）に定める予定数量を乗じた金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。た

だし、埼玉県公営企業財務規程（昭和 39 年埼玉県公営企業管理規程第 5 号、以下「財務規程」という。）第 123 条第 2 項第 1 号又は第 4 号の規定に該当する場合は免除する。詳細は、入札説明書による。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に 1 (1) に定める予定数量を乗じた金額に契約保証金の率（100 分の 10 以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第 110 条第 2 項第 1 号の規定に該当する場合は免除する。詳細は、入札説明書による。

(3) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、確認申請書を令和 8 年 2 月 4 日（水）午後 4 時までに提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならぬ。

イ 入札者は、5 「入札書の提出場所等」に従い、入札書を提出しなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札

ウ 財務規程第 127 条又は埼玉県公営企業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成 7 年埼玉県公営企業管理規程第 13 号）第 9 条の規定に該当する入札

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規程第 124 条に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

2 (2) に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、本県所定の競争入札参加資格申請受付システムで必要事項を登録した上、必要な書類を添付して、下記の機関に提出すること。

（郵便番号） 330-9301

（所在地） 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号

(機 関 名) 埼玉県総務部入札審査課審査担当 (物品)

(電話番号) 048-830-5775 (直通)

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から 30 日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書による。

7 Summary

(1) Description and scheduled quantity of water chemicals to be purchased:

High-Performance Wet Powdered Activated Carbon, 1 water filtration plant, total of 72 tons

(2) Delivery destination:

Okubo Water Filtration Plant

(3) Delivery period: From April 1, 2026 to September 30, 2026

(During this period, the quantity of chemicals that we ordered will be delivered to Okubo water filtration plant.)

(4) Deadline for submission of application forms and relevant documents for bidding qualification:

16:00 [+0900 (JST)] on February 4, 2026

(5) Deadline for bids:

16:00 [+0900 (JST)] on February 20, 2026

(6) Note:

All procedures will be conducted in Japanese only.

(7) Other Information:

Details are specified in the "Bidding Instructions" (Japanese).

(8) Contact information:

Waterworks Management Division

Public Enterprise Bureau

Saitama Prefectural Government,

Takasago 3-14-21, Urawa-ku

Saitama-shi, Saitama-ken 330-0063

Japan

Telephone: 048-830-7094 (Japanese)

告 示

埼玉県選管告示第六十七号

政治資金規正法に基づく収支報告書等の閲覧及び写しの交付規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年十二月二十三日

埼玉県選挙管理委員会委員長 長峰 宏芳

政治資金規正法に基づく収支報告書等の閲覧及び写しの交付規程の一部を改正する告示

政治資金規正法に基づく収支報告書等の閲覧及び写しの交付規程（昭和二十四年埼玉県選管告示第二十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「又は政治資金監査報告書」を「、政治資金監査報告書又は確認書」に改める。

第三条第一項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 求める収支報告書等の写しの交付の方法（複数の実施の方法を求める場合にあつてはその旨及び当該複数の実施の方法又は写しの交付の請求に係る収支報告書等の部分ごとに異なる写しの交付の方法を求める場合にあつてはその旨及び当該部分ごとの写しの交付の方法）

第四条第三項中「すべて」を「全て」に改める。

附 則

この告示は、令和八年一月一日から施行する。ただし、第三条第一項中第三号を第四号とし、第二号の次に一号を加える改正規定は、公布の日から施行する。

告 示

埼玉県選管告示第六十八号

政党助成法に基づく報告書等閲覧規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年十二月二十三日

埼玉県選挙管理委員会委員長 長峰宏芳

政党助成法に基づく報告書等閲覧規程の一部を改正する告示

政党助成法に基づく報告書等閲覧規程（平成七年埼玉県選管告示第百五十九号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

政党助成法に基づく支部報告書等の閲覧及び写しの交付規程

第一条に見出しとして「（閲覧の請求）」を付し、同条中「第五号」の下に「以下「法」という。」を加え、「報告書等」を「支部報告書等」に改める。

第二条に見出しとして「（閲覧の方法）」を付し、同条中「報告書等」を「支部報告書等」に改める。

第二条の次に次の二条を加える。

（写しの交付の請求）

第三条 法第三十二条第五項の規定により、委員会の受理した支部報告書等の写しの交付を請求しようとする者（以下「請求者」という。）は、次に掲げる事項を記載した書面（次項において「交付請求書」という。）を委員会に提出しなければならない。

一 氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二 写しの交付の請求に係る政党の支部の名称及び支部報告書等に係る支部政党交付金の支給を受け、若しくは支部政党交付金による支出をし、又は支部基金の残高を有した年

三 求める支部報告書等の写しの交付の方法（複数の実施の方法を求める場合にあつてはその旨及び当該複数の実施の方法又は写しの交付の請求に係る支部報告書等の部分ごとに異なる写しの交付の方法を求める場合にあつてはその旨及び当該部分ごとの写しの交付の方法）

四 写しの送付の方法による支部報告書等の写しの交付を求める場合にあつては、その旨

2 委員会は、交付請求書に形式上の不備があると認めるときは、請求者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、委員会は、請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならな

い。

(写しの交付の方法)

第四条 委員会は、法第三十二条第五項の規定による請求を受けたときは、当該請求があつた日から起算して十五日以内に、当該請求に係る支部報告書等の写しを交付するものとする。ただし、前条第二項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、委員会は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を四十五日以内に限り延長することができる。この場合において、委員会は、請求者に対し、速やかに、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

3 法第三十二条第五項の規定による請求に係る支部報告書等が著しく大量であるため、当該請求があつた日から起算して六十日以内にその全てについて第一項の規定による交付をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前二項の規定にかかわらず、委員会は、当該請求に係る支部報告書等のうちの相当の部分につき当該期間内に第一項の規定による交付をし、残りの支部報告書等については相当の期間内に同項の規定による交付をすれば足りる。この場合において、委員会は、同項に規定する期間内に、請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

一 この項を適用する旨及びその理由

二 残りの支部報告書等について第一項の規定による交付をする期限

附 則

この告示は、令和八年一月一日から施行する。